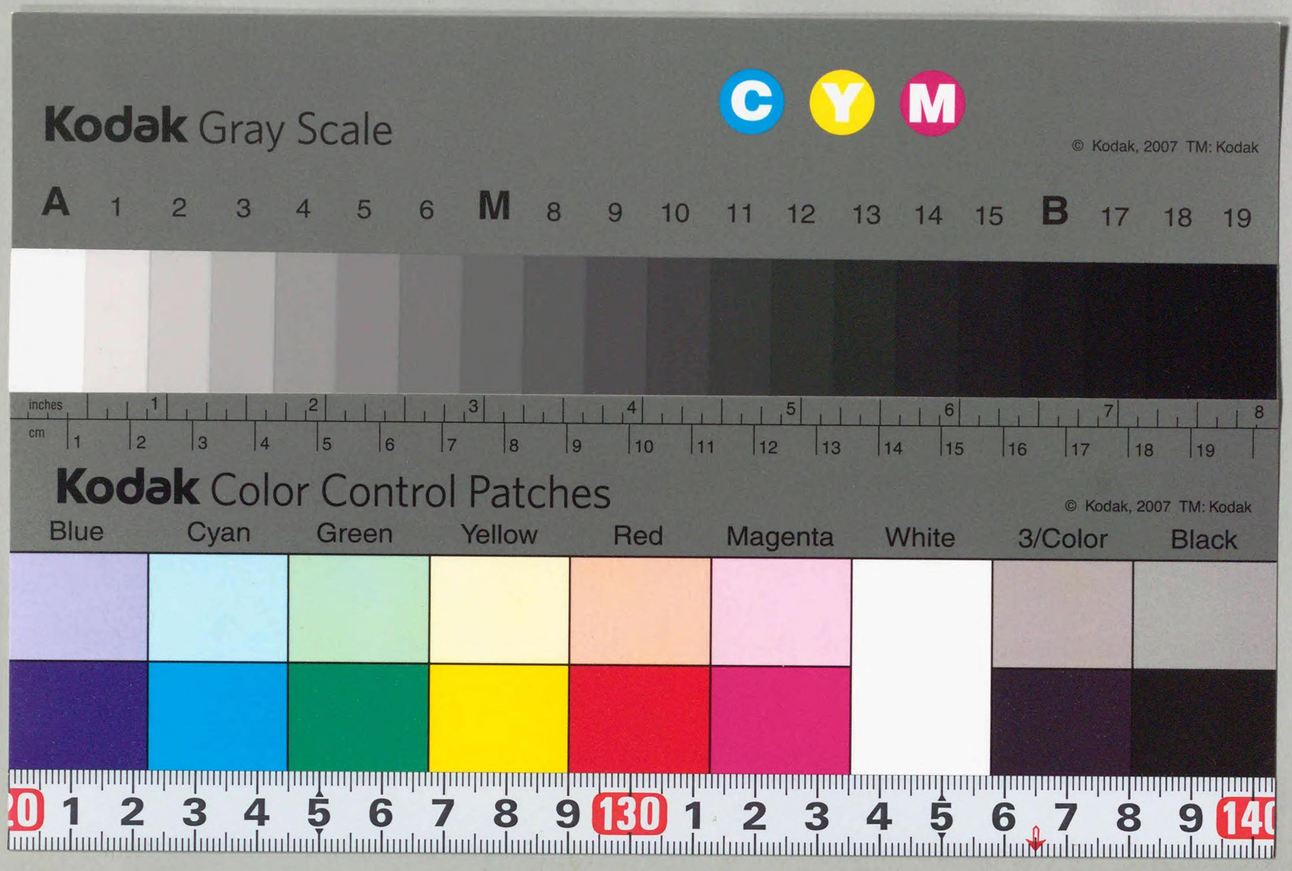

BZ-7-22
12010002078 29

チキナY-65

B2
7
22

昭和三十九年九月

第四十五回（特別）
第四十六回（通常）
国会における

防衛論議

参議院内閣委員会調査室

國會圖書館
60.3.20

まえがき

一、第四十五回および第四十六回国会々期中において、衆・参の両院における防衛に関する論議は、本会議および委員会を通じて、参議院で三十七回（本会議2、内閣5、予算14、決算5、外務2、法務5、科学技術1、文部1、運輸1、社労1）、衆議院では三十四回（本会議2、内閣6、予算15、決算1、科学技術2、外務4、社労3、地方行政1）計七十一回行なわれた。このうち、主要と思われる政府側の答弁について、その要旨を各事項別に収録した。

一、国際軍事情勢については、数多くの論議がなされており、わが国の防衛問題とも不可分の関係にあるが、本稿では直接にわが国の防衛に関連したもののみを収録した。

一、記載様式は簡明を旨としたので、用文も常体形式とした。

一、主要事項については、参考事項並びに過去の経緯を「注」として付記した。

目　次

第一　国際情勢（軍事情勢）……1
一、米国、ソ連等の核兵器……1
二、中共の核武装……3
三、極東情勢……5
四、西欧情勢……7
第二　憲法第九条の解釈……8
第三　日米安保体制……11
一、安保条約関係……11
二、在日米軍の配置調整……14
三、米国原子力潜水艦寄港問題……18
四、在日米国軍事顧問団……19
第四　防衛政策関係……20
一、防衛庁省昇格問題……20
二、防衛政策……21
三、第二次防衛力整備計画……22
第五　防衛庁（自衛隊）関係……24
一、自衛隊の行動……24

二、自衛隊の欠員 …… 65
三、隊員関係 …… 64
四、ナイキ・アジャックスとナイキ・ハーキュリーズ …… 62
五、ナイキ大隊 …… 60
六、F 104 …… 58
七、F 104の継続生産 …… 55
八、予算並びに決算 …… 54
九、国産化 …… 54
十、装備並びに基地 …… 53
十一、部隊並びに学校 …… 52
十二、雑 …… 51
第六 防衛施設庁関係 …… 49
一、提供施設 …… 45
二、基地問題（除く労働問題） …… 42
三、駐留軍関係の労働問題 …… 40
四、町田市における米軍機墜落事故 …… 37
五、水戸射爆場返還問題 …… 35
六、太田小泉飛行場返還問題 …… 34
七、雑 …… 32

第一 国際情勢（軍事情勢）

一、米国、ソ連等の核兵器

○米国・ソ連等各国の核兵器

福田防衛庁長官　「各国における核兵器の保有量は詳らかでないが、核兵器の数としてはアメリカが約五万発、ソ連がその二分一ないし三分一、また、破壊力については専門家の推定として、アメリカ九百億トン、ソ連がその二分一ないし三分一とされている。」

（対　佐多委員　参・外務　39・5・19）

海原防衛庁防衛局長　「ミサイルの保有量は、去る四月十四日の米国国防省の正式発表によると、ＩＣＢＭ（大陸間弾道弾）で現在発射可能のもの七百五十基、ソ連は、この四分一以下（到達距離は異るが、一八五基程度）である。

なお、このほかアメリカの核攻撃力としては、戦略爆撃機五百四十機、ソ連は二百七十機、このほか、ポラリス潜水艦のミサイル・ポラリス百九十二発すなわち潜水艦数が十二隻と国防省で発表している。」

（対　佐多委員　参・外務　39・5・19）

海原防衛庁防衛局長　「現在、米国の持つている核兵器の破壊量はＴＮＴに換算して約九百億トン、ソ連は、三分一、大きく見積つて二分一程度。英国は百分一程度。フランスは現在まで原爆の実験を六回位やつているが、実戦的な核兵器を持つのは、三、四年かかるのではないか。」

海原防衛庁防衛局長　「現在、世界で原子炉をもつている国は三十六ケ国、そのうち核兵器をもつている米、英、ソ、仏に三百九十九、その他の国に百八十七、計五百八十六となつている。さらに、現在核兵器を保有していない国で将来どの国がもつようになるかは解つていない。」

（対　岡委員　衆・外務　39・5・8）

○太平洋におけるポラリス潜水艦の配備

海原防衛庁防衛局長　「太平洋におけるポラリス潜水艦の配備は、シャープ太平洋艦隊司令官の言明またはネービー・タイムスの報道により、本年十月か十一月頃と予想される。基地はワシントン州のバンガー、前進基地はテンダー母艦と共にグアム島、乗員の訓練施設はパールハーバーになると一般に伝えられている。ポラリス潜水艦の建造計画は四十一隻で終ることになつている。」

（対　岡田委員　参・外務　39・5・19）

○ソ連の原子力潜水艦

海原防衛庁防衛局長　「ソ連においては、ミサイルを発射する原子力潜水艦はあるが、未だアメリカのポラリスのように潜水したままで発射できるものは完成していない。基地はウラジオが主であるが、北の方にも若干の基地がある。」

（対　岡田委員　羽生委員　参・外務　39・5・19）

○ＩＣＢＭ（大陸間弾道弾）　ＭＲＢＭ（中距離弾道弾）

海原防衛庁防衛局長　「ＩＣＢＭ　大体二千マイル以上のものが、アメリカ側　四百五十乃至五百、共産圏側は七十五以上、次にＭＲＢＭ　これは七百マイルから二千マイルであるが、これは自由陣営側二百五十、共産陣営七百、これが昨年春の数字である。」

（対　岡田委員　参・外務　39・5・19）

二、中共の核武装

○中共の核武装

福田防衛庁長官　「いろいろの推測が行なわれており、結論的には大体一、二年以内に核爆発が行なわれるのではないか、ただし、これが装備として核装備に至るまでには英国、フランス等の先例を調べて見ても、なお相当の年月がかかるのではないか。英国あたりでも実験用の原子炉が始動してから核装備まで七年、フランスは約十五年かかつておる。」

福田防衛庁長官　「中共とソ連の確執並びに技術協定の破棄によつて核問題についての中共のいろいろな研究開発についてスローダウンしたということは大体一般に考えられておる。いま御指摘のフランスと中共における核情報の交換その他については何等情報を得ていない。」

（対　川崎委員　衆・予算　39・1・31）

福田防衛庁長官　「中共は核装備に至るまでには相当の年月を要する。これは中共の責任ある者が卒直に認めている。」

（対　佐多委員　参・外務　39・5・19）

海原防衛庁防衛局長　「中共には原子炉が四基あるといわれており、そのうち北京は確認されている。他は西安とか重慶とか満州といわれているが確認されていない。北京の実験用原子炉の熱出力も一万あるいは七千キロワットと伝えられているが、これも確認までに至つていない。また、ソ連科学者の中途引揚さらに電力開発等で条件が整つていない。」

（対　森委員　参・外務　39・5・19）

○中共の脅威

大平外相　「現段階において直ちに軍事的経済的脅威があるというようには私は感じていない。」

福田防衛庁長官　「現在の時点においては軍事的脅威は感じていない。ただ問題はよく世間で論じられている核爆発の実験とか、将来いろいろな要素が出たときは、影響力は相当にある。」

（対　藤田委員　参・予算　39・3・3）

福田防衛庁長官　「特に中共の核爆発に関しアメリカ側と協議したことはない。アジア地域において政治的にも軍事的にも相当の影響力はあるものと考えている。」

（対　岡委員　参・科学　39・2・13）

○中共の核武装に対する日本の態度

福田防衛庁長官　「防衛庁としては核兵器を持たないことが基本的な鉄則である。問題はすぐ目の前にある隣国の強大な中共という国がたとえ十年後、或いは何年後にしろ核装備しようとの意図を示したことは当然無関心ではない。ただわれわれの核兵器を保有しないという鉄則から考え、現在のところは日米安保体制という共同防衛の基盤に立つてアメリカの抑制力に期待するのが、私どもの考えである。」

（対　菊池委員　衆・外務　39・2・26）

（対　穂積委員　衆・外務　39・5・13）

三、極東情勢

○極東における配備状況

海原防衛庁防衛局長　「極東における米軍の核装備の状況は詳らかでないが、沖縄には地対地のミサイル・メースがあり、オネストジョン、ナイキ・ハーキュリーズ地対空のミサイルもある。また、核兵器が貯蔵されているのではないかと推測されている。

ソ連の核装備の状況は、沿海州、樺太等に中距離弾道弾が展開されている。この機種も六ないし八あり、核弾頭のものである。ソ連の爆撃機あるいは戦闘機等にも空対地のミサイル装備が可能であるし、地対空のミサイルのうちには、相当数核兵器の核弾頭を装備したものもある。

台湾には米軍の作戦部隊はいないので核兵器はないと思われる。

朝鮮には、従来あつたマタドールに代りメースが展開されているとの情報があつたが、これは誤りで原子砲的なものと推定される。」

（対　佐多委員　参・外務　39・5・19）

福田防衛庁長官　「ソ連は地下実験をセミパラチンスクで行なつているが、中共が将来行なう場合、対外効果を考慮することは分りきつているので、少なくとも、東南アジア地域に相当な影響を及ぼすことは十分予測される。」

○沖縄における米軍

福田防衛庁長官　「沖縄における米軍事基地は、アジアの平和と安全を維持するため現段階においては必要と考えている。これを必要としない客観情勢の出現を期待してやまない。」

（対　佐多委員　参・本会議　39・4・27）

福田防衛庁長官　「沖縄における米軍の存在は、アジアにおける平和を維持するための抑制力であると判断している。」

（対　川上委員　衆・本会議　39・1・24）

○沖縄に対する原子力潜水艦の寄港

海原防衛庁防衛局長　「緊急避難的な場合に寄港することは当然予想される。」

（対　佐多委員　参・外務　39・5・19）

○第五空軍、第七艦隊

福田防衛庁長官　「第五空軍は府中に司令部があり、日本においては板付、横田、三沢に基地がある。なお韓国には第三百十四師団があり、第七艦隊については旗艦ブロビデンスに司令部があり、基地として釜山、横須賀、佐世保、主としてスビツツ湾（フィリピン）、こういう各地に基地が存在する。」

（対　亀田委員　参・予算　39・3・23）

（対　森委員　参・外務　39・5・19）

○第七艦隊の核武装

海原防衛庁防衛局長　「第七艦隊所属の艦艇が核爆弾あるいは核ミサイルを保有しているかは不明である。」

（対　佐多委員　参・外務　39・5・19）

四、西欧情勢

○NATOの多角的核戦力構想に対する西欧各国の態度

海原防衛庁防衛局長　「NATOの多角的な核戦力構想に対しては、まずイギリスは、ナッソー協定に基づき戦略核装備をポラリス潜水艦の建造を主体としている。フランスはナッソー協定に反対して独自にNATOの管理を受けない核装備を考えているようである。西ドイツはNATOの統合核戦力を保有する意味でナッソー協定に賛成しており、夫々各国情によつて異なつている。

なお、ナッソーで千九百六十二年十二月十八日から四日間にわたつてケネデイ米大統領とマクミランが核防衛組織に関する共同声明を発表している。」

（対　佐多委員　参・外務　39・5・19）

○フランスの立場

福田防衛庁長官　「フランスの核武装なり核実験をとめることは困難のようである。ドゴールの演説でも水爆はフランスの独立を保障するものであり、対米関係からも国際的発言力の大きを背景になると頗る意欲的である。」

（対　佐多委員　参・外務　39・5・19）

第二　憲法第九条の解釈

○憲法改正

池田首相　「私は憲法改正すべからず、しないというはつきりしたことは云つていない。いろいろ憲法の制定の経過から云つて、これについて検討を加える必要はある。そしてこの検討の結果、国民が改正すべきものなりやということについても十分お考えいただけるだろう。もし改正するとすれば、どういう点について改正を要するか、どういう点について改正すべからずということについて国民の総意があらわれると思う。私はその意味で、憲法調査会の報告が、内閣、あるいは内閣を通じて国会に出された場合には内閣において十分この問題に検討を加えることを考えたい。また国会においても、わが党としては、八年間にわたつての憲法問題を十分審査された結果について願くば、各党を通じて、そういう調査機関を設け真剣にこの問題を考慮すべきであると考えている。調査会の報告が出れば党とはかつて国会内の政党に共同の調査機関の設置を申入れてはどうかと私は党の総裁としてはかるつもりである。」

（対　村山委員　衆・内閣　39・6・25）

○憲法第九条の解釈

林法制局長官　「現在において憲法の解釈は実質的に変つていない。九条一項についてはいわゆる自衛権を放棄していない。自衛のための武力行動はできるのだという考え方をとつている。つまり自衛権を放棄していないということは、外部からの侵略を受けた場合には、これに対して抵抗というか、侵略を排除するための必要な限度は武力行動ができるのが九条一項の解釈である。この点私は大方の学者にほとんど異論はないと思う。問題は九条二項であるが、ただ二項は「前項の目的を達するため」ということばがあり、前項と無関係ではない。即ち一項ではいわゆる他国に脅威を与えるような戦争あるいは武力の行使、武力による威嚇を禁止している。その裏面として自衛のための措置を禁止しているわけでない。その意味から、二項の規定は結局自衛のために必要な限度において武力の行使が可能であるということを考えて、その範囲において必要を最小限度の自衛的な力を持つことは九条二項の禁止事項ではない。このように考えている、いわゆる自衛のための必要最小限度の実力と言うか、こういうものは九条二項で禁止している戦力に入らない。」

麻生政府委員（防衛庁参事官）　「最近では戦力とは、単純に戦い得る力と考えていい。しかし、憲法九条二項は第一項をうけている規定で、第一項は自衛権を否定していないと解している。従つて、自衛権の行使の裏づけとなるような自衛力というか防衛力というものは、憲法は禁止していない。そういう防衛力を持つかどうかという問題は政策的に考えるべきことである。憲法九条以下で禁じている戦力というのは、自衛のための必要最小限度の力をこえた戦力である。

要するに、自衛隊として自衛のための必要最小限度内の自衛力であるので、憲法で規定している戦力には該当しないと解している。」

（対　藤田委員　参・予算　39・3・3）

○憲法九条（李ラインとの関係で）

池田首相　「私は自衛隊の海上部隊が演習することは憲法上認められていると考える。ただ、それによ

（対　稲葉委員　参・法務　39・3・26）

り他国を威嚇するということは憲法上許されていない。」

「公海上において自衛隊が訓練演習することは憲法上認められておると考えている。」

（対　石橋委員　衆・内閣　39・3・26）

○防禦的核兵器は憲法違反でないというが、防禦的核兵器とは何か

福田防衛庁長官　「私どもの考えている点は、理論的法理的には防禦的に核兵器を持ち得る。しかし政策的、並びに政治的に特に政府の基本的方針としては核装備しない。いわば抽象的法理論と現実論二つに分けて答えたのではないか、防禦的核兵器の内容については政府委員より。」

海原防衛庁防衛局長　「一つの兵器をつかまえて、これが防禦用、これが攻撃用ということは非常にむづかしい問題で、その武器の使われる目的、環境等に応じて判断して行きたい。そう申しても常識的に、要撃戦闘機とか、高射砲とか、地対空のミサイルであるとかは一般的に防禦的兵器と考えられておる。」

（対　横路委員　衆・予算分科会　39・2・19）

○海外派兵（国連警察軍）

福田防衛庁長官　「わが国の外交政策の基本として国連の強化、協力が中心であることは御承知の通り。ただ問題は自衛隊が国連の対外的活動になぜ協力できないか、海外派兵という点は現憲法の解釈としては私どもはなし得ないものとの解釈をとつている。問題は国連の活動については、かりに海外に国連の警察軍的なものが派遣された場合に、それがどういう動機で設置され、その内容がどういうメンバーで構成されているか、その任務はどうか、あらゆる観点から検討し、また慎重に対処すべきである。」

「ただいまのところ自衛隊法を改正して国連警察軍に対する協力をするということは考えていない。法的にはこの国会においてもしばしば論議されたとおり、きわめて厳格な意味における警察的な任務にはいいのではないかという議論も成り立つようだが、政治論としては、これは非常に慎重に取組まねばならぬ。こう考えている。」

（対　菊池委員　衆・外務　39・2・26）

（注）　憲法九条解釈の従来の変遷については当調査室編の「憲法第九条の「戦力」に関する国会論争の経過」を参照。

同書は岸内閣までとなつている、池田内閣になつてからも戦力解釈については岸内閣と変つていない。

ただ、第三十八回国会（昭和三十六年）自衛隊の国連軍参加が問題となつた折の池田首相の次の答弁が憲法解釈上新しく注目をひいた。

池田首相「憲法第九条の解釈としては国連警察軍というか国連警察軍というか、ほんとうに治安あるいは選挙の監視こういう平和目的のために出るような場合がある時にはその組織、機能、目的等から考えて憲法違反でない場合もあり得る。」

（衆・予算　36・3・4）

第三　日米安保体制

一、安保条約関係

○日米安保条約の改定

池田首相　「いまのような状態に非常な変化がなければ大体このままいくとすれば、日米安保条約は一九七〇年以後においてもつづけていきたい。」

（対　藤田委員　参・予算　39・3・3）

○重要な装備の変更

福田防衛庁長官　「日米安保協定があるので、重要な装備の変更あるいは一定単位以上の移動の場合には、事前協議の対象となるが、単に飛行機の性能の向上は装備の変更とは考えていない。重要な装備とは、核弾頭および中距離、長距離ミサイルの持ちこみ、右ミサイル基地の建設の三点に限定することは政府の一致した見解である。」

海原防衛庁防衛局長　「ファントム（Ｆ４重戦闘機）あるいはスカイウオリアー（Ａ３攻撃機）等は、多目的の戦闘機に類別されているので、単なる機種変更で装備変更ではない。」

（対　横川委員長・相沢委員　参・決算　39・3・11）

○安保条約第四条の随時協議

池田首相　「米軍が日本から引揚げる場合、国内における移動などは事前協議の対象とならず、第四条の協議に入る。」

（対　淡谷委員　衆・予算　38・12・14）

○沖縄の米軍は在日空軍に入るか

麻生政府委員（防衛庁参事官）　「沖縄の航空師団は第五空軍の隷下に入つておる。ただ在日米軍と申すのは文字どおり日本において、日本の基地を使用している米軍のことを申すわけで、いわゆる在日空軍には該当しない、在日空軍ということば自身決つているものでない。」

「米軍が日本に来て日本の施設、区域を使用する限りにおいて、いわゆる安保条約、あるいは地位協定の適用をうけている。別に条約とか地位協定には駐留軍という言葉はなく俗語で使つているだけである。」

（対　楢崎委員　衆・予算・分科会　39・2・19）

○第七艦隊の別府使用

林法制局長官　「地位協定第五条に港の出入国のことが書いてある。そこで港に入れることになつているがその場合の港は合意議事録で通常開港ということになつている。（常にあらゆる場合に開港に限ると書いていない）そこで結局不開港についても、日本側の差しつかえない場合には、港湾当局、外務省当局あるいは防衛庁当局の判断でやつているものと考えている。」

（対　横路委員　衆・予算　39・1・30）

○第七艦隊の動静

海原防衛庁防衛局長　「第七艦隊については横須賀と佐世保が日本における基地である。横須賀と佐世保にいる艦艇については私のほうの海上自衛隊のそれぞれ地方総監部が毎日、現在横須賀にはどういう船種が何隻入つているか、佐世保に何隻入つているかということについて先方から通知を受けてそれをそれぞれの指揮系統を通じ中央に報告して居る。私のところに毎日横須賀佐世保における米艦隊の動静については連絡が来ることになつている。ただしこれはアメリカ軍との情報交換ということでお互の義務として通報しているものではない。」

（対　鈴木委員　参・決算　39・3・11）

二、在日米軍の配置調整

○米軍の配置転換、及びその理由

池田首相　「米軍の防衛力の近代化あるいは増強等により、一部のものが向こうに帰つても、日本の国防の安全性に支障がないと考えたのであろう。また、日本における日本自体の防衛力も相当進んでまいつたので、米軍の配置転換は適当である。そして日本の安全に何ら支障がない、こうして行なわれたのであろう。」

（対　淡谷委員　衆・予算　39・2・4）

大平外相　「私とラスク国務長官との話し合いにおいては、これは要するに最近のアメリカ軍の世界的な再配置というか計画がすゝんでいる。その一環として日本においても再調整が行なわれているが、これについては、何ら安保条約上の義務に影響があるべき性質のものではない、兵器の発達から当然輸送力がふえたために起つた現象であるということの簡単な解明がありましただけである。」

（対　中井委員　衆・予算　39・2・10）

福田防衛庁長官　「すでに九月の末に最初に申し入れがあつた時に三ケ条にわたり、防音装置の問題或いは駐留軍労務者の問題、さらに今申した102の問題等条件を提出して三ケ月余にわたつて折衝して国防省その他と話し合いがついたというのが実情である。」

「昨年十二月三十一日並びに本年一月三十一日の共同声明並びに米軍の発表以外はいまのところ米軍撤退の話はない。」

（対　淡谷委員　衆・予算　39・2・4）

海原防衛庁防衛局長　「共同声明発表前再三打合せがあつた。一部の兵力移動により米軍の戦力は低下するものではないと明確な回答があつた。」

○F105の移動

福田防衛庁長官　「F105は本月十三日に三十五機、板付から横田に移り、残りは六月二十日までに移転を完了する。」

（対　石橋委員　衆・内閣　39・6・22）

○F102　F105の残留部隊

海原防衛庁防衛局長　「F102については三沢と横田と夫々一飛行隊が残留する。」

「F105は当分日本にいる見通しである。」

（対　横路委員　衆・予算　39・2・19）

○F100の交代制

福田防衛庁長官　「三沢基地のF100は常時駐留の制度を改めてローテーション交代制でやる。これはドル防衛の見地からの申出があつた。しかし防衛力全般から影響がない。したがつて交代制をとるということである。」

「まだいわゆる全面的に常時駐留を改めて有時駐留という形にはなつていないと考えている。」

（対　淡谷委員　衆・予算　39・2・4）

○F102の板付引揚げ

福田防衛庁長官　「板付の102の引揚げの問題は見ようでは局部的に欠陥を生ずることは事実である。その結果日米間に話し合いがはじまり、わが方から提案をしたたちようど104のスコードロンが今年の三月末までに新田原に編成を終る。大体地形その他の慣熟のため、これが実戦に役立つのは大体十月と見ている。したがつて十月まで穴があくというか……この点について話合いがまとまり、それは一月三十日の発表のとおりで、102は引揚げるが、横田基地から数機十月一日まではわがほうの新田原の任務達成の出来るまで、その任務に服するということになり、この支障も解決いたしたわけである。」

（アメリカの負担で十月一日まで数機スクランブル緊急発進の任務につくということになり一月三十日発表）

（対　淡谷委員　衆・予算　39・2・4）

○F102の購入

福田防衛庁長官　「アメリカからこの問題に対するある種の提案があつた。しかし102の問題については双方の合意に達するまで一切公表しないことになつておる。」

（対　淡谷委員　衆・予算　39・2・4）

福田防衛庁長官　「昨年末申入れがありその中に102の問題でもし日本側で希望があれば売つてもよろしいという話があつた。しかし性能の上からいつてもずいぶん問題があるし、特に104を目下生産中である。第三次防衛にも大きな影響がある問題であるので、まず買うか、買わないか、あるいは買うとすればどうかという根本問題を十分検討する必要がある。各部局に命じて検討中である。

（対　永末委員　衆・予算　39・2・14）

○今後の板付基地

福田防衛庁長官　「十月一日以降の板付基地は一部の新聞報道では中継という言葉を使つているが、正確にいうとオペレーショナルベースといつて米軍も発表しているが、私どもの得ている情報ないし報告では随時使用するという形が適切である。」

小野防衛施設庁長官　「十月一日以降における板付基地の管理権は従来通り米軍側に残る。」

（対　楢崎委員　衆・予算分科会　39・2・19）

福田防衛庁長官　「米軍側としては訓練用並びに予備的な前進基地として今後も使用したい、こういう話し合いで現在に至つている。」

「機能なり規模なりが縮小されるが基地としての性格自体は変らない」

（対　楢崎委員　衆・内閣　39・6・22）

（注）　在日米軍の配置調整については、昭和三十八年十二月三十一日「在日米軍の配置調整について」の日米共同発表並びにブレストン在日米軍司令官兼第五空軍司令官発表がなされた。

その主なる内容は次の通り

1　F105三飛行隊を今春九州の板付基地から横田基地に移動させ、横田基地のB57三飛行隊は引揚げる。

2　三沢基地のF100飛行隊を米本国に引揚げる。

3　立川基地のC124飛行隊一を引揚げる。

更に三十九年一月三十日　在日米軍および第五空軍は

F102部隊を本年七月一日までに板付基地より米本国に撤退すると発表。

三、米国原子力潜水艦寄港問題

○米国原子力潜水艦寄港問題

池田首相　「たびたびお答えしている通り、われわれは核兵器は持たない。しかし原子力を推進力とする原子力潜水艦の寄港は、安保条約上断わるわけにはいかない。ただ日本は唯一の被爆国であり、国民のこれに対する関心も各国にその例を見ない程非常に強いのであるから、安全性ということについてアメリカと十分打ち合せをしている。まだ交渉中であつて確たる回答はないので、寄港問題についての話合いはまだペンデイングの状態である。」

（対　山内委員　衆・内閣　39・6・25）

大平外相　「安全性の問題について日米間で折衝をつづけている。それがまだ完結するに至つていない。完結すると国民に公表したいと考えている。それからサブロックの問題は、公式にはまだ開発の途上にあると聞いているので、これが現実に実用されているとは聞いていない。」

（対　亀田委員　参・予算　39・3・5）

○サブロック

福田防衛庁長官　「サブロックの開発については昨年十一月の米国防省発表よりまだ実用段階に入つていない。」

（対　川上議員　衆・本会議　39・1・24）

四、在日米国軍事顧問団

○軍事顧問団

福田防衛庁長官　「市ケ谷にあつてその長はワージングトン准将である。」

海原防衛庁防衛局長　「任務はアメリカから日本に供与貸与を受けた装備品がその目的通りに使われているかどうか、その状況を調査することが、現在においては主任務となつている。過去においては警察予備隊創設の当初各部隊の教育訓練、これの指導を担当していた。人員は総計約五〇〇名いたが、現在では軍人一二〇前後、軍属三〇前後、合せて一五〇程度である。このほか、労務者として一六〇程度の者が雇用される。これが現在の状況である。」

（対　淡谷委員　衆・予算　39・2・4）

麻生政府委員（防衛庁参事官）　「その任務はMSA協定第七条に規定されているが、具体的には、日本に対する軍事援助の事務をやる窓口になつている。毎年われわれとしては予算と関連して援助を受ける品目を考え、これを軍事顧問団を通じて米政府に援助を要請する。軍事顧問団はここで一応いろいろな意見をつけて本国政府に書類を出す。本国政府はその書類にもとづいて調整して軍事予算を議会に出す。軍事援助予算が決り日本にどういう援助をするか決つてそれをこちらに連絡してくる。そういう役目が一つ。それから従来は、物の引渡しというものがあつたが、そういうものに立合う、あるいは自衛隊の教育訓練についてあつせんする。在日米軍をつかう場合のあつせんもやる。或いは米国において軍事援助として教いない。」

育を施す場合の本国政府との間の窓口となつて連絡する。それ以外に日本に対して行つた軍事援助が効果的に行なわれているかどうかを見るために自衛隊のそうしたもののあるところを見て、いろいろ意見があれば助言してくれる。あるいはそのものの使用方法というようなものに対して自衛隊のためになる助言をしてもらつているというのが実際の現在における軍事顧問団の活動状況である。」

（対　木村委員　参・予算分科会　39・3・25）

○軍事顧問団費

上田防衛庁経理局長　「これに関する経費は、昭和三十九年度予算で相互防衛援助協定交付金として、軍事顧問団交付金が三億五千五百万円、住宅公団交付金が六千万円、計四億一千五百万円である。」

渡部大蔵省説明員　「軍事顧問団の住宅費は、本国から住宅手当として支給された額の不足額（昭和三十六年度で六千九百二十万円）を日本政府で交付することになつている。また、昭和三十六年度における管理費は一億三千七百九十三万円である。（住宅数は百五十戸）

（対　相沢委員　参・決算　39・3・11）

第四　防衛政策関係

一、防衛庁省昇格問題

○防衛庁の省昇格問題

池田首相　「防衛庁の省への昇格問題についてはわが党において、昨年総務会で決定され、内閣にすみやかにこの措置をとるべしという申し出が出ている。従つて政府としてはただいま検討を加えている。政府の検討が済んで御審議を頂く段階に至るまでにおいて私は臨時行政調査会の意見を聞きたいという気持でいる。何分まだ成案ができていないので、できるだけ早く案をつくるべく努力中である。」

（対　石橋委員　衆・内閣　39・3・26）

池田首相　「憲法調査会との関係はないと思う。（中略）また国防に関する問題であるので要すれば国防会議を開くようになることと思う。」

（対　小平委員　衆・予算　39・2・11）

福田防衛庁長官　「防衛庁の省昇格問題は、昨年六月に自民党の総務会で正式機関において決定をみ、来るべき通常国会の劈頭に提案するという基本的な方策が定められた。しかしながら紆余曲折があり、非常に時間がおくれ、漸く先般閣議決定を見たわけである。なお御指摘の行政管理庁の意見の相違については、閣議決定の直前において、昇格に対しては異存はないが、しかし政治的優先その他の条件を守つてもらいたいという御要望があつたが、一応閣議決定を見たことは御承知の通りである。したがつて政府としては直ちに提案すべき筋合のものである。またわれわれとしては省昇格はあらゆる点から見ても適切であり、必要であるとの考えをいまだに強くもつているが、まことに残念ながら、時間の

都合でいろいろ遅延し、今国会の会期もわずかでまことに不本意、遺憾千万ではあるが、この国会には提出は極めて困難な見通しである。」

（対　石橋委員　衆・内閣　39・6・20）

○防衛庁省昇格の理由

福田防衛庁長官　「二千六百十二億という膨大な予算を持ち、二十七万という陸海空の自衛官を擁し、質的に云つても充実した防衛力、自衛力を持つている。防衛省として、従来の、いま現在の総理府の外局から離れて、独立した省として性格を与えられると、多くの利点が考えられる。その第一は専任大臣が明確な責任と義務を与えられる。またいままでは、常に総理府を通じての事務で非常に煩瑣であり、時間的にもむだが多かつたが、独立の省になれば当然独立して防衛行政が非常に効率化される。またさらに、自衛官の士気の高揚に役立ち、国民各位に国防に対する正しい認識も深められる。このようなあらゆる観点から国防省に昇格するのが適切である。」

（対　瀬谷委員　参・予算分科会　39・3・25）

二、防衛政策

○自衛力

池田首相　「自衛力というものは、やはり国力、国情に沿い、また世界の情勢、科学の進歩等を考えて決めるべきもので、観念的あるいは数字的になかなか決め難い問題である。従つて、我々はただいまの情勢では、第二次防衛力整備計画は必要であり、そして国情から言つて適当な最小限度のものと考えている。」

（対　村山委員　衆・内閣　39・6・25）

○シビリアン、コントロール（政治優位）

池田首相　「過去の歴史から申してまた憲法の精神から申して、政治が軍事に優先することは民主主義の国から言つて当然であり、これはあくまで堅持すべきである。またこれを堅持して来ている。政府が防衛庁を防衛省に閣議決定したのもこういう基本的考え方に一指も染めない、あくまで総理大臣が出動命令権、指揮権をもつ建前のもとに省昇格を考えている。」

（対　山内委員　衆・内閣　39・6・25）

○戦争抑制力の主体

海原防衛庁防衛局長　「私どもは核兵器のもつ抑制力の面と通常兵器のもつ抑制力の面、こういうものが適当に調和されて、核兵器、在来兵器これが巧みに調和されて初めて一般的な戦争抑止兵器になる。こう考えている。したがつて、第二次防衛計画では、そういう前提で核兵器に基づく抑止力はアメリカに期待する。われわれはそのアメリカの抑止力のもとで地方的な抑止力を持ちたい。こういうことで進んでいる。」

（対　石橋委員　衆・内閣　39・6・22）

○自主防衛

福田防衛庁長官　「自主防衛の定義であるが、二つの面があるのではないか、一つは精神的な面で、やはり自国は自分の力で守るといつた、正しい意味の国防の認識の徹底化、その二は物的から見た点で、ア

メリカのドル防衛を中心とした対日無償援助の削減ないし、打切りは昨年春以来太い線として日本に示されていたところで、今般の訪米に際しても、マクナマラ長官その他とも十分詰めて来る考えであるが、かかる削減、打切りは時間の問題であるので、これにかわるべき国産の奨励が当然考えられて来る。従来、日本のいわゆる防衛産業に対して計画性がなかつたのではないか、MAP（無償援助）がMAS（有償援助）に転換される。さらに無償援助では日本が不利な場合国内産業の技術あるいは経済の許す範囲で国内の産業に転化し、これを活用するのも正しい道であると確信している。日本では防衛産業が全工業生産の一％に及ばない〇、六％位の低い比率だが、今後、物的、精神的方面と相並んで計画性を与える。これを育成してまいる。」

（対　保科委員　衆・内閣　39・6・22）

○部分核停条約

福田防衛庁長官　「わが国は一貫して核実験の禁止について非常に熱意を示しており、国会においてもしばしば決議されている。この精神から云えば、このたびの条約の加盟ないし批准はまことに喜ぶべきことである。将来は全面的な核兵器の国際管理まで、私どもはもつて行きたいという理想を持つている。」

（対　穂積委員　衆・内閣　39・5・13）

三、第二次防衛力整備計画

○二次防の実施状況

海原防衛庁防衛局長　「二次防計画と比較して現実のおくれは例を海と空にとつて見ると、三十九年度分を含め、二次防の予定のうち船は五隻ばかりまだ着手していない。三十九年度末の海の計画は五隻、約四千九百五十五トンになるが、それが実現していない。空ではF104の部隊が現在時点では二飛行隊であるが、計画では四飛行隊ある見込となつている。」

（対　村山委員　衆・内閣　39・6・22）

○第二次防の修正問題

福田防衛庁長官　「昭和三十九年度は第二次防衛計画の第三年目にあたり、大体いまのところ順調に計画も進行しておるので計画自体を変更する必要はないと考えている。」

「第二次防衛計画の策定の当初においてはアメリカの無償援助は約九百億を見込んでおつたわけである。その後いろいろ単価の問題、あるいは数量の問題等があつて煮詰つた数学は約六三〇億である。そのうち二三〇億がすでに承認ずみなので、残る四〇〇億について、今後対米折衝が個々の品目、あるいは装備等について続けられる次第である。昨年の対外援助法の改正もあつたし、チャーチ修正案その他もあるので、見通しについては相当きびしいものがあるのではないかと考えている。」

「今後残された数字である四〇〇億については、対外折衝にまかされるわけであるが、その点については、まだ具体的な細かい点は今から予想いたしかねる。

ただ昨年の改正案についても経済先進国に適用されるわけであるが、日本は当然これに含まれる。この場合相当きびしいことも考えられるので、その場合やはり有償援助あるいは国の予算でまかなう、こういう切りかえをする必要が出てくると存ずる。」

「もしこちらの期待したものが無償援助で得られないという場合には有償援助あるいは国の予算をふやしてこれに充てるというわけなので、計画自体をいまのところ変更する考えは持つていない。」

（対　永末委員　衆・予算　39・2・14）

○第三次防

福田防衛庁長官　「第三次防の問題については、基本的な問題のあり方について関係の部局で検討を進めている最中です。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・6・20）

海原防衛庁防衛局長　「現在検討の段階である。いろいろな客観的な情勢から第二次計画において私どもに与えられた国民総生産に対しての一・一五七％程度という基準はもう少し上げていただきたい、こういう感じを持つている。

次に重点は何かということだが、陸海空それぞれ問題をかかえているので、空に重点があるとか海に重点があるとかは申し上げられない。陸海空それぞれに現在の体制上問題をかかえているので全部これを是正して三自衛隊として立派な姿に持つて行きたい。」

（対　横路委員　衆・予算　39・2・19）

○二次防におけるＭＡＰ（無償援助）

伊藤防衛庁装備局長　「マツプの総額約九〇〇億というのは二次防計画当初日本側で見込んだ額で、そ

の後の単価の増減、数量の変更があり、現時点で前述の如く約六三〇億に相当するのである。たとえば第二次防当初米側に二二一億期待していたナイキホークの単価が下つたためこれが六七億になつたのが一例である。現在時点で六三〇億に相当するものになつた内、六二マツプ（一九六二年）六三マツプで約二三〇億相当が承認を受けた。」

「わが方の負担額は当初の見込内で、わが方をふやして、アメリカ側の負担を減したのではない、あと四〇〇億は六四マツプ以降に期待する。

艦船塔載の兵器アスロック・ダッシュ等は六四マツプで一部非公式の内示はあるが、六五以降はわからない。」

（対　鬼木委員　参・予算分科会　39・3・25）

○「防衛力整備に関する基本的見解」という書類

福田防衛庁長官　「防衛力整備に関する基本的見解という書類は、昨年八月の航空幕僚監部の会議で、一幕僚の私案を会議の議を経ずして幕僚監部の名を附して配付したもので、正式な書類でないことは明らかである。また、この機密書類がどうして外部に出たか、綱紀上許し得ない問題であるので、目下厳重に調査中である。書類の内容も、不適切である。」

（対　鈴木委員　参・決算　39・3・11）

（注）　第二次防衛力整備計画は昭和三十六年七月十八日の国防会議で決定を見たもので、第一次防衛力整備計画「昭和三十三年度ー昭和三十五年度」に引つづき昭和三十七年度より昭和四十一年度に至る五ケ年計画である。主なる内容としては、四十一年度末の整備目標、陸上十八万、予備自衛官三

万、海上　艦艇一四万トン、航空　航空機約一〇〇〇機、その他　地対空誘導弾部隊四隊、計画実施のための必要な防衛庁費、年平均一九五億ないし二一五億増程度を見込む。

第五　防衛庁（自衛隊）関係

一、自衛隊の行動

○領空侵犯

海原防衛庁防衛局長　「スクランブルということについては日本の周辺を一応航空識別圏と申して、ＡＤＩＺ（Air Defense Identification Zone 防空識別地帯）という一つの航空管制上の領域を設定している。これは各国とも監視所で実施しており、日本の航空識別圏（ＡＤＩＺのライン）というものは各国とも知つている。このＡＤＩＺのラインを越えて日本の方向に入つてくる飛行機については、あらかじめその高度或いは方向、目的等を通報して日本の航空管制関係からの許可を求めてくるようになつている。このＡＤＩＺの線を通るときにその飛行の通報がないものについては一応領空侵犯のおそれがあるものとして、各部隊では緊急発進をする。上空において、その目標に接触する間に、その目標からの連絡或いは地上からの連絡等により、これが別に領空侵犯のおそれがないということで帰つてくる場合もあるし、あるいは航路を間違えて入つてくる場合はこれを誘導した例もある。

こういうことをやつており、現実には、岡崎、マーフイー書簡以来日本の領空を侵犯した飛行機は一つもない。領空侵犯のおそれあることに対してスクランブルしているわけで、これに対しては、行動命令及びこの行動命令に基づくところの幕僚長指示で十分各般の基準を定めている。」

「自衛隊法により指揮権は長官が持つており、幕僚長は長官の補佐機関なので責任の所在は長官である。」

（対　永末委員　衆・予算　39・2・14）

○スクランブル態勢

海原防衛庁防衛局長　「警戒待機に関しての基準の問題は、現在は行動命令という形でもつて航空自衛隊のほうに一応の任務付与をしている。これに基いて、航空自衛隊においては、大体現在訓令の形で準備をしているところの四つの態勢というものを定めている。しかしこれは、飛行機が飛び上れということでなくて、領空侵犯に対処するため、航空自衛隊各部隊においては常時二機程度の飛行機はすぐ発進できる態勢にある。これをスクランブル態勢と言うが、その状況は、その二機のほかさらに三十分後には二機出る、あるいは一時間後には四機出る、こういうことの準備態勢が逐次進んでいくことを決めている。」

「キューバー事件のときも別に航空自衛隊としては飛行機をとび上らせることはやつていない。当時の大臣から（説明申したように）万一の場合に備えて十分に警戒するようということの指示があつた次第である。」

（対　永末委員　衆・予算　39・2・14）

○李ラインの警備

福田防衛庁長官　「李ラインの警備について海上自衛隊を使つたらどうかという点である。韓国が海洋警備隊、コーストガードを使つて李ラインの警備を十年間やつている。そういう場合にはやはり不穏当である。それに相当するわが方の海上保安庁の巡視船に警備に当つてもらうことが適当であると考えている。

こういう不祥事件がおこつた今でもその考えに変りはない。」

林法制局長官　「自衛隊法八十二条に海上における警備行動の規定があり、海上自衛隊は海上における人命若くは財産の保護又は治安の維持のため必要ある場合は一定の行動ができることになつている。これは勿論総理大臣の承認を得てやることだが、第一次的には海上における治安の維持は海上保安庁がやる建前である。しかし海上保安庁ができない場合にはここに掲げてある要件のもとにおいてであるが、海上自衛隊がでることはあり得るわけである。」（対　石橋委員　衆・内閣　39・6・22）

（対　菊池委員　衆・外務　39・2・26）

（対　石橋委員　衆・内閣　39・3・26）

○警備地誌

海原防衛庁防衛局長　「警備地誌というのは、自衛隊が有事の場合に行動する際の必要な資料として陸については日本じゆうのそれぞれの場所についてもよりの部隊が作成することを大臣の方から命ぜられておる、毎年作成しておる。海についても、海洋警備誌になるかと思うが、所要の行動に際しての必要な情報をまとめ地誌として用意している。」

「警備地誌は少くとも全部は部外秘です。」

（対　稲葉委員　参・法務　39・4・21）

○治安行動草案

海原防衛庁防衛局長　「現在検討中のもので、まだ成案を得ておりません。」

（対　稲葉委員　参・法務　39・4・21）

○自衛隊と警察との犯罪捜査に関する協定

小幡防衛庁人事局長　「自衛隊と警察との犯罪捜査に関する協定は、自衛隊の施設外で行なわれた犯罪は警察官が捜査に当たる。但し、自衛隊の規律維持または秘密保持に直接関係がある犯罪および警務官が逮捕した現行犯人に係る犯罪は、警務官が捜査することになつている。」

（対　稲葉委員　参・法務　39・3・19）

○南極観測

小林文部省大学学術局長　「従来の南極地域観測は臨時的な体制でスタートしたため、観測者も観測施設等も極めて不充分であつた。今後、再開してさらに長期的にこの南極観測事業を実施する際はできるだけ万全の措置をしたいということで南極地域観測綜合推進本部で検討の結果、的確性、安全性という観点から、輸送等について長期的な恒久的な体制を考えるということ、また航空機輸送についても非常に層の厚い自衛隊を今後使うべきであるということに結論を出し、昨年八月の閣議決定になつた。」

「南極観測に関する基本的計画は当然従来と同様実施本部で考えられる。ただし砕氷艦の運航の具体的な計画は防衛庁長官の指揮によることとなろう。」

小幡防衛庁人事局長　「この法律（自衛隊法の一部改正）が成立したあとでは予算も防衛庁の予算に組替になり、防衛庁で建造した南極観測船は防衛庁の所管になる。」

堀田防衛庁教育局長　「南極観測船は一応自衛隊に籍があるという意味で自衛艦というふうに理解したい。」

二、自衛隊の欠員（充足率）

○充足率、応募率

小幡防衛庁人事局長　「最近三年間の採用者に対する応募率の倍率は昭和三十六年度六・二倍、昭和三十七年度四・三倍である。なお昭和三十八年度、これはまだ四次は終っていないが、第三次までの募集成績は応募率四・五倍である。
それから現在の充足率であるが、本年一月の状況は陸上自衛隊八二・二％、海上九三・五％、航空九三・五％である。」

海原防衛庁防衛局長　「北部方面隊第五師団第七師団等は平均充足率は六〇％である。東北方面隊においては六八％以上である。東部方面隊においては六九％以上、中部方面隊においては、各師団平均六二％以上、西部方面隊が六七％以上、一般的に言つて第一線の部隊は大体六割から六割五分程度の充足率を現在保つている。」

○来年度の充足率

小幡防衛庁人事局長　「昭和三十九年度については陸上八四％、海上九三・五％、航空九四・一％の充足率を目標にしている。」

福田防衛庁長官　「昭和三十九年度における二等の陸海空募集人員は二万七千六百二十五名である。最近の募集状況を見ると充足状態をだいぶ改善して来た。われわれの目標は達成し得るものと考えている。」

（対　村山委員　衆・内閣　39・6・22）

（対　亀田委員　参・予算　39・3・5）

（対　村山委員　衆・内閣　39・6・22）

（対　菊池委員　衆　外務　39・2・26）

○任期前の除隊者

小幡防衛庁人事局長　「昨年度三十七年度に入つてから除隊した率は二五・六％に一時達したことがある。最近では少しよくなり、一五％程度に落ちついている。」

（対　下村委員　参・予算分科会　39・3・25）

○医官の充足状況

軽部防衛庁衛生局長　「防衛庁の医官の充足状況は定数に対して医官約五〇％、歯科医官四四％である。」

（対　相沢委員　参・決算　39・4・24）

軽部防衛庁衛生局長　「陸上自衛隊では昨年と全く変らず、医官の配置のない部隊が依然として四十三ケ所ある。海上では、艦艇に配置する定員十五名に対し現員三名であるというところが本年は五名までふやすことができた。航空では、医官の配置のない部隊の数を一ケ所減らすことができて、本年は三ケ所になつた。
充足率については、過去五ケ年ぐらいの間に三五％から本年四九・七％と約一五％回復した。昨年から本

年にかけて二%弱、一・七%充足率が上つた。給与については本年は大蔵省と折衝して、一般職の公務員の医療職よりも本年度から上廻る状態にまで改善することができた。」

（対　下村委員　参・予算分科会　39・3・25）

三、隊員関係

○防衛庁関係汚職

福田防衛庁長官　「残念ながら二件の規律違反の事故が発生し、一つは陸上自衛隊の小泉二佐の問題、もう一つは航空自衛隊の山敷三等空佐の問題、前者の場合は外部との会社その他の関係で、規律違反、昨年十一月三十日付で懲戒処分。

後者の場合も非行問題が顕著で、昨年十二月二十六日懲戒処分。」

小幡防衛庁人事局長　「過去一年間における調達系関係のこの種の事故の総計は八件である。三十五年度には十六件、三十六年度には十五件、三十七年度には十一件と漸減の傾向を示しておる。」

（対　天田委員　参・予算　39・2・13）

○パイロット

福田防衛庁長官　「パイロット全体として、航空自衛隊が現在保有している人員は一二九七名でそのうち約五〇〇名はすでに五百時間練習を積んでいる。五百時間経験を積むとF86F、F86Dのパイロットの資格を保有する。」

（対　鬼木委員　参・予算分科会　39・3・25）

○婦人自衛官

福田防衛庁長官　「中央の各幕においては、いわば制服自衛官でなくとも十分できる仕事がある。自衛隊の欠員の解決方法として婦人自衛官というものを検討しておりいわば婦人自衛官で十分なし得る、通信、会計、庶務的なものは各幕においてこれを採用して、自衛官にはなるべく第一線の各部隊の仕事に専任してもらうという体制を検討している。」

（対　村山委員　衆・内閣　39・6・22）

○予備自衛官

堀田防衛庁教育局長　「毎年一回、訓練に招集している。部隊によつて日にちが違う。」

小幡防衛庁会計課長　「現在手当は月一〇〇〇円、年間一万二千円である。将来はいろいろ値上の要求は出ているが、なお現在のところは将来の問題として検討しているが、はつきり将来の方針は決めていない。」

（対　田口委員　衆・予算分科会　39・2・22）

四、ナイキ・アジヤツクス並びにナイキ・ハーキユリーズ

○第三次防とナイキ・ハーキユリーズ

福田防衛庁長官　「第三次防の計画については、関係部局で問題の所在点その他を検討し始めたばかりである。私どもはハーキユリーズを採用する考えは持つていない。」

海原防衛庁防衛局長　「ただいま大臣からハーキュリーズは採用しないとおつしやつたのは核弾頭を持つたハーキュリーズは考えないということである。」

（対　横路委員　衆・予算分科会　39・2・19）

福田防衛庁長官　「御案内のとおり現在自衛隊でもつているのは、ナイキ・アジヤックスである。しかし純軍事技術的からいうと、ハーキュリーズの方がはるかに性能がすぐれている。問題は、核弾頭をつけ得るところに大きな微妙な問題がある。現在第三次防についてナイキ・ハーキュリーズを採用するかどうかまだ検討の段階に入つていない。

たとえハーキュリーズを採用しても、核弾頭は絶対につけない。」

（対　藤田委員　参・予算　39・3・3）

○ナイキ及びホークの補給

福田防衛庁長官　「ナイキ・アジヤックスは二次防中のものは全部手配中でその補給には心配要らない。」

「ホークについては一九六四年米会計年度末でアメリカ政府側の発注は打切るという情報は入手している。しかしホークのシステムとしての生産は打ち切るということは聞いていない。」

伊藤防衛庁装備局長　「ナイキ・アジヤックス、ホーク両方とも維持部品については日米間の交換公文によつて有償援助で供与を受けることになつている。したがつて現在の段階では日本では生産していないが、将来の維持補給を考え国産化できるかどうかという点について調査研究している。」

（対　永末委員　衆・予算　39・2・14）

海原防衛庁防衛局長　「アジヤックスとしては一般に生産は停止されている。ただ現在アジヤックスはアメリカ本土の防空にはなお使用されている。」

「アメリカではアジヤックスは現在州兵部隊に装備になつており、ほとんど全部ハーキュリーズにかわる予定である。その後において、現在もつているアジヤックスの弾頭はどうなるか、これについてはいろいろ推測はあるが、私どもはこのアジヤックスのミサイルそのものが全然補給されないものであるというふうには考えていない。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　39・6・22）

「発射機がユニバーサル型であるから、ハーキュリーズを持ち込むのであろうという御質問であるが、この発射機そのものは一般にユニバーサル型といわれている。しかしこの発射機を使つてハーキュリーズを発射するためには、なお若干の補助の装具を使用しないとハーキュリーズを発射できないような仕組になつている。したがつていまのユニバーサル型発射機を使つてハーキュリーズを撃てるというものではない。今後の問題としては、これは第三次防で検討されることになると思うが、一部においてはこのハーキュリーズの普通弾頭のものを採用したいという考え方があることは事実である。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　39・6・22）

五、ナイキ大隊

○ナイキ大隊の所属

海原防衛庁防衛局長　「ナイキ第一次大隊は当初陸上自衛隊で編成したが、本年の四月一日に航空自衛隊の所属に変更した。第二次大隊は初めから航空自衛隊の部隊として編成している。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　39・6・22）

○第二次ナイキ大隊の配置場所

海原防衛庁防衛局長　「現在北九州の各基地についてどういう配置にするのが適当か検討をつづけている。」

「具体的な配置場所については北九州の自衛隊が現在所在しているところ（春日町、芦屋、築城、久留米、小倉）を中心に検討している。

「検討の対象としては場合によつては米軍の基地を利用さしてもらうということも考慮の一つである。」

「新たに所要の民間の土地を買い上げて配置するということは全然考えていない。」

「板付には配置しない、春日町に指揮中隊をもつて行きたい。」

「発射中隊の敷地は大体計画では六万坪から九万坪程度必要である。」

「このナイキ部隊は一応それぞれの部隊に配備するが、有事の場合にはもよりのあらかじめ予定される地点に移動して、そこで発射するというのが考え方の基礎である。よつて装備としては大体二十四時間で移動可能な状態に持つていくだけの車輌を準備している。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　39・6・22）

○ナイキ大隊の定員

海原防衛庁防衛局長　「第一次ナイキ大隊は約六五〇人程度の定員で編成している。第二次大隊の編成もこの程度の人員と考えている。」

「一応一個大隊として実際に使用できるものはアジャックス七十二発を用意する予定である。」

○ナイキ大隊の射撃訓練

堀田防衛庁教育局長　「ナイキ・アジャックスの射撃訓練は昨年十一月一チームをアメリカに派遣し約一週間射撃訓練して帰国している、ハーキュリーズの訓練のための計画はない。」

（対　楢崎委員　衆・予算分科会　39・2・22）

「ただいま予定している射撃訓練はアメリカのフォートブリス及びマクガイヤの射撃場において実射訓練をするということになつている。」

「一年一回である、三十八年度はすでに昨年十一月出発して一回実射訓練している。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　39・6・22）

○第二次ナイキ大隊要員のアメリカ派遣

堀田防衛庁教育局長　「第二次ナイキ大隊の要員は本年一月からすでに三百三十名逐次アメリカに派遣している。全員帰国する時期は四十年十二月である。」

「集団訓練計画は昭和三十八年度、三十九年度、四十年度の三ケ年にまたがり、昭和三十九年一月から出発して四十年十二月に帰る。年度別、三十八年度五名、三十九年度百十九名、四十年度これは計画で約二百名である。なお予算は三十八年度八十八万三千円、三十九年度一千九百八十七万である。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　39・6・22）

六、F104

○F104の生産状況ならびに単価

上田防衛庁経理局長　「昭和三十五年度に概算契約をしたF104二百機の二月末現在における生産状況は、104J七十六機、DJ十八機を領収しているが、当初計画より二十七、八機程度遅延している状況である。単価は、二百機の平均が、四億三百四十四万五千円、機種別には、Jの百八十機単価は四億八百六十七万九千円、DJ二十機単価は三億五千六百三十四万二千円、これが契約時の価格である。」

（対　相沢委員　参・決算　39・3・11）

○F104の契約価格

伊藤防衛庁装備局長　「F104Jの契約は五ケ年の国庫債務負担行為で契約している。契約の条件として予算の範囲内で改定するという条件がついている。ただ条件をつけて重大な経済情勢の変更等の場合には両者協議を出している。実際賃金はそれ以上になつているが一方操業度が上昇しているので、相殺され、現在までのところ加工賃は契約時の予想通りについている。その場合賃金については年率五%を見込んで予算また部品材料等の方は契約時に相当部分手配しているので、その後の物価騰貴の影響はあまり受けておらず、現在時点では四億八百万円の飛行機に対して予算増はしないで済む予定である。」

（対　木村委員　参・予算分科会　39・3・25）

（対　永末委員　衆・内閣　39・6・25）

○国府のF104

海原防衛庁防衛局長　「国民政府（台湾）はF104を米国から供与を受けている。」

伊藤防衛庁装備局長　「それの修理について日本で修理したことはない。」

（対　永末委員　衆・内閣　39・6・25）

○小川二佐事件

福田防衛庁長官　「私どもは事が重大なので厳重な調査を命じた。小川二佐の述べたところはたしか十数点あつたがその三分の二は事実に反している。三分の一は事実に当つている。約五件位と記憶するが、これもいろいろな点から改良を加えてその後悪い点を直した、よつて小川二佐が当時発表した点は全部解決ないし事実に違つたことが伝えられたと判明した。第一線のパイロットは非常な自信と安心感を持つて訓練に当つている。」

（対　永末委員　衆・内閣　39・6・25）

○新田原のF104

福田防衛庁長官　「新田原に対しては本年二月一スコードロン（飛行隊）その後数ケ月以内に一スコードロン、大体来年度中には二スコードロン、機数にして約四〇機保有する。」

（対　児玉委員　衆・予算分科会　39・2・22）

○F104の領収

伊藤防衛庁装備局長　「大体現在社内飛行と領収飛行合はせて十回程度（当初は十五回程度）やつておりまして、自衛隊として十分要求性能を満足するということを確認して領収している。」

（対　永末委員　衆・内閣　39・6・25）

○F104の稼動率

福田防衛庁長官　「稼動率については各国とも軍事機密として発表していない。」

（対　永末委員　衆・予算　39・2・14）

（注）　F104の生産については、F104J一八〇機、F104DJ（訓練用複座機）二〇機、計二〇〇機を昭和三十五年度から昭和四十年度までに国内生産することを昭和三十四年十一月六日の国防会議で決定昭和三十五年予算に国庫債務負担行為として約六九八億計上、米側負担　七五〇〇万ドル。

七、F104の継続生産

○F104の継続生産

田中蔵相　「F104の継続生産の問題については決定いたしていない。この問題について防衛庁当局から予算要求はあつたが、これはもう十二月に入つてからで、かかる重大な問題を決定するに十分検討のいとまがなかつたので、三十九年度には、これに対して継続生産をするというようなことは全然きめていない。」

（対　淡谷委員　衆・予算　39・2・4）

福田防衛庁長官　「私どもは二十回近い検討の打合せ会を経てF104はわが国防衛のための十分適切な戦闘機であるとの確信をもつにいたり十二月初旬の最終的な防衛庁としての結論が出たが残念ながら時間的余裕がなくなり、三十九年度に予算化出来なかつた。しかし、必要は十分あるし、また自由陣営でも殆んど各国ともF104を採用、大体二千機の目標で現在千機を越している。大体二次防の考え方は昭和四十六年頃までに七スコードロン（飛行隊）維持したい、というのが基本である。それには専門的数字より五十機程度減耗補充が必要ではないか、本年度はついに成功しなかつたが、来年度予算化する考えで大蔵省とすでに折衝に入つており、大蔵大臣とも基本的には意見の一致を見ている。」

（対　保科委員　衆・内閣　39・6・22）

福田防衛庁長官　「F86Dは非常に古くなつたので、おそらく昭和四十六年頃にはなくなつている。F86Fはまだ依然として有効な任務を遂行できるのではないか、よつて104J七スコードロン、F86F四スコードロン、大体十一飛行隊を考えている。」

（対　永末委員　衆・予算　39・2・14）

海原防衛庁防衛局長　「三次防が正式に決定する段階でない、現時点で申し上げられることは私どもは一応現在において五〇機ということで、その後の継続生産は考えていない。」

（対　永末委員　衆・内閣　39・6・25）

福田防衛庁長官　「なるべく近いうちにあらゆる点からの検討を了えて国防会議にも審議して頂きたい。」

（対　山田委員　衆・決算　39・5・26）

○継続生産の場合の価格

伊藤防衛庁装備局長　「継続生産を行う場合、最も経済的にやろうとすると、現行の生産を大体四機程度にスローダウン、そうすると三十九年度予算で五〇機の予算がついている場合にはそれがそのまま次の生産に継続する。その場合には現行の価格に比べて若干高くなる程度である。現在104Jについては当初の予算の積算価格は一機平均四億八〇〇万円である。スローダウンして継続生産した場合には、一機当り四億五千万円程度になるであろうという推算をいたしている。……四十年度予算に五十機が延びた場合には当然空白ができる。現行の生産をスローダウンしなければ、四十年の初めには二百機完納されると考えるので、その後一年以上二年近くの空白期間ができるだろうと思う。その場合一機当りどの位になるかは相当先のことなので予想はつきかねる。」

（対　横路委員　衆・予算分科会　39・2・19）

伊藤防衛庁装備局長　「価格については三十九年度予算要求したときは一応一機あたり約四億五千万円という要求を出した、現在時点ではある程度の値上りが予想されるのではないか。」

（対　永末委員　衆・内閣　39・6・25）

伊藤防衛庁装備局長　「五〇機の第二次生産の場合全部国産とはまいらない、依然として相当部分輸入するものがあろう。輸入部品にはやはり値上りがあろう。」

（対　山田委員　衆・決算　39・5・26）

○継続生産の場合の経費分担

伊藤防衛庁装備局長　「日米の経費分担だが、第一次の二〇〇機生産の場合は金額にして日本側七二・一％、米側が二七・九％であつたが、第二次の五〇機については、一応日本側で負担すると考えている。最近のアメリカのMAP削減の方向から見てこれについてアメリカ側の援助を期待するのは困難であろう。」

（対　永末委員　衆・内閣　39・6・25）

○継続生産の開始、終了時期

伊藤防衛庁装備局長　「継続生産五十機が四十年度予算で成立すると、直ちに準備を始め、四十一年終りごろ初号機が生産され、これが終るのが、四十二年の終りか四十三年の初め位（大体四機生産ベース）になるだろう。」

（対　永末委員　衆・内閣　39・6・25）

○継続生産とF102購入との関係

福田防衛庁長官　「F104とF102も相関関係がある。アメリカ側の申入れに対して数回庁内で検討したが、大体いまの段階では、F102を購入しないという線が強い、まだ全般的に最終的にアメリカ側に回答はしていない。」

（対　永末委員　衆・内閣　39・6・25）

八、予算並びに決算

○人件費と需品費の割合

上田防衛庁経理局長　「人件費は大体この数年間の傾向を見ると総予算の四〇％位が人件費になつている。それから機材費即ち艦船の建造費、航空機の購入費、それから通信機器の購入合わせると大体二四％乃至二五％それから油のようなもの弾薬そういう購入費約二五％乃至二六％、その他施設の整備費、研究所の経費が残りの一〇％位の割合になつている。」

（対　木村委員　参・予算分科会　39・3・25）

○装備費、研究開発費

伊藤防衛庁装備局長　「装備品としての歳出額は七〇〇億から八〇〇億見当、研究開発費は三〇億程度このうち人件費が入つているので実際の研究開発に使われるのは約二〇億強。」

福田防衛庁長官　「三十九年度予算をみても大体装備に廻し得るものは三割から三割五分というパーセンテージである。」

（対　杉原委員　参・予算　39・3・7）

○バッヂの予算額

田中蔵相　「バッヂの本体及び関連機材等を含めた装備は日本分担額一七五億五〇〇万円、米側分担分三二億四〇〇〇万円、計二〇七億四五〇〇万円の計画である。三十九年度予算では、とりあえず予算化を要する分として歳出一七億三四〇〇万円及びこのうちの一二億七八〇〇万円を含む国庫債務一四四億三九〇〇万円を計上、それから三九年度最終予算一七億三四〇〇万円と国庫債務、後年度負担金の一三一億六二〇〇万円と三八年度の歳出六一〇〇万円の合計一四九億五七〇〇万円と日本側負担分総額一七五億五〇〇万円との差額二五億四八〇〇万円は四十年度以降の予算となる見通しである。」

（対　淡谷委員　衆・予算　39・2・4）

○後年度負担

小幡防衛庁会計課長　「国庫債務負担行為は三十八年度末で一八〇億四九〇〇万残つており、それに加えて三十九年度に新しく三八五億三六〇〇万円債務負担をするので合計三十九年度末には五六五億八五〇〇万という数字が後年度に残る予定である。また継続費では、三十八年度末には六二億五〇〇〇万円債務が残るが、それに三十九年度新しく九一億六四〇〇万の後年度の債務負担であるから一五四億一四〇〇万したがつて、国庫債務負担行為と継続費両方で四〇年度以降に残る分が七一九億九九〇〇万円である。」

（対　木村委員　参・予算分科会　39・3・25）

○長期一括契約

伊藤防衛庁装備局長　「長期一括契約をしているものは、三十七年度で、戦車が百両、一部前年度分、三十六年度のものも入つている、装甲車が百二十両、無反動砲四百二十門このうち七〇門が三十六年度、七年度のこれは単年度である。機関銃が九〇〇丁これが三十七年度のものであるが、さらに目下審議を願つている三十九年度予算では小銃二万五千丁、迫撃砲が百五十門、三十七年度のほうは五ケ年の長期契

約、三十九年度の方は三ケ年の長期契約である。」

（対　杉原委員　参・予算　39・3・7）

○会計監査

福田防衛庁長官　「今般昭和三十七年度に関して会計検査院から不当事項を指摘され申しわけないことと思つている。厳重な内部監査と並行して、制度的にも相当改める点があるのではないか、三十九年度予算の折衝にあたつても、実は補給管理本部というものをつくり、各幕における統一化、画一化の問題について是非制度化したいと考えたが、三十九年度予算では残念ながら獲得できなかつた。しかし内部監査とかあるいは各幕に対するいろいろな厳重な注意を行なうだけでなく、たとえば補給管理本部式な制度上における組織上の改善を近いうちに実施したい。」

（対　勝沢委員　衆・決算　39・5・26）

三輪防衛庁官房長　「陸、海、空の各自衛隊間で装備の部品を相互に融通するため、装備局に類別管理官をおき、備品に一連番号を附して、整理している。」

「防衛大学で輸入した万能分光分析器についての過払金（八十八万六千円）の問題は甚だ遺憾であつた。」

（対　相沢委員　参・決算　39・5・13）

○スタツキーニ事件

山上防衛庁説明員　「調達実施本部とイタリヤ国のスタツキーニ会社との間で昭和三十二年三月十九日に契約した航空機搭載用八ミリロケット及び発射装置一式に関連する同社との訴訟並びに保証会社であるオルトリポー会社に対する訴訟関係の経過」についての報告。

（対　横川委員長　相沢委員　参・決算　39・3・11）

（対　野原委員　衆・予算分科会　39・2・19）

九、国　産　化

○現有の装備品、国産のものは如何

福田防衛庁長官　「警察予備隊が発足した昭和二十五年以来、装備品の総額は一兆二千億、そのうち国産関係が六千五百億、また二次防では装備に対する経費四千億、三対一の割合約三千億が国産という内訳になつている。」

（対　杉原委員　参・予算　39・3・7）

○兵器の国産化

福田防衛庁長官　「主要装備については日本の経済力、技術力の許す範囲で最大限に国産化をはかりたいという方針はかたく考えて維持しているわけである。第二次防衛計画においては主要装備の総経費大体四千億であるが、そのうちの三千億は国産でまかなうという建前をとつている。全工業生産額に対して、日本の防衛産業生産額はわずか〇・六％位低い率であるが、航空機とか船舶などは非常に重い率を占めておる。」

伊藤防衛庁装備局長　「現在日本で国産しているものは、戦車、装甲車、雪上車、自走砲等で、三十九年度予算でお願いしているのは新小銃、迫撃砲というようなものである。」

（対　下村委員　参・予算分科会　39・3・25）

（対　戸叶委員　参・予算分科会　39・3・25）

伊藤防衛庁装備局長　「陸上自衛隊では戦車、装甲車、あるいは無反動砲、小銃、小銃弾、砲弾が国産可能なものである。陸上自衛隊は大体機体の主なもの並びに部品のうち国産化し得るもの或はロイアルテーを払つて日本の技術水準で今后見通し得るものである。なお海上自衛隊では自衛艦は全部国産でまかない得るのだが、艦上登載品についてはアスロツクダツシュ等特殊な技術のもの、短時日にとうてい日本でなし得ないものが、アメリカ側の無償援助、最悪の場合は有償という考え方である。」

○兵器生産会社の利益率

伊藤防衛庁装備局長　「調達実施本部で契約をする場合、各会社の利益率を参考にして、個々に決定している。一般管理費、利子、利息純益というものが一応の利益となるわけで（中略）大体一〇から一五％程度である。」

（対　杉原委員　参・予算　39・3・7）

○防衛産業の操業度

伊藤防衛庁装備局長　「操業度がはつきりつかめるのは小銃弾とか砲弾とかそういう専用の設備をもつている場合であるが、小銃弾の場合には大体三〇％程度の操業率である。砲弾については一〇％ないし二〇％、工場によつて違うが、大体そういうような操業度である。」

（対　下村委員　参・予算分科会39・3・25）

十、装備並びに基地

○海上自衛隊の潜水艦

伊藤防衛庁装備局長　「現在就役しておる潜水艦は六隻である。そのうち一隻は米国よりの貸与一五二五t、次は「おやしを」型一一〇〇t一隻、「はやしを」型七五〇tと「なつしを」型七八〇tの各二隻、以上が就役している。

建造中のものは、三十六年度の一五〇〇tのもの、これは四十年三月竣工予定、次は三十八年度一六〇〇t、これは相手方と契約価格について折衝中、それから三十九年度予算要求中のもの一六〇〇tのものが一隻である。」

（対　杉原委員　参・予算　39・3・7）

○ライフル銃

伊藤防衛庁装備局長　「アメリカから供与を受けているライフル銃は現在一八万丁弱である。」

（対　辻原委員　衆・予算分科会　39・2・19）

○小松基地

福田防衛庁長官　「小松基地の滑走路拡張（三百米と記憶するが）については市当局、旧地主約二十名の方も賛成していただき測量を開始した。国鉄労組小松製作所の組合の人々が一部測量の附近にすわり込

（対　杉原委員　参・予算　39・3・7）

んだ。農林省との間に解決しない面があると聞いている。」

（対　岡委員　衆・科学技術　39・2・13）

○館山基地

海原防衛庁防衛局長、志賀防衛庁参事官　「館山の海上自衛隊ヘリコプター基地の拡張と国民休暇村の建設とは密接な関連があるので、実施計画の内容に調整を加えている。

拡張の理由は、本年中にＨＳＳ２ヘリコプターを五機配属するため滑走路を九百メートルまで延長する必要が生じた。ＨＳＳ２は無線操縦で全天候性能をもつているので、悪天候の場合でも飛行して計算着陸（ＧＣＡ進入）ができる。そのための延長である。しかしながら、休暇村との関係、周辺住民の要望等もあるので、ＧＣＡによる飛行については行なわないように措置したい。」

（対　柳岡委員　参・社労　39・4・21）

十一、部隊並びに学校

○調査隊、警務隊

海原防衛庁防衛局長　「調査隊は部隊の保全のために必要な情報、資料、これの収集整備及び調査にあたることがその任務である。部隊にはいろいろの秘密もあるし、アメリカからのいろいろな援助物資をもらつてこれを保管しているが、こういう秘密を外部からの破壊というか、そういうものを保全するのが任務である。

警務隊は一つには犯罪捜査の面、もう一つには交通誘導、要人の見えた場合の交通整理あるいは警護、こういう面を担当することを任務に設置されている。」

（対　鬼木委員　参・予算分科会　39・3・25）

○体育学校

福田防衛庁長官　「昭和三十六年八月十七日発足して朝霞町に設けられてあり、その趣旨は陸海空三自衛隊の体育の指導者を養成するということが目的であつて校長以下八十名で本年度経費予算は六百五十万円である。」

（対　下村委員　参・予算分科会　39・3・25）

十二、雑

○隊友会

三輪防衛庁官房長　「隊友会と申すのは、自衛隊の隊員で退職した者が主として親睦であるとか、あるいはその後にはいる職場の開拓であるとか、そういう趣旨で会をつくつたもので、三十五年の十二月社団法人になつている。四十六支部あつて、会員は約四万人と承知している。」

（対　岩間委員　参・予算分科会　39・3・25）

○原爆判決

福田防衛庁長官　「法的解釈から申しても国際的に議論があると伺つている。法務省側の専門的な意見も、まだ最終的な結論は出ていないようである。しかしその精神について尊重することは、私は当然と考

える。同時にしばしば国会においてもお答えしている通りかりに第三次防計画においても、ハーキュリーズの性能という点から見て採用とかりにきまつても、核弾頭を使用することは絶対にしてはならない。こういう点から申しても、核実験禁止ならびに核兵器の使用禁止については、政府側としても一貫した政策を今後かたく守つていきたいと考えている。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　39・6・22）

第六　防衛施設庁関係事項

一、提供施設

○提供施設

福田防衛庁長官　「去年の十二月三十一日の第五空軍発表の在日米空軍の配置変更については基地関係は私は変更ないものと考えている。」

（対　鬼木委員　参・予算分科会　39・3・25）

福田防衛庁長官　「終戦直後米軍が演習その他に使用した面積は約四億万坪であつたが、現在では一億万坪に減少している。」

（対　相沢委員　参・決算　39・3・11）

○提供港湾施設

鈴木防衛施設庁施設部長　「港湾施設として米軍に提供のものは、横須賀の海軍施設、佐世保の港湾、

横浜のノースドック、神戸の第六突堤、呉のはしけ停泊所、門司港の倉庫地区等がある。」

（対　鈴木委員　参・決算　39・3・11）

○提供射撃場

小野防衛施設庁長官　「現在、米軍に提供している射爆場は、東北、関東、九州に各一で計三ケ所である。横田飛行場から百二十五海里というのは、横田の米空軍、厚木の米海軍が射爆訓練をするのに可能な圏内ということである。」

（対　松沢委員　参・科学技術　39・5・8）

二、基地問題（除く労働問題）

○基地周辺民生安定法

池田首相　「基地問題についてはケース・バイ・ケースに措置したほうが適当と考え、ただいま法案を提出する考えはない。」

（対　本島議員　衆・本会議　39・4・9）

（対　相沢委員　参・決算　39・4・18）

福田防衛庁長官　「何らかの法的な例えば審議会設置等により強力に基地対策に取り組むことは望ましいが、ケース・バイ・ケースで解決するという従来の方針も取りどころがあるので目下検討中である。」

（対　安藤議員　衆・本会議　39・4・9）

「関係都道府県知事より基地周辺民生安定法制定の陳情を受け、私も理論的に基地周辺のものだけが防衛負

担を受けることは不均衡であり国民全般、国家全般がやはりこの犠牲、この被害を均等に負担すべきと考え、長官就任以来総理府を中心に話合いを進めた、しかし問題が各省にまたがり、話し合いが一致点を見出し難いのが現状である。そこで総理府に基地周辺における諸問題を検討するための審議会設置を考究中である。」

（対　相沢委員　参・決算　39・5・13）

○騒音対策

福田防衛庁長官　「基地周辺の騒音対策は深刻な問題で、板付基地だけでも三十億円近くの出費となつている。厚木基地についても昨年九月、日米間で十数項目にわたる協定ができ、これを各基地に準用することについて折衝中である。
また、ラヂオ、テレビ聴視料の減免の問題も漸次解決の方向にある。」

（対　相沢委員　参・決算　39・3・11）

○防音工事

小野防衛施設庁長官　「防衛庁並びに防衛施設庁が自衛隊と米軍の飛行場周辺に防音工事という形で学校の防音対策をとつて来た区域は滑走路の左右に五キロ、前後に十キロ、この範囲が大体私どもが防音対策を必要とする区域であると考えて工事をやつて来た区域に該当する。」

（対　加瀬委員　参・予算　39・3・24）

小野防衛施設庁長官　「防音改築をした学校の経常費維持費が相当高くついて各市町村とも困つているようで気の毒に思うが、しかし今日の段階では、学校の防音改築が重点で、あとの維持費については国費で全部お手伝いするところまで至つていない、むしろこれは特別交付税という形で見てゆく方向はどうかということで関係各省相談しており、自治省とも話がまとまりつつある。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・6・20）

○ＮＨＫの料金免除

小野防衛施設庁長官　「郵政省あるいはＮＨＫのほうも従来いろいろ検討していただいているわけであるが、現実にやはり基地を担当しているわけではないので、この減免という方針をきめたもののその範囲、程度については必ずしも確信を持つていないようだ。私どもとして不満足な点があるので、その修正を申し入れ、折衝協議中である。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・6・20）

○基地周辺事故並びに補償基準

福田防衛庁長官　「補償基準は、独立採算制をとつている公社等とのアンバランスを除くためホフマン方式を取り入れ、低い百五十万という壁を破りたい。従来の最高の例は百八十万である。日米間の補償負担率は、米側が七五％となつている。」

（対　岡田議員　参・本会議　39・4・8）

福田防衛庁長官　「昭和二十七年四月から同三十八年十二月までの約十ケ年間における基地周辺の死傷を伴つた事故件数は三十四件で、その内訳は、死者二十名、負傷者三十三名である。これ以外に、基地周

辺外の事故が少数発生している。死傷を伴わない事故も相当数発生している。補償額の是正についてはすでに閣議でも正式に了承を得、目下大蔵省その他と折衝中である。」

（対　岩間委員　参・法務　39・4・9）

○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律

福田防衛庁長官　「昭和三十六年に本院内閣委員会で決議した連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案に対する附帯決議の趣旨実現は、なかなか困難であるが、できうる限りの努力を払いたい。」

（対　相沢委員　参・決算　39・3・11）

三、駐留軍関係の労働問題

○米軍配置転換に伴う駐留軍労務者の解雇

福田防衛庁長官　「最近の米軍の一部移動により削減計画は進められているが、最終的には結論は出ていない。今日の予想では大体削減される人員は約六千人、うち空軍関係二千五百の見込。実際問題としては、欠員、自己任意退職者の関係で実数は下廻る見透しである。なお関連して駐留軍関係離職者臨時措置法に基づき関係官庁と協議して万全の策をとりたい。防衛庁としても施設内の訓練強化、特別給付金の増額等各般の処置をすすめている最中である。」

（対　横山議員　衆・本会議　39・1・24）

「雇用計画自体について米側と事前の折衝はない。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・2・20）

小野防衛施設庁長官　「駐留軍の基本労務契約に基づく要員中、本年一月乃至三月八百名、四月乃至六月五千二百名、計六千名が解雇されることになつている。その内訳は、空軍関係二千九百名、陸軍関係千六百名、海軍関係千五百名となつている。このほかに、諸機関関係との契約者で退職する者が五百名ないし千名予定されている。」

（対　相沢委員　天田委員　参・決算　39・3・11）

福田防衛庁長官　「駐留軍要員の解雇者についての就職は、労働省とも協議している。」

（対　相沢委員　参・決算　39・5・13）

○駐留軍労務者対策

福田防衛庁長官　「昨年九月末アメリカから在日米空軍の配置転換の申入れがあつたのでわが国として提案三ケ条を行つた。すなわち、駐留軍要員の解雇者についてのベースアップの遡及適用の問題は、米軍の同意を得て昨年解決した。未解決の退職手当金および特別給付金の増額、できれば雇用奨励金というようなものの法的措置についても検討したが、雇用奨励金については法律改正の必要もあつて政府部内での調整困難、特別給付金については、法的改正の必要がないので折衝の結果、従来の三段階を改め、勤務年限に応じて、最低五千円から最高七万円までの十段階とした。退職手当については、目下折衝中である。」

（対　相沢委員　参・決算　39・5・13）

（対　河野委員　衆・社労　39・2・6）

）駐留軍労務者の勤続年数

藤本防衛施設庁労務部長　「昨年三月末の統計によれば基本労務契約に基づく要員

五年未満	一四、三五二人	二八％
五年以上　十年未満	九、五三九人	一八％
十年以上　十五年未満	二一、六六九人	四二％
十五年以上	六、四二七人	一二％
計	五一、九八七人	

」（対　大出委員　衆・内閣　39・2・20）

四、町田市における米軍機墜落事故

○町田市における米軍機墜落事故

池田首相　「本月五日の町田市における米軍ジェット機の墜落事故にかんがみ、日米合同委員会を通じて、都市上空での演習の規制、パイロット脱出に伴う被害軽減のための訓練、事故原因、責任の究明のための日米合同調査、事故による死亡者、負傷者および物的損害に対する補償等について、御趣旨に沿うよう交渉を進めてゆきたい。なお、横田基地の廃止は困難である。」（対　岡田議員　参・本会議　39・4・8）（対　山花議員　衆・本会議　39・4・9）

大平外相　「日米合同委員会の事故分科会で、事故原因について合同調査するとともに、今後の再発防止対策について検討中である。裁判の管轄権は、公務執行中であるので米軍側にある。」（対　岡田議員　参・本会議　39・4・8）

福田防衛庁長官　「補償については従来一五〇万の限度があつた。労災法、公災法を参考にしており、極めて低額であるとの意見が強かつたので、この際是非増額したい、自動車損害賠償その他を参考にしてホフマン方式を取り入れ具体的に大蔵省と目下交渉中である。」（対　安藤議員　衆・本会議　39・4・9）

「この新しい補償基準は最近決定した。自衛隊関係は決定されたがこれを米軍関係にさらに適用させることについては来週中の閣議で閣議決定を願いたいと思つておる。」（対　大出委員　衆・内閣　39・6・20）（対　勝沢委員　衆・決算　39・5・26）（対　石橋委員　衆・内閣　39・4・10）（対　茜ケ久保委員　衆・内閣　39・4・10）

○補償の法的性格

麻生政府委員（防衛庁参事官）　「法的性格は賠償であります。」

沼尻防衛施設庁総務部長　「米軍関係の賠償は現在の地位協定の十八条に基づき米軍の作為、不作為で生じた損害については、公務上である場合は日本側で賠償し、公務外である場合には米軍が直接被害者に

支払う。この場合日本政府があつせん的立場に立つ。地位協定をうけもとの行政協定が出来た時民事特例法が出来た。これで国家賠償法にならつて賠償することになつている。」

（対　山内委員　衆・内閣　39・4・10）

○米軍機の飛行規制

小野防衛施設庁長官　「米軍機が日本国の上空を飛ぶ場合の規制と云うかルートと云うかこの点は運輸省航空局を通じて日本政府との間に一つの取り決めがある。（航空法の適用除外になつている）これは全国的管制の問題、高度、ルートについての協定の問題であり、防衛施設庁で所管していない、防衛施設庁としては、提供飛行場、射爆場を使うための近所の飛行、あるいは騒音を緩和させるための特別の話し合い等に関係している。」

（対　石橋委員　山内委員・衆・内閣　39・4・10）

五、水戸射爆場返還問題

○水戸射爆場

福田防衛庁長官　「水戸射爆場の返還問題については、昭和三十六年十二月に正式にアメリカ側の回答があり、返還については異存はない。ただし適当な代替地を提供してもらいたい、こういう条件つき回答を得た。その後何んとかして他の代替地はないか、苦心をして調査し、また努力をしているのが、今日の段階である。」

（対　大森委員　参・決算　39・3・13）

福田防衛庁長官、小野防衛施設庁長官　「水戸射爆場の移転については、昭和三十六年十二月に米軍側と話がついた。米軍に対する提供施設については、合同委員会の下部機構である施設特別委員会で協議することになつているが、その前に当方で代替地について検討し、伊豆の御蔵島を調査したが、地勢・気象等が適当でないので、調査を打切り、現在、他の候補地を物色中である。従つて御蔵島については正式に米軍と話はしていない。」

（対　松沢委員　参・科学技術　39・5・8）

小野防衛施設庁長官　「水戸射爆場返還に伴う代替地に対する米軍側の条件は、

1　所在地が横田基地から百二十五海里以内

2　航空管制区域外のこと

3　面積は最小限九百万坪

4　水域に隣接し、平坦であつて、標的、道路、建物等の建設が可能であること

5　航空機の進入路が人口稠密地帯から離れていること

6　その他、天候および土壌の状況等

である。参考までに水戸射爆場について申し上げると、陸上面積は三百五十万坪、海上は七マイル沖までの扇形地域となつている。」

（対　松沢委員　参・科学技術　39・5・8）

福田防衛庁長官　「東海村原子炉関係の施設附近での爆弾の誤投下事故の概況は昭和二十九年度から同三十二年度にかけて年間約三十ないし五十件あつたが、その後、事故防止の措置がとられた結果、昭和三十三年度以降は年間十件以内に減少し、三十八年度以降は一件もない。」

○御蔵島

福田防衛庁長官　「内定でなく有力な候補地の一つと考えられたことは事実である。近く現地に調査員を出したいと、実は地元の東京都と話し合い中だがまだその点まとまらないのが現状である。」

小野防衛施設庁長官　「御蔵島を射爆場の候補地として調査するという考えはあるがまだ調査団は派遣していない。」

（対　松沢委員　参・科学技術　39・5・8）

（対　鬼木委員　参・予算分科会　39・3・25）

六、太田小泉飛行場返還問題

○太田小泉飛行場問題

福田防衛庁長官　「長年の懸案であるので、解決したいと数回米軍側と折衝を続けているが、まだ結論は出ない。渡良瀬川が有力な代替候補地である。しかしこれも地元に非常に強い反対があり、なかなか困難な状態である。我々としては一応検討を続ける態度である。即ち、現在の米軍施設、自衛隊施設中渡良瀬川以外に代替地にかえるものがあるか、このように観点をかえて米側と折衝を続けているのが現状。具体的にはどこかという点はかんべんして頂きたい。この方向で努力中である。」

（対　茜ケ久保委員　衆・内閣　39・6・22）

（〃　衆・内閣　39・2・20）

（対　山田委員　衆・決算　39・5・26）

○太田飛行場の米軍使用状況

鈴木防衛施設庁施設部長　「昭和三十八年度の月別の使用日数は七月から十一月まで十回、一月に十日ないし十五日使用している。その他の月は若干おちているが、年間通算して百八日間使用されている。一日に大型機あるいは小型機一機乃至五機が出動している。」

（対　東海林委員　衆・予算分科会　39・2・22）

（対　伊藤委員　参・内閣　39・1・30）

○日米合同委員会施設委員会

鈴木防衛施設庁施設部長　「現在も隔週の火曜日を定例の会議日にしている。」

（対　伊藤委員　参・内閣　39・1・30）

七、雑

○北富士演習場の林野雑産物補償問題

福田防衛庁長官　「北富士と新屋の入会組合とは円満に解決した。あと二つの組合との問題も最終的な煮詰めの段階にある。最後の忍草の問題は依然として裁判の係争中であるが、我々としては裁判にかかわらず話し合いをしたいという基本線で円満解決を見るよう期待し努力している最中である。」

（対　山本委員　参・内閣　39・5・14）

（〃　〃　参・内閣　38・12・17）

○富岡基地

上田防衛庁経理局長　「横浜市富岡の米軍倉庫地区に、現在、御殿場近傍にいる陸上自衛隊一個連隊を移動することについて、共同使用を条件として昨年末にOKの内意を得た。」

（対　相沢委員　参・決算　39・3・11）

福田防衛庁長官　「前記の答弁についてはその考え方をそのまま持つており、地元の方々の十分の納得を得、協議の上その計画を実行したい。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・6・20）

○横浜市内米軍住宅施設調査費

小野防衛施設庁長官　「横浜市内の米軍集団住宅の移転に関する調査費として二千万円計上されているが、三十七万坪（国有地十七万坪、民公有地、主として民有地二十万坪）にわたり千五百戸の住宅があるが、早急に正確な調査をとりまとめたい。」

（対　相沢委員　参・決算　39・4・24）

「これは移転ということを考えない調査である。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・6・20）

以　上

昭和四十年八月

第四十七回（臨時）
第四十八回（通常）国会における

防衛論議

参議院内閣委員会調査室

防衛論議・正誤表

第四十七回、第四十八回国会における

頁	行	誤	正
目次2	7	シビリアン、コントロール	シビリアン・コントロール
〃	3	三矢研究の諸問題	三矢研究と諸問題
〃	7	バッチ。	バッヂ。
本文1	14 15	L・S・T・問題	L・S・T問題
〃	17	兵培。	兵站。
2	13	ミニツトアン	ミニツトマン
4	10	グワム	グアム
12	〃	ボラリス潜水船。	ボラリス潜水艦。
18	3	進。発した	発。進した
28	8	衆・本会議	衆・本会議
31	17	スピードのものという	スピードのものか。という
42	11	バツジ、システム	バツジシステム
43	5	F.T.S F.T.C	F・T・S、F・T・C
47	5	万全の万策	万全の方策
49	1	相手方が。という	相手方という

まえがき

一、防衛論議第二集として、第四十六回継続、第四十七回、第四十八回国会における衆・参両院における、本会議及び各委員会での防衛に関する論議を収録した。この期間には、米国原子力潜水艦寄港問題、ベトナム紛争、三矢研究問題などがあつて、防衛に関する論議も多彩を極めた。なお、三矢研究については衆議院予算委員会に防衛図上研究問題等に関する小委員会が設置された。

一、本収録において、「衆、予算、小委員会」と略記したのはこの防衛図上研究問題等に関する小委員会をさす。

頁	行	誤	正
146	1 2	それでいいが。、	それでいいか。、
140	14	対岡。田委員衆。	対羽。生委員参。
137	3	という。。これが	という。、これが
135	15	定義必ずしも	定義は。必ずしも
130	3	。。わば。、	削除
124	7	成規	正規
101	2、3	非常に際して	非常時。に際して
100	15、16	ナイキ。、ハーキユリーズ	ナイキ・。ハーキユリーズ
97	15	スクランブル。、待機	スクランブル待機
89	3	蒐。集	募。集
72	4	とまつている	とどまつている
63	2	いるの。か。問題	いるか。の問題
57	10	一二ケ所	一。、二ケ所
54	4	いずれで	いずれかで
49	18	。。いつでも	という。、いつでも
49	17	という。。これが	運輸省。、入国管理局。
49	14	対岡。田委員衆。	
49	13	それでいいが。、	
49		運輸省入国管理庁。	

目次

第一　国際情勢（軍事情勢）……一
一、極東における軍事情勢……一
二、アメリカ及びソ連の軍事力……一
三、中京の核武装……一
四、ベトナム紛争……一
五、日　韓　交　渉……一
第二　日米安保体制……一
一、日米安保条約……一
1.　全　般……一
2.　随時協議……一
3.　事前協議……一
4.　極東の範囲……一
5.　日米安保協議委員会……一
二、米国原子力潜水艦寄港問題……一
1.　寄港問題……一
2.　サブロック……一
三、在日米軍事援助顧問団……一

四、対日軍事援助 …… 三六
五、在日米軍 …… 三八
第三　防衛政策関係 …… 四四
一、防衛の基本問題 …… 四四
1. 国防に関する基本的見解 …… 四四
2. 自衛権の限界等 …… 四四
3. シビリアン・コントロール …… 四四
4. 戒厳 …… 四四
5. 防衛庁の省昇格問題 …… 四四
6. 国防会議 …… 四四
7. 自衛隊法 …… 四四
8. 国連警察軍 …… 四四
9. 国連軍縮委員会 …… 四四
10. 沖縄問題等 …… 四四
二、防衛力整備計画 …… 四四
1. 第二次防衛力整備計画 …… 四四
2. 第三次防衛力整備計画 …… 四四
第四　防衛庁（自衛隊）関係 …… 四四
一、三矢研究 …… 四四
1. 三矢研究の概要 …… 四四
2. 三矢研究の諸問題 …… 四四
3. 年度統合防衛計画 …… 四四
二、自衛隊の行動 …… 四四
三、自衛隊の欠員問題（充足状況） …… 四四
四、F104 …… 四四
五、バッチ、ナイキ、ホーク …… 四四
六、予算並びに決算 …… 四四
七、隊員関係 …… 四四
八、部隊並びに装備 …… 四四
九、雑 …… 四四
第五　防衛施設庁関係 …… 四四
一、提供施設 …… 四四
二、基地問題（全般） …… 四四
三、個々の基地問題 …… 四四
四、米軍機による事故 …… 四四
五、L・S・T・問題 …… 四四

第一　国際情勢（軍事情勢）

一、極東における軍事情勢

○極東における軍事情勢

小泉防衛庁長官　「極東における軍事情勢の現状について、いろいろな資料からわが防衛庁において得ている情勢は次のごとくである。

極東のソ連軍は、陸軍で約二五ケ師団、約三三万人、海軍で約九〇〇隻六〇万トン。この中潜水艦が一〇〇隻含まれている。

空軍が約二、八〇〇機このほかに海軍機二〇〇機がいる。

次に中共は、陸軍が約一二〇ケ師団二〇〇万以上このほかに公安軍と称するものが約三〇万人いる。海軍が約九〇〇隻一九万トン、この九〇〇隻の中には潜水艦二九五隻、海兵隊が約二八、〇〇〇人　空軍機二、五〇〇機このほか海軍機五〇〇機がいる。

次に北鮮、陸軍一八ケ師団、五ケ旅団、約三五万五、〇〇〇人ほかに保安隊一〇万人、海軍が一三〇隻、一万一、〇〇〇トン、空軍約九〇〇機がいる。

次に韓国、陸軍が約二八ケ師団、五四万人、うち一〇ケ師団は第二軍として後方の配備について警備、兵培教育訓練等に従事している。海軍が約七五隻約五万二、〇〇〇トン、海兵隊一ケ師団、一ケ旅団、約二万八、〇〇〇人、空軍が約三〇〇機である。

国府は、陸軍二三ケ師団約四〇万人、海軍が三二〇隻約一五万八、〇〇〇トン、海兵隊が約二万七、〇〇〇人

空軍が五〇〇機から六〇〇機の間と見ている。
次に北ベトナムは、陸軍が約一五ケ師団二六万人、海軍約五〇隻三、〇〇〇トン。
南ベトナムは陸軍が約二〇万人海軍が五〇隻一万八、〇〇〇トン空軍が約二〇〇機。
こういうような情勢と見ている。最近のベトナム情勢に対し自衛隊としてどういう体制をとっているかという点については、特にどうという変つたことはしていない。平常どおり、第二次防衛力整備計画を進め、いままでとつている体制をそのまま堅持している実情である。」

（対　藤田（進）委員　参・予算　40・3・23）

二、アメリカ及びソ連の軍事力

○アメリカの戦略核報復力

海原防衛庁防衛局長　「私どもの判断としては、現在常時核武装をしている。戦略報復部隊を構成しているものは大別すると三つのものがある。米本土において常時哨戒している戦略爆撃部隊、即ち、B52、この一部のものは常に原水爆弾頭をかかえて上空を哨戒している。さらにアメリカ大陸内に配置されたICBM、すなわち大陸間弾道弾、これには現在アトラス、タイタン、ミニツトアンというものがある。その数は大体七百七、八十現に配置されている。これは常時核弾頭がついている。その次にはポラリス潜水艦、ポラリスミサイルをもつて常時哨戒している。これには潜水艦一隻に一六発のミサイルをもつている。この弾頭には三種類あるが、一たん基地を出ると約二ケ月ほどどこにいるかわからない状態において哨戒している。（いままで、太平洋にはまだポラリス潜水艦は配備されていない。しかし今年か来年始めに合計七隊からなるポラリス潜水艦隊が配備される予定と承知。）この三つが戦略核報復力のすべてである。これ以外にアメリカは現在――この数はいろいろ推測があるが、――五万とか六万という核弾頭をもつている。しかしそれは常時それぞれの兵器につけられていない。それぞれの一定の地点に集積保管されている。」

（対　加瀬委員　参・科学技術　39・10・8）

（同趣旨　対　岡田委員　参・予算　39・10・6）

○米国原子力潜水艦の数、装備

海原防衛庁防衛局長　「アメリカの原子力潜水艦の数は現在就役中のものを含めて全部で八六隻（現在就役四五隻）になる。その内訳はポラリス潜水艦四一隻、レギュラスを発射出来る潜水艦一隻、それ以外の潜水艦はいわゆるノーチラス型潜水艦である。」

（対　三木委員　衆・科学技術　39・9・9）

村田科学技術庁原子力局長　「装備は、米国原子力委員会の年報等からみて、加圧水型の原子炉を搭載している模様である。」

（対　瀬谷委員　参・科学技術　40・5・11）

海原防衛庁防衛局長　「太平洋に就役している潜水艦の指揮系統については、三つに分れる。第七艦隊に所属する潜水艦は通常一隻ないし三隻、これ以外に、太平洋潜水艦隊の司令部があり、これに所属する潜水艦がある。それからポラリス潜水艦、ポラリス潜水艦はおそらく太平洋艦隊の指揮下に入るのでなしに、直接ペンタゴンの指揮をうけるのではないか、こういうふうに承知している。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・12・18）

海原防衛庁防衛局長　「ただ一般に言われていることは、太平洋艦隊には通常七隻ないし八隻程度の原子力潜水艦が配属されており、そのうち一隻または二隻が第七艦隊に編入されるものではないか、こう推測されるが、具体的な細部の編成は軍事機密なので承知しない。」

（対　岡田委員　参・外務　39・9・3）

○ポラリス潜水艦の太平洋配備

海原防衛庁防衛局長　「ポラリスの太平洋配備だが、これはダニエル・ブーン号という潜水艦が太平洋に配備されるポラリス潜水艦隊の旗艦になるといわれている。大体、太平洋に艦隊としてあらわれるのはこの年末ごろではないか。これは昨年来、一九六四年ごとしの後半におそらく編成されるであろうと伝わっていたが、現在でもそのようになつている。大体七隻で編成されるであろう。ワシントン州のバンガー―というところが総根拠地となり、グワムが前進基地パールハーバーが訓練基地こういう形で太平洋のポラーリス配備は行なわれる。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・9・1）

海原防衛庁防衛局長　「現在、アメリカはポラリスA・3を新しく就役するポラリス潜水船に装備しているので、太平洋配備のものはA・3のものである。こういう推定の報道が出ていたが、私どももそのように判断する。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・12・8）

○ポラリス潜水艦の極東水域における配備

小泉防衛庁長官　「現在のところ、アメリカのポラリス潜水艦は一隻であると承知している。」

（対　大出委員　衆・外務　40・3・27）

○ポラリス潜水艦

海原防衛庁防衛局長　「ポラリスは一たん基地を出ると、まる二月間というものは完全にどこにいるかわからない状態において行動する。乗組員もゴールドとブルーの二組に分れており、絶えずこれが二ケ月ほどで交代しているということで所在不明の形で哨戒している。しかもその一隻の持つミサイルの破壊力は一六発の弾頭だけで第二次大戦の全爆弾よりも大きいと言われているほどの破壊力である。ポラリス潜水艦はおそらく一九八〇年代まで有効な力として残るであろう。こういう推測が行なわれている。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・9・1）

○ポラリスA・3の射程距離

海原防衛庁防衛局長　「アメリカの公式の発表によると、A3は射程二、五〇〇ノーチカルマイルということである。キロになおすと約四、八〇〇キロ強となる。実際にこれ以上飛ぶということで四、八五〇ノーチカルマイルという数字もある。

私達はA3は二、五〇〇ノーチカルマイルの射程距離をもつものと解釈している。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・12・18）

○米国原子力潜水艦（ＳＳＮ）

海原防衛庁防衛局長　「ＳＳＮは別名では米海軍ではアタツクタイプということで分類されている。こ

の第一艦が最初に原子力の炉をつけたノーチラス、これが一隻、次に二番艦がシーウルフ、これが一隻、三番艦にはトライトン、これも一隻、四番艦タリビー、これも一隻、その次にスケート、これが四隻、その次がスキップジャック、これが六隻、最後が現在この型にきまり建造中のスレッシャー型これは四隻就航したが一隻沈没。この三隻の就航月日はことしの一月でその後たしか二隻程度就役して、SSNは合計、現在一九隻である。」

（対　野原委員　衆・外務　39・9・10）

○ソ連の原子力潜水艦

海原防衛庁防衛局長　「ソ連の原子力潜水艦の実際の就役数についてはいろいろな推測がある。この一月に出たアメリカのザ・ネイビーという専門誌の見積りでは二五隻、さらに二〇隻と見ているものもある。ウラジオストックにいる隻数については、これはたしかスエーデンの見積りと思ったが、約九隻程度がウラジオを基地として就役している。このように承知している。」（対　大出委員　衆・内閣　39・12・18）

小泉防衛庁長官　「ソ連の原子力潜水艦が五隻、あるいは場合によつては、七隻、八隻、日本の周辺に遊よくしているという情報は得ている。」

（対　藤田（進）委員　参・予算　40・3・23）

三、中共の核武装

○中共の核実験

佐藤首相　「わが国に隣接する中共が、わが国民の念願と世界の趨勢を無視して、あえて核実験を行なつたことに対し、私は日本国民の名において、心から遺憾の意を表明せざるを得ない。私は中共がこれ以上の核実験を中止し、すみやかに進んで部分的核実験禁止条約に参加することを強く要望する。」

（施政方針演説　衆・本会議　39・12・21）

小泉防衛庁長官　「中共の核実験が成功しても、東西両陣営の均衡が破れるとは私どもは考えていない。現在の段階では早急に力の均衡は破れない。」

小泉防衛庁長官　「アメリカの責任者が記者会見において、当面中共が核実験に成功しても、アメリカの核戦略に何らの変更を加える必要はないと言明しているので、それに信頼し、われわれもそういう観点に立つている。」

（以上　対　春日委員　衆・予算　39・12・2）

小泉防衛庁長官　「この中共の核爆発による将来の核装備ということに対応しての指示は何らしていない。またそういう指示をしようとも思つていない。いままでどおりの考え方に立つて、第三次防衛力整備計画の方向を目下検討させている。」

（対　伊藤委員　参・内閣　39・10・26）

○中共の核装備

海原防衛庁防衛局長　「少なくとも一九六〇年代に中共が核兵器保有国としての意味をもつことはまずないのではないかというのが現在の通説のようである。中共が核兵器をもつた場合、われわれが現在考えているような防衛力の現実の方向を変える必要があるかどうかということについては今後十分に検討していきたい。」

小泉防衛庁長官　「中共に核が整備されるまでには、なお数次の実験改良が加えられていかねばならない。

また、輸送手段等の開発についても、相当の年数がかかるといわれている。核装備が行なわれても、わが日本の防衛の方針としては、従来どおりの方針を堅持する。それは核が本来抑制兵力としての意味をもつものであり、日本としては安保体制による日米共同防衛の体制により、核はアメリカに依存する方針できているので、今後といえども、たとえ将来中共が核装備するようなことになつても、日本としての防衛計画の方針は何ら変るものではないという見解をとつている。」

愛知科学技術庁長官　「中共の核実験がどの程度のものであるかということについては的確に調査する方法がないので、アメリカの原子力委員会の発表、調査その他あるようであるが、現在のところ、新聞報道等によつてこれを知るだけで特に的確な情報は持つていない。」

（対　羽生委員　参・予算　39・10・29）

椎名外相　「中共の核実験はあるいはプルトニウムではないかというようなことが予想されたが、これはウラニウムであることはもはや疑うことの出来ない事実である。そうすると予想よりも今後の製造の進捗程度が早いものになる。しかし製造の進度が早いということを前提としても諸般の情勢からはたしてどの程度であるか、運搬手段の開発等いろいろな要素を考慮すると、やはり相当の時日を経過して初めて核兵器を持つに至る。その時期はやはり相当の時期がかかるであろうと考えている。」

小泉防衛庁長官　「防衛庁においてもかねがね予想していたより相当進歩のあと著しいというように判断している。核実験をしても数次の改良実験運搬手段の開発には相当の年月がかかる。あるいは八年、十年というのが、いままでの定説である。それが予想以上の進歩であるとして果してあと何年ぐらいと明確な線を打出す何らの根拠ある情報は得ていない。数年の後には核装備をするに至るのではないかと考えている。」

（対　田畑委員　参・予算　39・10・30）

四、ベトナム紛争

○ベトナム紛争

小泉防衛庁長官　「今回の南ベトナムの情勢の変化について、わがほうには何らの通告もない。わが自衛隊としても、この問題について何らの変化はないので、平常のままに現在まで過している。」

椎名外相　「これは正当な自衛の措置である。」

（対　岡田委員　衆・予算　40・2・10）

佐藤首相　「日本を作戦基地として使う場合だつたら、もちろん話があると思う。ただいまのところ、作戦基地として日本を使つていない。私はかように理解している。」

（対　林委員　衆・予算　40・2・12）

椎名外相　「日本基地から直接ベトナムの軍事行動に参加するために艦船、航空機が発進しているという事実はない。」

（対　岩間委員　参・予算・分科会　40・3・29）

椎名外相　「アメリカがこちら（日本）に持ち込んでいる武器をベトナムに運んでいることはあり得ることと思うが、日本の民間から発注、調達して向こうに持つていくということについては何ら聞いていないし、またおそらくあり得ないと考えている。」

（対　勝間田委員　衆・予算　40・5・31）

○ベトナム紛争と在日米軍

海原防衛庁防衛局長　「今回のベトナムの情勢に関連して在日米軍についての特異な動きというものは

全くない。」

○ベトナムにおけるアメリカの軍事顧問

後宮外務省アジア局長　「当初一万八千人くらいいたのが、いま大体二万二千人くらいといわれている。軍の最上層部に限定されず、下の隊にまで配属されている。性格はやはり軍事上の顧問であつて、別途派遣されている海兵隊などの戦闘部隊とは区別される。階級別の人数はつまびらかでないが、少中尉の者もおつて、中隊単位以下の戦術指導等にあたつている。兵隊は入つていないようである。直接には戦闘行為に参加しないたてまえになつている。」

（対　帆足委員　衆・外務　40・4・21）

○ベトナム情勢と日本の調停

椎名外相　「北越は、とにかくベトナムのことはベトナム人が解決するのだ。無条件に米軍が撤退すべし、と言つているけれども、撤退した後における南越の自由と独立はどのように保障されるのか、何ら約束していない。アメリカはこれに対して、北越からの侵略がとまれば軍事行動をやめる。そして南越の自由と独立を守るために話し合いにいつでも応ずるといつており、両者の意見が全く対立している。少なくともこの段階においては、ある種の調停行動をとるということは、ほとんど不可能な状況であり、もし日本がこの問題に対して、単独あるいは他と協力して力をかすということになるにしても、私はその時を選ぶべきであると考えている。」

（対　稲村（隆）委員　衆・内閣　40・3・18）

（対　羽生委員　参・予算・分科会　40・3・26）

○トンキン湾事件

小泉防衛庁長官　「トンキン湾事件が発生した際、日本におるアメリカの第五空軍、板付その他の基地では、警戒態勢（アラート・ナンバー・スリー）に入つたという情報は受けている。」

小泉防衛庁長官　「防衛庁当局としては、これはアメリカ側の単なるこちらに対する連絡的情報である。日本側としては何らこれに対する特別の措置をとる必要はないという報告をうけており、私もさように了承している。」

海原防衛庁防衛局長　「キューバ事件に際しての防衛庁特に航空自衛隊の態勢についての質問だが、航空自衛隊として特別の措置はとつていない。ただ、当時の情勢において万一のことが発生することもおそれられたので、念のため各部隊特に航空自衛隊のレーダーサイト等に勤務する勤務員を対象として念のために注意するようにということの口頭の幕僚長からの注意を連絡した。別にアラート態勢はとつていない。」

（対　岡田委員　衆・予算　39・10・6）

五、日韓交渉

○日韓条約と防衛問題

小泉防衛庁長官　「日韓基本条約は経済的、社会的な協力を意味するものであつて、それが直ちに日本と韓国との軍事的な協力に結びつくものではない。」

（対・大出委員　衆・外務　40・3・27）

椎名外相　「日韓交渉はあくまで日韓両国の経済発展という問題に即して考えられているのであり、共同防衛体制などというようなことは全然問題外である。」

椎名外相　「韓国に対する日米間の共同防衛とかそういつたようなことは、全然日本従来のたてまえから言つてあり得ないことである。」（対　岩間委員　参・予算・分科会　40・3・29）

○韓国への防衛駐在官設置

椎名外相　「韓国に防衛駐在官設置の問題はそのときの情勢によつて置くとも、置かぬともきまる問題である。ただいまのところはその必要はないように予想している。」（対　亀田委員　参・予算　40・3・5）

○在韓米軍の法的根拠

藤崎外務省条約局長　「在韓米軍は国連軍としての性格と、アメリカ軍としての性格と、両方を持つているわけであるが、国連軍としてはそれぞれの国連決議に基づき、また米軍としては米韓相互防衛条約に基づいている。」（対　石野委員　衆・予算　40・2・15）

○韓国に関する一九四八年及び一九五〇年の国連決議

藤崎外務省条約局長　「一九四八年の決議は大韓民国がその年の八月にできて、これを国連としては自由な選挙に基づき効果的な支配を朝鮮の三八線以南の地域におよぼしている合法政府として認めて、したがつて、各国が大韓民国政府と外交関係を設定する場合には、このことを考慮に入れるようにということを勧告する決議である。一九五〇年の朝鮮動乱が勃発してからでた決議はこの北鮮側の攻撃に対して、国連としてどういう行動をとり、そのために国連加盟国としてどういうことをしてもらいたいという趣旨の勧告である。」（対　石野委員　衆・予算　40・2・15）

第二　日米安保体制

一、日米安保条約

1. 全　般

○日米安保条約の改定

佐藤首相　「最近の極東アジア情勢をみれば、安保条約の必要性は一層高まつている。ジョンソン大統領ともこの点を再確認した。したがつて、情勢に変化がない限り、一九七〇年に安保条約を改定する考えはない。しかし、この条約は中ソ同盟条約に対抗する意味でできたものではないので、中ソ条約に対抗するために一九八〇年まで延長せよという議論には、そのまま賛成しない。」（対　鹿島（守）委員　参・本会議　40・1・28）

○特別安保

佐藤首相　「特別安保ということをいま言われるが、これはどうも根拠のなかつた議論ではないか、日米間に日米安保条約がある。これは厳然としてある。そういう状態で、私はこの特別安保なるものは必要ない。かように考えている。」（対　石橋委員　衆・予算　40・2・8）

○佐藤、ジョンソン共同声明（特に「いかなる武力攻撃に対しても日本を防衛する」云々）

佐藤首相　「私は共同コミュニケを信頼している。アメリカはいかなる攻撃に対しても日本を守つてくれる。かように私考えている。アメリカ自身どういう方法で守るか、そこまでは私聞いていない。」

佐藤首相　（この武力攻撃の中に核攻撃が含まれるかの質問に対し）「その武力攻撃、その中に入る、かように私は考えている。」（対　石橋委員　衆・予算　40・2・8）

○米軍駐留

海原防衛庁防衛局長　「私どもの判断としては、現在の自衛隊の力だけでは日本の安全というものは保ち得ない。こういう判断である。即ち周囲の情勢が基本的な変化を起さない限り、私どもにとつて、米軍の日本の駐留というものは、日本の安全感というものをささえるためには絶対の要件ではないかと考えている。」（対　羽生委員　参・予算・分科会　40・3・26）

○米軍基地

椎名外相　「米軍の基地は、日本防衛の見地から置かれているもので、危険は危険、防衛の必要は必要、なるべくそういう危険の起らぬようにつとめねばならぬ。かように考えるのであつて、そのために日米安保条約に基づく基地の問題を根本的にこれを撤去するという考え方は出来ない。」（対　山花委員　衆・外務　39・9・10）

○通告義務

竹内外務省アメリカ局長　「アメリカ軍艦が日本が提供した施設区域に入る場合には通告の義務はない。」（対　戸叶委員　衆・外務　39・9・17）

2. 随時協議

○吉田アチソン交換公文の一九六〇年（安保条約改定時）における再確認

藤崎外務省条約局長　「吉田、アチソン交換公文とは朝鮮動乱に際して合衆国軍隊が国連軍として日本から行動をとるのに対して、必要な支援を与えるという趣旨のものであつて、安保条約の改定にあたつて、朝鮮動乱はまだ少なくとも法的には終了していないので、これを継続する措置をとつた。」（対　石野委員　衆・予算　40・2・15）

○安保条約四条の随時協議

椎名外相　「四条後段の協議の形式については別に取りきめもないので、これはあらゆる形式をとり入れて協議してかまわない。そのように解釈している。」（対　鯨岡委員　衆・外務　39・8・10）

椎名外相　「随時協議とは必ずしも数人集つて会議をするというような必要はない。電話でもよろしい、とにかく随時適当な方法によつて協議をする。こういうのであつて、会合形式による協議を要求している

ものでは必ずしもない。」

安川外務省北米局長　「随時協議は何も形式がきまつているわけではなく、外交チャンネル、あるいは防衛庁当局と向こうの軍当局との協議は随時行なわれている。たとえば米軍の移動にしても、これは第六条の実施に関する交換公文についての事前協議ではないが、事実上先方から協議を受けて、その上で決定がなされている。」

（対　勝間田委員　衆・予算　40・5・31）

3. 事前協議

○安保条約における事前協議

佐藤首相　「昭和三五年に当時の岸首相が示した統一見解の末尾に、次のようにいつている。（米国の行動には基本的な制約があり、常に国連憲章の認める個別的または集団的自衛権の行使として侵略に抵抗するためにのみとられることになつている。また、米国の行動が戦闘行為を伴うときは、そのための日本の施設の使用には、当然日本政府との事前協議が必要となつている。そして、米国大統領は岸首相に対し、米国は事前協議に際し、表明された日本国政府の意思に反して行動することのないことを保障している。）今日もこの政府の統一見解は変つていない。もしもわが国における米軍の施設等を、ベトナム紛争に際しての戦闘作戦基地として使用するならば、事前協議の対象になる。」

（対　羽生委員　参・本会議　40・2・17）

椎名外相　「日本の施設・区域を直接戦闘作戦のために使用することは、安保条約上すでに事前協議の

（対　羽生委員　参・外務　40・5・11）

対象となつている。ただし、補給のために日本の港あるいは航空基地が使用される場合、また他に移動してそこを根拠地として作戦行動に出る場合は、事前協議の対象にはならない。直接作戦行動のために日本の基地を使用するということは、ただいまの段階ではあり得ない。」

（対　野坂委員　参・外務　40・3・18）

（対　田口（誠）委員　衆・外務　40・4・7）

（対　帆足委員　衆・外務　40・4・21）

（対　羽生委員　参・外務　40・5・1）

（対　高田委員　衆・本会議　40・5・17）

（同旨　佐藤首相　対　勝間田委員　衆・本会議　40・2・16）

（対　勝間田委員　衆・予算　40・5・31）

兼松外務省参事官　「事前協議の対象となる兵器とは核弾頭の装備と中長距離ミサイルをさす。こういうことは日米間ではつきり了解している。」

兼松外務省参事官　「了解である。特に文書はない。」

兼松外務省参事官　「交渉の過程において日米両当局が了解したので、そのような文書はない。」

（対　松井委員　衆・外務　39・9・17）

○トンキン湾事件と事前協議

椎名外相　「事前協議はなかつた。」

椎名外相　「事前協議の対象とならないから事前協議をしなかつたのであつて、対象とならない理由であるが、第七艦隊が日本の施設及び区域を使用した事実はあるが、それは、直接戦闘を目的とした作戦行動として（作戦任務をもつて）その基地を進発したのではないのであつて、ただ単に、トンキン湾の付近を哨戒するという目的に出たものであるという場合には、基地を出るときに、事前協議をしなくてよいのである。たまたま、哨戒最中に相手方から攻撃を受けた、それを自衛行動として排撃したこういうことである。」

藤崎外務省条約局長　「今度の事件について事前協議の対象になるかどうかの判定の基準になるのは、戦闘作戦行動の発進基地として日本の施設区域が使われたかどうかということであるが、現にあそこにおつた米軍のとつた行動はもちろんそれだけで戦闘作戦行動であるが、それが日本から発進されたかという と、そうでないので、したがつて事前協議の対象とならない。」

（対　岡田委員　参・外務　39・8・19）

藤崎外務省条約局長　「いまのトンキン湾の事態とはなれ、抽象的に問題を考えた上で答弁させて頂くと、かりにアメリカが事前協議を当然なすべきではないかと思われるようなことについて、何も言つてこなかつた。日本政府としてはどうもふにおちない、したがつて、この問題を究明するために協議を申入れるということは、これはもちろん可能である。条約の実施に関することだから、何でも協議出来るわけである。ただ、それは事前協議の問題について提案するということでなく、事前協議を提案するということであろうと思う。」

（対　岡田委員　参・外務　39・8・19）

○ポラリス潜水艦がポラリスミサイルを置いて（持つて来ないで）入港を求めて来た場合事前協議の対象となるか。

椎名外相　「ポラリスそのものは取りはずし出来ないから、事前協議の対象には初めからならない。」

海原防衛庁防衛局長　「ポラリス潜水艦については、B52の爆撃機あるいはICBM等々と同じように常時核弾頭を装備して、一六発ポラリス潜水艦の中に格納されているので、これが弾頭を取りはずして行動するということは常識では考えられないことである。したがつて、ポラリス潜水艦が一たん母港を出ると約二ケ月というものはどこにも立ち寄らず行動する。そのこと自体がいわゆる戦略的な意味をもつものであるから、先程来問題となつている弾頭の部分だけ取りはずして、ポラリス潜水艦が出てくるということは、これは実際問題として絶対にあり得ないことである。そこで、その事実を前提にして論議願いたい。」

（対　石橋委員　衆・予算　40・2・8）

4. 極東の範囲

○安保条約における極東の範囲とベトナム

椎名外相　「安保条約にいうところの極東の範囲についての政府の統一見解は、フイリツピン以北ということになつていた。しかし、それ以外の地域において勃発した事件が極東の平和と安全に相当な影響を与える場合には、その地域外といえどもやはり行動範囲に含めなければならない。したがつて、ベトナムはフイリツピン以南ではあるが、極東の安全、平和に重大な関係を持つているので、日米安保条約のワク内としてこれを考えなければいかぬ。」

椎名外相　「アメリカは、南ベトナムの要請によつて、その独立と自由を守るために軍事介入をしているのであつて、いわば自衛行為である。安保条約第一条はかかる行為を排撃しているわけではない。この場合、自衛行為は集団保障体制をとつているのであつて、アメリカ、南ベトナムが一体となつて北方の侵略に対抗しているのである。」

（対　永末委員　衆・外務　34・4・7）

佐藤首相　「ベトナムはいわゆる極東の地域ではない。しかしながら極東周辺というか、周辺という言葉で表現すればよい。その範囲だ、かように思つている。」

（対　石野委員　衆・外務　40・4・14）

椎名外相　「極東の平和と安全に、周辺に起つたできごとが影響を与えるというような場合に初めて日米安保条約の適用がある。こういう次第である。」

（対　羽生委員　参・本会議　40・4・21）

高辻法制局長官　「安保条約の改定に際し非常に問題となつた点であるが、当時の極東ということばの解釈としてベトナムは極東の周辺地区に入る。安保条約六条の字句は「極東における国際の平和及び安全の維持」ということであつて、ベトナムがいわゆる周辺地域であるとしても、極東における国際の平和及び安全にいかなる影響があるかということが、安保条約の問題の中心となるのでベトナムにおける情勢が、極東における国際の平和と安全に対して何らかの影響あるいは脅威を及ぼすというようなことがあれば、日本の施設及び区域を使つて安保条約の目的達成上のことができる。条約上はそういう関係になる。」

（対　勝間田委員　衆・予算　40・5・31）

藤崎外務省条約局長　「極東の範囲はフイリツピン以北及び日本周辺、中華民国、韓国の支配している地域が含まれるこういうことで了承いただきたい。」

藤崎外務省条約局長　「トンキン湾が入るかどうかということは、一つ一つの地域湾の名前とか島をあげて入るか入らぬかという議論に入つてゆくからちよつと差控えるが、現在トンキン湾付近で起つている事態は、極東の平和安全に脅威を与えるものである。これは明瞭である。」

（対　穂積委員　衆・外務　39・8・10）

5. 日米安保協議委員会

○日米安保協議委員会

小泉防衛庁長官　「安保協議委員会に私も出席したが、作戦の分担というような話は全然ない。この協議委員会の内容は別としても、平素においてもそういう分担を明確にきめているのでなく、日本とアメリカとの間は、在日米軍がどういうことをいまやつているか、日本の自衛隊はどの程度のことをやつているかという連絡だけをしているというふうに私は承知している。」

海原防衛庁防衛局長　「日米間に具体的な作戦計画の打合せがあるのではないか、こういう趣旨のお尋ねだが、大臣から申し上げたとおりで、日米の双方の幕僚間に絶えず意思の疏通をはかつている。わが三自衛隊はまだ建設の過程にあるものである。これに対してアメリカのほうは完全にいつでも動ける態勢にある。私ども毎年統幕事務局が中心になり、その年にもし何かのことが起つた場合にはどうするかということの検討はしているが、これをアメリカとの間に作戦協定的に結びつけるというような実態はまだ持つていない。ただ、私どもとしては、あしたいかなることが起ろうとも、この場合にどうするかという計画は持つている。その計画をつくる場合に、その時点における米軍の予想される行動の大要こういうもの

を一応推定して、毎年度の計画をつくつているという状況である。これが双方の間に意思の疎通をはかられるということでそれぞれの計画をすすめる、こういうことである。」

（対　村山委員　衆・内閣　39・12・18）

二、米国原子力潜水艦寄港問題

1. 寄港問題

○米国原子力潜水艦寄港問題

椎名外相　「原子力潜水艦の日本寄港問題については、従来国会において再三にわたり政府の見解を明らかにして来たが、今回寄港を正式に決定した機会に、本問題に対する政府の考え方をあらためて表明したいと思う。

まず、原子力潜水艦の安全性の問題、科学が進歩すればするほど、われわれはそのことが、人間生活の安全に及ぼす影響について、一そう慎重を期さねばならないことは当然のことである。そのためには科学的、理論的な見地から安全の確保がはかられなければならぬことは申すまでもないことであるが、さらに重要なことは、その安全性が実用の面においても確保されているということである。原子力潜水艦は政府が何回も繰り返して言明して来たとおり、すでに実用に供されて以来、約一〇年の歳月を経過し、その間米本国はもちろん諸外国の港に随時出入し、原子炉に関する事故は勿論、放射能の被害を生じたことも一回もないという事実を強調したい。このことは原子力潜水艦の安全性を考える場合は何よりも重要視しなければならない点であると考える。

しかしながら、わが国においては、原子力に対する特殊の国民感情にかんがみ、国民に無用の不安を与えることを避けるため、過去一年八ケ月の期間にわたつて、政府は原子力潜水艦の安全性について慎重な検討をつづけてきた次第である。もつとも、原子力潜水艦は軍艦である以上、原子力商船の場合とは異なり、相手国に対し、安全性に関する資料につき軍事機密に属するものの提供を要求することはできないのである。このことは、「海上における人命の安全のための条約」においても、原子力船に関する規則は軍艦には適用しないこととしている次第である。しかしながら、政府としては米国政府と累次の話し合いを続け、最大限可能な資料と情報の入手につとめ、これを基として、慎重な検討を重ねたのである。その結果、今回原子力委員会において、原子力潜水艦の寄港は米側の保証と日米両国が行なうべき措置がそのとおり確保されるならば、国民の安全に支障を来たすものでないことが確認された。特に原子力潜水艦が出港の際排出する冷却水に含まれる放射能の許容基準については、米国の原子力潜水艦の基準もわが国の法令で定められた基準に完全に適合することが確認されている。このことは実際に原子力潜水艦が寄港した米国や諸外国の港湾において、人体に害を及ぼすような放射能の被害は全くおこつていないという事実と相俟つて、原子力潜水艦の安全性を強く裏づけていると信ずる。政府としては放射能に関する安全性についてさらに万全を期することとし、原子力潜水艦の入港が予定されている港については、入港の事前と事後において放射能の検査を実施することとし、目下せつかくその準備を進めている。

なお昨年、米国の東海岸の大西洋海上において生起したスレツシャー号の沈没事件については、すでに調査の結果、事故が原子炉の故障によるものでないこと、さらに放射能の異常は検出されなかつたことが明らかにされている。いずれにしても、スレツシャー号の事故は特殊の深海潜航の試験中に起きたものであるから、通常の運航に従事しつつ寄港するわが国の港湾あるいは近海においては起こり得ない性質の事故

であることは申すまでもない。

次に、原子力潜水艦と核兵器との関連について申し上げる。米国の原子力潜水艦は大別して、いわゆるノーチラス型潜水艦と中距離核誘導弾を装備したポラリス潜水艦の二種類があることは周知のとおりである。今回日本寄港を決定したのは前者に属するものであることは、過日発表した日米両国政府間の交換文書に明らかにされているところである。

今回の決定が、将来におけるポラリス潜水艦の入港を約束するものでないことは当然のことであり、現に日米間にポラリス潜水艦の入港に関し話し合いが行なわれた事実はなく、昨年わが国を訪れたギルパトリツク国防次官は、わが国に対し、ポラリス潜水艦の寄港を求める意図のないことを明らかにしているのである。なお米国は将来、ノーチラス型潜水艦に核魚雷を発射し得るサブロツクを装備する計画を持つていることは事実であると承知している。しかし、このサブロツクは現在なお開発実験中の段階にあり、原子力潜水艦にはいまだ現実に装備されていない。いずれにせよ、核兵器の日本持ち込みは事前協議の対象になるわけであり、しかも米国政府は事前協議事項について、日本政府の意図に反して行動しない旨、岸、アイゼンハワー共同声明によつて明確にしている。さらに、このことは今回米国政府が提出した文書においても再確認されているのである。従つて、ポラリス潜水艦についてと同様、今回の決定が、当然サブロツクを搭載した原子力潜水艦の寄港を承認したというのは明らかに事実に反するのである。まして日本政府の知らない間に、核武装した原子力潜水艦が日本に寄港するというような事態は絶対に起こり得ないことである。

原子力潜水艦はその安全性さえ確認されれば、日米安保条約のもとにおいて、他の米国艦船と同様当然に日本への寄港を認めるべきものであることは、政府が一貫してとつて来た方針である。日米安保条約のもとにおける防衛上の日米協力が十数年の長きにわたつて日本の安全と平和に寄与してきたことは厳然たる事実である。この意味において原子力潜水艦の日本への寄港も日本の安全に貢献こそすれ、決して害を及ぼすものでないことを確信する。」

愛知科学技術庁長官　「米国原子力潜水艦の寄港問題については、わが国の原子力利用に関する安全問題を取り扱つている政府の機関として、原子力委員会は、国民を放射能の危険から守るという立場から、主としてその安全性の問題について検討を行なつて来た。

この検討を行なうにあたつて、米国原子力潜水艦が国際法上軍艦としての特殊な地位を有するため、軍事上の機密に属する技術的資料の提供を受けることが不可能なことは国際慣行上やむを得ない。

このような事情から、原子力委員会は設計、運転、操作等の詳細な技術的資料に基づいて行なう原子炉安全専門審査会による審査等の安全確認の方式ではなく、国民の安全を確保するために必要な米国の保証その他の措置及びわが国がとるべき措置について慎重に検討を行なつて来た。

安全性の検討について以上の考え方から原子力委員会は昨年来外務省を通じて米国政府と交渉を重ねて来たが、その努力の結果、

1. 原子炉の安全性、乗組員の訓練、操作手続は、米国の原子力委員会及び原子炉安全諮問委員会の審査を受けているものであること。
2. わが国の湾における運航に関連してとられる安全上のすべての予防措置及び手続は、米国の港におけると同様厳格に守ることについて米国政府の保証をとりつけるとともに、
3. 寄港期間中米国原子力潜水艦の乗組員は潜水艦上の放射線管理及び同潜水艦の近傍における環境放射

能のモニタリングについて責任を負うこと。

4. 潜水艦の排出水の放射性物質の濃度は、わが国の法令及び基準並びに国際基準に適合していること。

5. 使用済み汚染除去剤は、構内または陸地近辺では決して放出せず、また既知の漁区の近傍では、いかなるところでも放出しないこと。

6. 潜水艦の燃料交換及び動力装置の修理はわが国またはその領海内においては行なわないこと。

というような、これら米国政府の保証及び約束を取りつけたことは当時の声明、覚書の中に取り入れられている通りである。」

原子力委員会としては、米国原子力潜水艦のこれまでの運航の実績をも考慮しつつ、以上の交渉経過から得られた米国政府の保証と約束を総合的に検討して、それが事実そのとおり実行されるならば、国民の安全上支障はないものとの結論に達したので八月二六日全会一致をもつてこの見解を決定するとともに、直ちに委員長から総理大臣に口頭で報告を行なつた次第である。」

（参・科学技術　39・10・8）

椎名外相　「今回の潜水艦寄港に関するアメリカ側の覚書にも、岸、アイゼンハワー声明の事前協議についての趣旨をのべているのであり、これ以上文書を要求することはもはや必要のない問題である。」

（衆・科学技術　39・9・9）

小泉防衛庁長官　「アメリカから寄港した原子力潜水艦を日本側で、核装備しているか、いないか、どういう物を積込んでいるかどうかということを取調べるというような権限はない。ただ、アメリカ側と日本との相互信頼に待つほかはない実情である。」

（対　佐多委員　参・外務　39・9・3）

竹内外務省アメリカ局長　「日本に寄港を求められているのは、第七艦隊に配属されているものに限る

という限定はない。」

（対　岡田委員　参・外務　39・9・3）

○原子力潜水艦寄港の軍事的意味

海原防衛庁防衛局長　「この度の寄港は別にこのために特別にどうだこうだというほどの意味のものとは考えていない。少なくとも、軍事戦略的な面で検討した場合には潜水艦の一隻、二隻が入つてくる。本来条約上は当然の権利の問題である。そのことが実施されるにすぎないことが、特別に意味あるように解釈出来ない。」

（対　三木委員　衆・科学技術　39・9・9）

○原子力潜水艦は核兵器でない

椎名外相　「核兵器の定義だが、核分裂または核融合反応によつて生ずるエネルギーを破壊力ないし殺傷力として利用する兵器を言う。こういうことになつている。そこで推進力に原子力を用いる潜水艦が果してこれに該当するかどうかというと、まことに明瞭であつて、核兵器でないということになる。」

（対　瀬谷委員　参・予算　39・10・30）

○米国の原子力法

藤崎外務省条約局長　「アメリカの原子力法によつて守られている核兵器に関する秘密情報というのは技術情報である。したがつて、日本の港に入ろうとする艦艇が核装備をしているかどうかという問題とは関係がないので、これは原子力法第一一条の定義から明らかである。」

（対　岡田委員　衆・予算　39・10・6）

○サブロツク搭載と寄港

椎名外相　「もしサブロツクを搭載しているなら、これは絶対認めないし、またアメリカもそういう不信行為をして日米安保体制を根底からくつがえすというそんなばかばかしいことはしないだろうと思う。それでもし積んで来るなら、これは入らないことになると思う。」

（対　岡田委員　衆・予算　39・10・6）

○原子力潜水艦寄港

佐藤首相　「原潜入港は安保条約に基づく地位協定第五条によつて認めているのであつて、これを断わるつもりはない。」

（対　谷口委員　衆・本会議　40・1・28）

椎名外相　「無通告で入港することは絶対にない。二四時間前に事前の通告があることになつている。」

（対　大出委員　衆・内閣　40・3・25）

麻生防衛庁参事官　「米国の原潜の寄港については、すでに政府として態度をきめ、それを承認する旨通告している。しかし、これはあくまで通常の原潜を対象としているのであつて、ポラリス潜水艦の入港は核兵器の持ち込みとなるので許されない。また、サブロツク搭載のものは、当然事前協議の対象となる。」

（対　瀬谷委員　参・科学技術　40・5・11）

○原子力潜水艦の安全性

兼重原子力委員会委員　「日本側が安全審査によつて、これを直接確かめるすべはない。米国の原子力

委員会及びそれの安全諮問委員会で審査を経ているとの米国政府の保証を信ぜざるを得ない。佐世保への入港についても、米国内への入港の安全基準に照らして判断しているのであるから、何らかの海難事故を起こしても、周辺の住民に影響を及ぼすような災害を招くことはないと確信している。」

「何か政治的な理由があつて、安全であるとの判断をした覚えはない。また、意見を述べる期間について制限をつけられたことはない。」

（同旨　西村原子力委員会委員　対　瀬谷委員　参・科学技術　40・5・11）

（ほぼ同旨　愛知科学技術庁長官　対　光村委員・石田委員　参・科学技術　40・4・27）

○原潜寄港に伴う調査

木戸科学技術庁会計課長　「放射能の調査をするために、寄港の前後に調査を行なつた。事前には三九年九月二四日から一〇月三〇日まで、佐世保、横須賀両港において放射能測定と海水及び海産物の採取を各二回行なつた。事後には、一一月一二日及び四〇年二月二日の二回、佐世保入港に伴い放射能監視艇及びモニターリング・ポスト等により調査した。費用は、科学技術庁で、六七〇万円の予備費を計上している。経費の内容は、両港におけるモニターリング・ポイント及びポストを作る費用、分析化学研究所に化学検査を依頼する費用である。ほかに関係省庁にも調査を依頼している。」

（対　勝沢委員　衆・決算　40・4・13）

愛知科学技術庁長官　「入港前、滞留中並びに出港直後に調査を詳細に行なつたが、何ら放射能の害は認められず、原子力委員会の判断は間違いなかつた。」

（対　原（茂）委員　衆・本会議　40・3・19）

（対　光村委員　参・科学技術　40・4・27）

村田科学技術庁原子力局長　「米国の原潜が日本領海内で原子炉事故を起こした場合には、艦長から事故防止対策上どんなことをなすか日本政府に通報することになつている。その通報に従つてわが国としては適当な措置をいたすことになる。」（対　田中（武）委員　衆・科学技術　40・4・14）

○原子力委員会による安全性判定

村田科学技術庁原子力局長　「原潜の安全問題については、原子力委員会は、（核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること）という設置法第二条四号の規定にもとづいて権限を有するものと考える。しかし、原潜は軍艦であるので、国際法上特殊な地位を認められており、国内法の規制の外に置かれており、いわば潜在的権限になつている。」（対　田中（武）委員　衆・科学技術　40・2・4）

○原子力損害の賠償に関する法律と自衛隊

兼松外務省参事官　「一昨年、昨年の予算委員会で池田総理からも答弁されているが、原子力を推進力とするような形の船舶、車輛等の使用が一般化するならば、そういう推進力として原子力を使うような機関というものが世の中一般に使われるようなときに、それは原子力基本法第二条の平和利用ということのゆえに自衛隊がそういう原子力推進機関を使つてはいけない、そういうふうには解釈しない。したがつて特別の原子力兵器というものではなくて、そういう一般化された推進装置というものが使われるような時代になれば、当然自衛隊も原子力基本法にかかわらず、そういうものを使つて差しつかえない。これが政府の公式解釈である。よつて原子力損害の賠償に関する法律第一四七号の国というもの、自衛隊が国としてそういう関係で無過失責任という意味の法律的関係に立つ。（そういう自衛隊が負うような無過失責任、

そういう責任は米国の潜水艦の場合にも、同じような責任があるという趣旨で米側の覚書が出されている。）」（対　野原委員　衆・外務　39・9・17）

2.　サブロック

○サブロック

海原防衛庁防衛局長　「サブロックについては私どもの承知しているところでは、現在まだ研究開発の最終段階の過程にある。昨年の暮、アメリカ国防省が発表したときに、このサブロックについてのいろいろの推測、専門家筋の判定が出ている。アメリカとしては本年中は約三〇発程度さらに実用段階の試験をする。これが今年一ぱいには終るだろう。その結果をみて、いわゆる攻撃型潜水艦と称せられるものの一部のスレッシャー型の潜水艦のうち約二五隻程度に装備することになるだろう。これは通常の魚雷と混載して用いるものだ。この程度のことが当時総合的に判定されたし、その後もこれに変更を加える情報はない。」（対　石橋委員　衆・内閣　39・9・1）

海原防衛庁防衛局長　「サブロックの弾頭は開発の初期においては核とそれから通常の高性能の爆雷とこの両用のものを開発しようということで出発した。しかし海軍省においては、いろいろ研究開発の途中においてこの通常のものであれば、五〇キロとか八〇キロとかいわれておるが、それだけの距離をとんで、しかも高性能の相手の原子力潜水艦を破壊するに不十分ということがわかつて、現在においては、サブロックであれば、これは全部弾頭は核爆雷である。このことは昨年の米海軍省の発表にも明らかである。核爆雷が水中でどの程度のスピードのものというお尋ねだが、これは軍事機密で私どもは承知していない。」

海原防衛庁防衛局長　「従来、サブロツクが核弾頭及び通常の高性能の爆薬による爆雷こういういわゆる両用のものであるということについて一般にそのように考えられていた。また昨年の外務、科学技術特別委員会でも当時私からもサブロツクは核・非核両用のものとして研究開発のものである。こういうふうにいろいろな権威ある雑誌その他に報道されていると申し上げていた。昨年一二月四日、アメリカ国防省の発表があり、これには弾頭は核ということは書いてある。そこで私どもの従来聞いていたことと違つているので、いろいろ調査検討を行なつた結果、去る九月一日の内閣委員会で私が石橋委員に現在においては核の爆雷のものを開発している。こう申したわけである。したがつて、今後あるいは高性能の通常の爆薬のものが持てれば、当然理論的に言つても装着できるわけである。しかし、先のことは分らないし、過去のことは過去のこととして、現在においては、アメリカ海軍が最終的な開発段階に持つていつているものは、核爆雷を装着するものと判断している。」

（対　石橋委員　衆・内閣　39・9・1）

海原防衛庁防衛局長　「サブロツクを搭載する予定の潜水艦については、ノーチラス原子力潜水艦は現在就役しているものも含め、総計で四四隻つくる予定。この四四隻の中で沈没したスレツシャー号を除いて、この型の船は約三〇隻というのが、現在の計画である。サブロツクは水中発射のミサイルであるが、これは実はスレツシャー型の潜水艦に装備されるであろうと一般に観測されている。スレツシャー型以外の原子力潜水艦の発射管は全部前か後かにある。ところがスレツシャー型及びこの改良型については発射管は中部にある。片側に二つづつ斜めについている。このわけは、とにかく一たん水中より空中に出て、また水中に入つて敵の潜水艦を破壊するというもので、遠距離から敵の潜水艦を探知する

（対　岡田委員　参・外務　39・9・3）

ソーナー関係の設備及びこれを誘導する管制の設備、これは複雑かつ膨大なものである。したがつて、そういうソーナー関係のものを全部前に集めてある。したがつて、魚雷発射管は中央部に持つてこざるを得ない。ことばをかえて申すと、スレツシャー型以外の原子力潜水艦にはソーナー関係の装置がいま言つた通りだから、サブロツクは積めない。積んでも意味はないわけである。従つて四四隻計画されている「通常の原子力潜水艦」の中でサブロツクを搭載するであろうと見られるものは、多くともスレツシャー型の三つ隻以内となる。」

海原防衛庁防衛局長　「サブロツクは敵のミサイルを搭載した原子力潜水艦に対抗するという目的で開発されたものであるから、それ以外の潜水艦あるいは通常の軍艦に対してはサブロツクを用いることはあまり意味がない。したがつて、スレツシャー型の原子力潜水艦でもその任務用途等によつては何もサブロツクを積む必要はない。しかも、一般的に核兵器について、厳重な管理統制のこともあるので、平時においてこのスレツシャー型の船が常にサブロツクを持つているとは、われわれは考えていない。」

（対　岡田委員　参・外務　39・9・3）

海原防衛庁防衛局長　「サブロツクは通常の魚雷と混載している。こういう話があつたが、混載はまだしていない。艦によつては混載するであろうということを海軍省の責任者が申しているということを私は国会で御説明したことはある。そして、これらが太平洋方面に行動するかどうかということも、累次の委員会で質問があり、その際にも明瞭に私から私どもの判断を申し上げているが、サブロツクが常に通常の魚雷と混載されて、それが潜水艦に装備されるものというふうに判断していない。従つて、従来のところを申し上げると、サブロツクはたしか本年度初頭くらいから逐次実用段階に入る。これについては、スレツシャータイプの原子力潜水艦、大体この数は三〇隻前後といわれているが、そのうちの二五隻程度のも

のに混載されるであろう。こういう意味の説明が当時米海軍省の当局者からあつて、その意味のことを申し上げている。したがつて、混戦されるかどうかはその艦の任務によつて決定される。こういうふうに私どもは判断している。」

（対　石橋委員　衆・予算　40・2・8）

海原防衛庁防衛局長　「公表されているところによると、重さは一、八〇〇キロ、直径は約五三センチ、二一インチである。」

海原防衛庁防衛局長　「そのような二トン程度の重さのものであるから一応自由に取り扱える設備さえあれば、その積み込み積みおろしということは決して困難なことでない。参考までに申し上げると、ポラリス潜水艦に積むポラリスは重さがA1型約一二、七〇〇キロ、A2型A3型は約一三、六〇〇キロ、これは全部潜水母艦から積み込んでいる。」

（対　山内委員　衆・科学技術　39・9・9）

海原防衛庁防衛局長　「サブロックの弾頭の威力は人によつて一〇キロトン、二〇キロトン程度のTNT換算の力があるといわれるが、これはアメリカにおいても軍事機密でその殺傷力については私どもは承知しない。」

（対　只松委員　衆・科学技術39・9・9）

海原防衛庁防衛局長　「サブロックの研究開発のテンポというものは一九六四年度中に終わるであろうことは私たちの聞いているところで、すでに現に実用しているという情報は入手していない。」

（対　岡田委員　参・外務　39・9・3）

三、在日米軍事援助顧問団

○在日米軍事援助顧問団

海原防衛庁防衛局長　「在日米軍事援助顧問団の任務は、日米相互防衛援助協定に基づいて供与される装備、資材、役務その他の援助に関する米国の責務を日本において遂行し、かつその援助の進捗状況を観察することであるが、一般的に言つて、新しい装備をアメリカから受け取ることが減つて来た。しかし、それと同時に一番新しい近代的兵器についての技術というものはやはりアメリカの指導を得なければならぬことも事実である。現在程度の顧問団の数というものは今後減らないのではないか。さらにMSMS（有償援助）の業務を従来ワシントン駐在の日本大使館を通じてやつていたが、この業務を顧問団の手を通じて行なうことになるかも知れぬという動きもある。このことはまだ決定していない。こういうことも併せ考え、現在程度の軍事顧問団の人員はここ当分必要ではないか。これが一応の判断である。」

（対　伊藤委員　参・内閣　39・12・16）

麻生防衛庁参事官　「その数であるが、今年の初めで一四八人である。その内訳は士官七五人、下士官四四人、軍属二九人である。軍事顧問団が設けられた昭和二九年の一二月当時は四八八人で、その後だん減少している。安保条約の締結された昭和三五年六月では二二九人であつた。」

（対　伊藤委員　参・内閣　39・12・16）

○在日米軍事顧問団と三矢研究

小泉防衛庁長官　「軍事顧問団が防衛庁の図上研究とか、あるいは防衛計画等にどういう関連があるのか、とお尋ねであるが、軍事顧問団の任務以外にやつていない。また、わが方としてもそういうこと以外

に軍事顧問団の意見を求めるとか、連絡するとかいうことは全然なく、全く関係はない。」

（対　瀬谷委員　参・予算　40・3・15）

四、対日軍事援助

○米国の対日軍事援助額

海原防衛庁防衛局長　「昭和三六年度　一二三億四二百万円（陸海空合わせて）
昭和三七年度　〃　一五五億二三百万円
昭和三八年度　〃　七二億七二百万円
昭和三九年度　1/4　一五億五八百万円
2/4　〃
（対　小林委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）」

○対日軍事援助の打切り（マップ・アウト）

高橋防衛庁政務次官　「今後の対日軍事援助はバッヂ関係は除いて供与される見込はない。これら供与されないこととなつた装備品のうち、さしあたり措置を要するものは一六〇億円で、四〇年度予算化の必要なものは約九八億円、うち歳出分三二億円と見込んでいる。四一年度分については今後検討して措置したい。調達にあたつては技術的、経済的に可能なものは極力国産化を推進したい。」

伊藤防衛庁装備局長　「四〇年度要求する九八億円のうち陸上自衛隊関係は百五ミリの自走りゆう弾砲

で、それ以外は海上自衛隊関係、主としてアスロック、魚雷とかあるいは艦艇搭載用のソーナーHSS12用エンジン対潜艦用武器である。」

（対　源田委員　参・内閣　39・10・1）

国井防衛庁装備局長　「防衛庁が期待していた軍事援助額で、今回のアメリカの方針により期待できなくなつた額は、約三四〇億円である。このうち緊急に要するものは約一六〇億円あるが、国家予算への転嫁ということで四〇年度の予算に九八億円を要求している。残りは、後年度にわたり手当したい。」

（対　浅井委員　参・決算　39・12・23）

国井防衛庁装備局長　「二次防のときに当初予定した米国からの無償援助の額は約八九〇億程度であつたが、それがその後、計画の変動その他の要素を考慮に入れて、最近の時点で勘案すると、六三〇億円程度になるわけである。それをマップの最終的な打切りの態度がはつきりして、日本として無償援助を受けられると予想され、大体決定した額は約三〇〇億である。したがつてマップアウトとしての残り三三〇億が受けられぬこととなつた。」

海原防衛庁防衛局長　「八九〇億という一番初めの金額が六三〇億になつた主な理由は、私のほうで米国の分担率を高く予定しておつたものの、たとえばナイキ、ホークについて米国の分担率が下つたこと、それからバッヂについてもバッヂ全体の建設費が実はマップの対象になる建設費が下つた。それからものによつては数量の減になつたものもある。」

（対　木村委員　参・予・分科会　40・3・26）

海原防衛庁防衛局長　「二次防の当初においてマップ九〇〇億と見積つたのが六三〇億に値下がりしたのはおかしいという点だが、この九〇〇億の見積りはアメリカからたとえば自走砲とかを無償でもらおう

と考える場合、その価格の見積りはアメリカの当該年度における価格見積りを前提として算定した。しかし、これはアメリカの陸軍省では毎年改定される。たとえば、ことしの中古戦車がかりに千ドルであつた、一年たつとそれが八〇〇ドルに見積られる。こういう値下がりがある。したがつて、二次防作成のとき防衛庁側の見積りが九〇〇億であつたがそれに相当するものの価格をもう一度新しい価格に評価し直すと六三〇億相当になつた。こういうことである。いわゆる評価の差額である。」

（対　伊藤委員　参・予算・分科会　40・3・26）

五、在日米軍

○在日米軍の実態

海原防衛庁防衛局長　「在日米軍は、一月末現在で総数約四万人、陸軍が六千、海軍が一万三千、空軍が二万一千人である。しかし、陸軍は主として補給、管理関係の部隊であり、海軍は横須賀、佐世保等の基地のための部隊であるので、防衛力として直接意味を持つのは空軍である。現在、特に全天候能力の点で自衛隊のF104は全能力を発揮できないので、むしろ力としては米空軍のほうが大きく、外敵に当たる場合には米空軍の援助を仰ぐことが多かろうが、双方とも別個の指揮系統で互に共同して日本を守るたてまえとなつており、空域もそれぞれ別個のものを持つている。」（対　稲葉委員　参・決算　40・3・18）

○第七艦隊

藤崎外務省条約局長　「日本に入つて来ている期間内においては、第七艦隊は在日米軍である。したがつて、地位協定上の適用を受け、義務を守らねばならぬ。」

藤崎外務省条約局長　「第七艦隊が日本の港に入つてくるについてはその入つてきた限りの第七艦隊の艦船の装備は事前協議の対象となる。」

（対　岡田委員　衆・予算　39・10・6）

○RB47

小泉防衛庁長官　「RB47は常時気象観測その他の用務で、発進している（横田基地において。）」

海原防衛庁防衛局長　「RB47はU2とは全然性質が異なる。気象観測とか、今回の中共の核実験等の場合における空中の物質のサンプルを収集する。こういうことを任務としている。」

（対　石橋委員　衆・予算　40・5・31）

○我が国に入港の米国潜水艦

松浦運輸大臣　「米潜水艦は五月一三日小樽に入港した。そのほか、小樽港に昭和三八年九月一四日「ボーンフレッシュ」という潜水艦が、さらに、本年八月「スターレット」という潜水艦が入港している。小樽港長に連絡したが、これ以外のものは入港していない。五月一三日入港した船の目的については、一三日の午後二時一〇分米海軍より当庁に潜水艦「ボーンフレッシュ」が小樽に入港し、負傷した乗組員を上陸させたい旨の通報があつた。米潜水艦は米国の一般軍艦と同様の手配によつて入港している。日米安保条約地位協定第五条第三項の規定に基づき在日米海軍より海上保安庁に対しあらかじめ船舶の名称、時日等の入港の通告がなされる。ただし、横須賀佐世保両港の入港は、両港が提供水域であるために一般軍艦と同様に取り扱われている。潜水艦の横須賀佐世保以外の入港の実績は昭和三七年一〇隻、昭和三八年

一五隻、昭和三九年九月までに一二隻となつている。」

（対　岡田委員　衆・予算　39・10・6）

○在日米軍の意味

藤崎外務省条約局長　「在日米軍ということばは二つの意味によく使われるようだが、いずれにしても協定上の用語ではないので、慣用にすぎないわけである。第一には常住日本に駐留する軍隊という意味、第二にはそう時間的に長くなるわけでなくても、ちよつと日本に入港するとか、着陸するとか、いずれにしても、日本の施設、区域を使用するすべてをさしていう場合と両方ある。」

（対　岡田委員　衆・予算　39・10・6）

○自衛隊と米軍との共同作戦

海原防衛庁防衛局長　「日本の三自衛隊と米軍とが共同する場合の指揮関係については、まだ決定されていない。日米の共同作戦計画は存在しない。そういうものについての検討あるいは決定はない。ただしこの場合にいろいろと連絡する必要があるので、双方の幕僚の間では、いろいろと意思の疏通というか意見の交換は行なつている。さらに、日米の共同演習であるが、これは、毎年、海上自衛隊と向こうの駆逐艦、潜水艦、あるいは航空自衛隊が、向こうの飛行機の援助を借りて演習をやる。こういうことは毎年行なつている。」

海原防衛庁防衛局長　「防衛庁自体、毎年当該年度の防衛計画というものを持つている。これが出来たあとで、私の方の幕僚と在日米軍の幕僚といろいろ、もし万一のことが起つた場合には一体どういうことになるかという意味の研究、幕僚研究――スタツフスタデイと言うがーというものがいろいろの形で行なわれている。次に演習をするについては協定があるはずだと言われるが、日本の部隊と向こうの部隊と全く

同じような勢力で演習をするということは行なつていない。一応仮設敵というか、そういう形で、米軍の援助を受けている。そういう演習に際しての基本的協定というものは現在ない。」

（対　稲葉委員　参・予算　40・3・15）

海原防衛庁防衛局長　「今日までのところ、日米共同して作戦計画をつくるということは実は行なわれていない。ただ、たとえばもし万一、今年何かあつた場合に一応多分この程度の協力はできるだろう、この程度の期待はさしつかえなかろうというような、幕僚間のいわゆる意思の疏通、これは必要であるので、最小限度それを行なつて来ているというのが実際の姿である。」

海原防衛庁防衛局長　「アメリカの軍事顧問団はいま言われたような作戦関係では全然権限はない、責任もない。軍事顧問団の任務は主としてアメリカから援助される武器、この武器の使い方その手入れ等について、いわゆる軍事知識をわが方に与えるという目的のためにいる者である。次に、日米が共同して外敵に対処するという場合の相手方は在日米軍司令官になる。この場合、現在、在日米軍部隊としては総数四万いるが、そのうちいわゆる実動部隊として意味あるのは米空軍だけである。陸軍は通信とか補給とか病院とか軍事郵便とかいうことで、共同で作戦行動云々という点は何もない。米海軍のほうは、主として横須賀佐世保の基地における管理整備の要員であるから、これと共同で作戦行動云々という問題も出てこない。自衛隊として米軍と共同するということになると、これは実際問題としては米空軍だけになる。この米空軍と航空自衛隊との間においては、それぞれ空域を分けて任務を分担するということで十分である。新しいレーダーサイトによる情報を逐次個々の飛行機にそれぞれの諸元が通報されて参るので空域を分けてその目標を与えることで双方共同の行動が出来る。単一の指揮官があつて、これを双方にらみ合わせながら指揮するということの必要性は必ずしも絶対的な

ものでない。単一の指揮官が指揮した方がベターな点は当然あるが、絶対的な問題ではないということから、日米どちらが指揮するか微妙な問題にも関連するので、現在のところまで、航空自衛隊の実力とも関連して相互に協力するたてまえで十分である。こういう判断で今日までそういう体制できている。したがつて、日米共同作戦計画というようなものがなければならぬものなら万難を排して私どももつくるわけだが、それがなくともやつていける状況であるので、つくつていない。これが実情である。」

（対　高田委員　衆・予算・小委員会　40・4・7）

海原防衛庁防衛局長　「現在までのところは単一の統一の司令部を設けて、単一の指揮官がこれを指揮するという形は考えていない。ただ、現在の状況において出来ることは、少なくとも両方の司令部、幕僚が同じ場所にいるということは出来るわけである。具体的な協力の関係は空軍関係である。この双方の司令官が同じ建物に同じところにいる。作戦幕僚は同じ部屋で作戦を考えるということは現在でも出来る。バッジ、システムが完成すると、空の情報は機械的に電子計算機の処理により瞬時的にそれぞれのところに伝達されるということは、空域の定めをどのような形でそのつどつど仕事をとり運ぶかという、そのときにおける大綱的了解が出来れば、あとはそれぞれのところにおいて共同の戦闘行動がとれる。こういうことが私どもの現在までの結論である。」

「そういう実態は制服のほうだけでなく、防衛庁としてそういう体制をとつている。それについて私ども内局の関係職員、大臣までそういう体制をとることについて過去に決裁を得ている。」

（対　石橋委員　衆・予算・小委員会　40・4・7）

○フライイング・ドラゴン計画

小泉防衛庁長官　「フライイング・ドラゴンという計画はない。在日米軍と日本の自衛隊の幕僚間で非常事態に処するいろいろな研究や意思の疎通をしているので、それをメモにしたものをフライイング・ドラゴンというニックネームをつけているということは、私も聞いている。」

（対　岡田委員　衆・予算　40・5・31）

○日米間の幕僚間の研究（F・T・S　F・T・C　等）

海原防衛庁防衛局長　「まず、前提として申し上げたい。日米間に日米の共同作戦計画というものはない。日米双方は有事の場合に緊密に協力して行動するが、その指揮系統はそれぞれ別個である。従つて平度の防衛計画立案の過程で、当然必要となつて来るし、有事の場合にこの日米双方がどのような協力体制をとればいいかということについては、各幕僚レベルでいろいろ研究はしている。

F・T・Cというのはフリー・トーキング・コミテイの略、F・T・Sというのはフリー・トーキング・サブコミテイの略、このほかにF・T・Gというものもある。これはフリー・トーキング・グループの略である。了解覚え書きというようなことばについては、そういう幕僚間のいろいろ相互の意思調整の結果をメモとしてまとめる場合にはメモという形をとつている。これを場合によつて日本語として了解覚え書きということばを使うこともあるが、これはそういう言葉から、あるいは、日米間の政府間の協力のようにとる向きもあるかと思うが、そういうことはなく、単純な幕僚間のメモである。」

（対　高田委員　衆・予算・小委員会　40・4・7）

○自衛隊と米軍との合同演習

島田防衛庁教育局長　「自衛隊が訓練する場合に、米軍の協力を得て演習することはあるが、米軍の要請によつて自衛隊が共同の訓練に参加するということはない。沖縄において、米軍の訓練に自衛隊が参加し指導を受けた事実はない。」（対　西村（関）委員　衆・外務　40・5・12）

海原防衛庁防衛局長　「日米合同演習についていえば海上自衛隊の特別訓練は、三六年一回、三七年二回、三八年四回、三九年三回行なわれている。航空自衛隊の総合演習は、三五年七回、三七年三回、三八年四回、三九年三回行なわれている。」

島田防衛庁教育局長　「通常日米合同演習といつているのは、自衛隊が米軍の協力を得て行なう演習のことである。指揮系統は両者別である。自衛隊の演習のために米軍の飛行機なり艦艇を借りるという形が多い。」（対　稲葉委員　参・決算　40・3・18）

海原防衛庁防衛局長　「日本の自衛隊がアメリカと韓国と一緒にやつたという演習はない。アメリカとの間の合同演習というものは、毎年、いろいろな形で行なわれている。朝鮮半島というものに対する想定で行なわれているというのは事実ではない。」（対　加藤委員　衆・予算・第二分科　40・2・23）

第三、防衛政策関係

一、防衛の基本問題

1. 国防に関する基本的見解

○国防に関する基本的見解

海原防衛庁防衛局長　「先年定められた国防の基本方針に明らかなように、国際連合が有効に各種紛争を処理できるようになるまでは、米国との間の安全保障体制を前提としてことに処する。次に、第二次防衛力整備計画にあるように、わが国に当面する脅威に対しては、いわゆる在来兵器を使用して局地戦以下の侵略に対処する。以上二点である。なお、防衛力の整備は、国力、国情に応じたものでなければならないとの立場で、第二次計画を行なつているのである。」（対　浅井委員　参・決算　39・12・23）

小泉防衛庁長官　「核兵器の発達によつて、世界に戦争が起こらないということはない。世界の現状は、軍事力の均衡によつてかろうじて平和が保たれているのであつて、極地戦は頻発している。わが国は日米安保体制を基礎に、憲法上許された最少必要限度の防衛力を整備していく方針である。」（対　田原委員　衆・本会議　40・1・28）

佐藤首相　「核兵器に対しては、唯一の被爆国としての国民の念願から、わが国は保有しないとの立場をとつている。また核の拡散についても反対する。国連においては、核を持たない国の立場に立つてこの主張を続ける。わが国が国連軍縮委員会に参加する問題については、最近、国連のウ・タント事務総長と会つて話し合つたが、軍縮会議を強化する立場でわが国がメンバーになるよう努力する。」（対　福田（赳）委員　衆・本会議　40・1・27）（対　西尾委員　衆・本会議　40・1・28）

○自主防衛

小泉防衛庁長官　「佐藤総理から防衛庁の重点施策について意見を求められた時、いままでの私の考えている自衛隊に対する方針を申しのべ、佐藤総理から、独立国は、日本人自身が自分の国を守るという国防意識の徹底をはかり、できるだけ自主防衛の方向に努力するようにと指示があつた。自主防衛の具体的な内容について、特別の意味があるのではないので、一例を申し上げると、マツプの打ち切り等によつて第二次防衛計画に支障を生じないようにあるいはアメリカからの装備の打ち切りを国産に切りかえて計画的どおりにこれを遂行するとかいうようなことである。」

（対　天田委員　参・本会議　39・11・26）

○自主防衛（いわゆるマクナマラ発言と日本の立場）

椎名外相　「アメリカは日本の国防費が多い少ないといつて指図する権利はない。ただ、かつて日本は軍事援助を受けていた。また、日本の財政が豊かになれば、援助を漸減するという約束があつた。現在援助をほとんど受けていないし、発言のような要請が公式に政府にあるだろうとは考えていない。」

（対　川上委員　衆・外務　40・4・7）

○首相の施政方針演説と国防

小泉防衛庁長官　「いままで総理大臣の施政方針演説等に国防に関する問題が詳しく触れられなかつたことは、私どもとして遺憾なことで、防衛庁長官としても、できるだけ、こういう問題を所信表明、施政方針等に盛り込んで広く国民に周知徹底をはかつていただきたいと私も要望申し上げたことは事実である。」

○国防問題

佐藤首相　「国防問題について、政府といわず、国会といわず、国民といわず、関心をもて、これには私も賛成である。もつと国の防衛体制について真剣に考えるべきである。政府においても、今後、一そう防衛の問題について、熱意を示し、国防会議、国防会議議員懇談会にとどまらず、万全の万策を立てたい。また国会としてもこの問題を真剣に取り上げる必要があろう。」（対　鬼木委員　参・予算　40・3・15）

○防衛庁における世界軍事情勢に対する研究

海原防衛庁防衛局長　「世界の軍事情勢全般については外務省のほうで出先の公館等から軍事情勢をとつている。これについて分析検討されているので、私どものほうとしては外務省のほうからその結果をもらつている。それが一つ。第二には、この日本周辺の自衛隊の任務達成上必要と思われる国際情勢等については、自衛隊みずからもそれぞれ内部部局、あるいは各幕における調査、情報ということもあるので、そこで寄り寄り研究している。その結果については、外務省とも時々情報の交換等をしている。更に少し高いレベルでは、国防会議事務局、関係参事官会議あるいは幹事会議議員懇談会等において世界、極東の軍事情勢の検討を行なつている。

アメリカとの関係は、在日米軍司令部のほうから必要な情報の交換を受けている。さらには、太平洋軍司令部において、年一回程度、陸海空の情報幕僚が連絡に参つて、そこで意見の交換をしている。」

（対　川崎委員　衆・予算・小委員会　40・5・13）

○将来に対する情勢判断

海原防衛庁防衛局長　「アンチ・ミサイル・ミサイルの研究開発の実態についての見積りのお尋ねだが、勿論推論の域を出ないものだが、理論的には、現在、米ソ双方ともに、この可能性についての原理は完全に握つている。しかし、それを現実のものにするには、まだ、三、四の解明すべき点がある。そのために数年かかるであろう。こういう見積りである。あらかじめ軌道のわかつているＩＣＢＭを墜ち落すことはできても、おとりと本物を見分け、見分けたあとで要撃のためのミサイルを放ち、これが味方のところに落ちる前に破壊する。この時間が非常に短かい。この辺に実際理論上の問題がある。次に情勢判断の問題だが、将来日本の安全のためには私どもとしては核兵器による抑止力はあくまでもアメリカにたよる。そのアメリカの報復力のもとに、私どもは地域的な地方的な抑止力の役目を果す。核兵器力だけで絶対に戦争あるいは紛争を防止出来ぬことは明らかである。核兵器による抑止力と一般の在来型兵器を用いての抑止力或いは報復力というものが巧に調整されて、初めて平和安全というものが確保されるのではないか、この考え方については今後相当の間にわたつて変化ないものと考えている。」

（対　源田委員　参・内閣　39・7・13）

2.　自衛権の限界等

○自衛権（自衛隊）の限界

海原防衛庁防衛局長　「将来の自衛隊の拡大と申すか増強に関連して、限界をどこにおくかと言うことだが、これは非常に難しい問題で、国際情勢その他周囲の条件というものが当然ある。相手方がというものがある。その点で相対的なものと一応言えると思う。さらに、わが国は他国に侵略的な脅威を与えないという憲法上の一つの制約というか、国是がある。この辺からくる限界もある。さらに具体的に兵力、艦艇、航空機等の数が、どの程度までいけば、一体これが、憲法との関係でいわゆる戦力になるかならぬかという問題がある。第四には財政上に占める地位がどの程度までならよかろうと、この辺のことがいろいろ総合されて判断されて来る。ただ、具体的に私どもが検討するときは、特に他国に侵略的な脅威を与えないということになると、たとえば、爆撃機というものは持ち得ない。あるいは強大な隣国が核弾頭をつけたロケットを将来持つた場合に、わがほうが、いわゆる、それに対応するようなロケットが持てるかということになると、そういうものは従来の解釈で持てない。そこにおのづからの限界がある。一応防禦的な使命を果し得る数的な見積りはどうかということになると、実はいろいろと意見が分れてくるが、私どもも過去において何回かこういうものを研究したが、たとえば、一案によると、陸であると一五ケ師団程度ほしい。海であれば二二万トン程度の艦艇、空では航空機約四〇隊程度のものがあればどうかという案もでて来る。しかしそれでいいが、そこまでいかねばならぬかは、先ほど申した周囲の条件も関係して来る。特に日米安保体制が大きく影響して来る。」

（対　岡田委員　衆・予算　40・3・26）

○海外派兵

佐藤首相　「海外派兵という言葉がいろいろの意味をもつだろう。しかし私は一般的には海外派兵を認めないという。これがいまの自衛隊の本来の姿だとかように考えている。」

高辻法制局長官　「海外派兵というものの定義必ずしも明確ではない。しかし、要するにこの問題は憲

法九条にいう自衛の範囲というものを逸脱するかどうかというところが問題の中心である。通常武力攻撃があつた際、日本のやり得ることは、自衛の限度にとどまるという意味で、一般的に申して海外派兵というのは憲法上許されない。」

（対　岡田委員　衆・予算　40・3・2）

○自衛艦の原子力利用（原子力基本法第二条に対する統一見解）

愛知科学技術庁長官　「政府は次のように考えている。原子の基本法二条には（原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限り）と規定しており、わが国における原子力利用が平和目的に限定されていることは明らかであるので、自衛隊が殺傷力ないし破壊力として原子力を用いる核兵器を保持することは同法の認めないところである。また原子力が殺傷力、破壊力でなく、自衛艦の推進力として用いられることも、船舶の推進力として原子力の利用が一般化していない現状においては、同じく認められないと考えられる。」

（対　田中（武）委員　衆・科学技術　40・4・14）

小泉防衛庁長官　「将来自衛艦に原子力の推進力を持ちたいとは全然考えていない。」

（対　瀬谷委員　参・科学技術　40・5・11）

（同旨　麻生防衛庁参事官　対　瀬谷委員　参・科学技術　40・5・11）

○潜水艦の動力

伊藤防衛庁装備局長　「潜水艦の動力については現在のところ原子力基本法等において、これを自衛隊の潜水艦には装備出来ないわけだが、原子力が一般の動力として利用される時期になれば、これは別な見

解が出てくると考えている。当面、原子力潜水艦の製造を研究するということはしていない。燃料電池の研究は三九年度から着手している。」

（対　源田委員　参・内閣　39・10・1）

○仮想敵国

佐藤首相　「いずれの国も仮想敵国として日本は考えていない。」

（対　岡田委員　衆・予算　40・2・10）

○徴兵制度

小泉防衛庁長官　「隊員の充足云々と徴兵制の実施というような問題はおのづから、私は別箇の問題と考えているし、徴兵というようなことは全然考えていない。」（対　伊藤委員　参・内閣　39・12・16）

○機密保護法の制定

佐藤首相　「ただいまさような考え方を持つていない。」

高辻法制局長官　「機密保護法の内容にもよると思うが、機密保護法との題名で想像されるものが現憲法上全然できないというわけでないと思う。中身次第である。」

（対　岡田委員　衆・予算　40・3・2）

3.　シビリアン・コントロール

○シビリアン・コントロール

佐藤首相　「申すまでもなく、民主主義国家においては、シビリアン・コントロール、これが大事であるし、また、わが国の自衛隊もその方向ではつきり方針がきまつている。国防会議というものを、また、国防会議を開くまでに懇談会をしばしば開催している。また、防衛庁長官が文官出身である。その内部機構もシビリアン・コントロールの制度に合うように制度をつくり、基本問題については、どこまでもわれわれの責任においてそれを果していく、こういうたてまえである。」

（対　亀田委員　参・予算　40・3・4）

○憲法第六六条の文民解釈

高辻法制局長官　「文民の解釈は憲法制定当時から、政府のみならず、学者の間でもかなり問題になつた。解釈については、多くの学者は旧職業軍人の経歴を有しない者というのが、ほとんど圧倒的な考え方である。政府の方は旧職業軍人の経歴を有する者であつて軍国主義的思想に深く染まつている者でない者と解釈していた。即ち、憲法制定当時に国の中に武力組織というものがなかつたわけで、これを意義あるものとするにはどうしてもこういう解釈にならざるを得なかつた。この憲法制定当時からの解釈から自衛官は文民なりという解釈にならざるを得なかつた。しかしながら、いまひるがえつて考えてみる場合、「内閣総理大臣その他の国務大臣は文民でなければならぬ」という趣旨は、国政が武断政治におちいることのないようにという趣旨がその規定の根源に流れていることは申すまでもない。よつて、その後自衛隊というものができてこれまた憲法上の制約はあるが、やはりこれもまた武力組織である以上は、やはり憲法の趣旨をより以上徹して、文民というものは武力組織の中に職業上の地位を占めておらない者というふうに解するほうが、これは憲法の趣旨に一そう適合するのではないかという考えが出てくる。

結論的に申して、文民の解釈についてのいままでの考え方は、制定当時からの諸種の状況で了解出来るが、平和に徹するという日本国憲法の精神から考えた場合、自衛官はやはり制服のままで国務大臣になるというのは憲法の精神から好ましくないのではないか、自衛官は文民にあらずと解すべきだと考えるわけである。この点、法制局の見解として、佐藤内閣になつてからであるが、これを検討し、防衛庁その他と十分打ち合せをして、そういう解釈に徹すべきであろうというのが、ただいまの私どもの結論である。」

佐藤首相　「私も法制局長官のただいま答弁したとおりだと考えている。」

（対　石橋委員　衆・予算　40・5・31）

○内局と制服

小泉防衛庁長官　「いま内局と制服との関係のあり方の点について突込んだ意見があつたが、御意見の如く、他の役所と違い、防衛庁は、創設日浅いという関係もあり、出向者も多く、そういう人事の面等においても、完全無欠であるとは私自身考えていない。今後十分改善していかねばならない。内局と制服との間も、もちろんどす黒い対立等はないが、十分反省して、内局と制服の諸君の間の緊密な連絡をはかつていかなければならないという必要を痛感している。」

（対　石橋委員　衆・予算・小委員会　40・3・23）

○内局と制服（内局部局と幕僚監部）

海原防衛庁防衛局長　「防衛庁の制度を見ても、制服の方の幕僚監部と文官である内局部局に分れているが、この両者の守備範囲についても、どこが一体限界点かということについては一応の規定があるが、

実際問題としてはむづかしいところである。これはアメリカに例をとつた制度であり、アメリカの考え方によると、純粋に軍事技術的な面は制服の分野である。軍事、政治が関係して来る面は内局の分野である。というような一応のきめ方である。それを日本においては、いわば、方針的事項基本的事項という形において内局部局の所掌事項を規定している次第でもある。いわば、本来、部隊というものは、その部隊の行動だけを考えておけばいいのだとの趣旨かと承るが、その部隊の行動が有効に実施されるためには、何んと言つても、まだ現在の法制では不備な点があるので、その不備な点についてもどういう点にあるのか見つけ出す。これは関係者として当然ではないか。どういう点が不具合で、どうしてほしいという要求と言うか、希望というかをはつきりする。制服のほうのいわば最高機関である統幕会議が、自衛隊の部隊が行動する場合に、同様の前提が必要であるというものを出すことはその設けられた性質上当然である。」

海原防衛庁防衛局長　「国防会議であるとか、内局であるとかいうところが必ずしも十分な仕事をしていなくて、制服の方で考えなくともいいことを考えなくてはならないような状況であつたことは、私もそのように感ずる。」

（対　永末委員　衆・予算・小委員会　40・4・15）

○内局の各省よりの出向者

小幡防衛庁官房長　「現在、参事官クラスで一二名、書記官クラスで四〇名計五七名が他省庁からの出向者である。内局の職員は事務官を含めて定員は五二四名で現在員四九六名である。」

（対　石橋委員　衆・予算・小委員会　40・3・23）

○制服の内局登用

麻生防衛庁参事官　「現在防衛庁設置法によると参事官の規定は第九条にある。それから第一八条に「長官官房及び各局に書記官、部員その他所要の職員を置く」こういうことになつているが、これら職員はシビルの職員であるということを念頭においてできているわけである。保安庁設置法時代に幹部の保安官或いは幹部の警備官の経歴のあつた者はこうした局長とか課長とかには（当時は課長と申していたが）任用出来ぬという資格制限の規定があつた。しかし、いずれにしても第一八条の職は文官職であつて、内局の仕事に適する資格をもつた者をこれに充てるわけである。よつて制服の定員のある者を持つて来てこれらの参事官なり或いは書記官なり部員に充てるということは法の趣旨とする所でないと考えている。実際の運用においても参事官、書記官、部員に自衛官をもつて併任でも充てるというようなことはやつていない。」

（対　石橋委員　衆・予算　40・5・31）

○自衛官とシビリアン・コントロールの原則

小泉防衛庁長官　「今日の自衛官の諸君は民主主義擁護に徹底しており、あくまでも政治優先という原則は厳格に守らなければならないという心がけに徹底していると思う。」

（対　鬼木委員　参・予算　40・3・15）

4. 戒　厳

○戒厳法

海原防衛庁防衛局長　「私どもは戒厳法というようなものが必要とは考えていない。しかし、かつての戒厳法の中に含まれていた事項の一部のようなものは場合によつては必要ではないか、こう考える者もあるかも知れない。そう考えた者が、かつての戒厳的なことが必要であるということを言うために戒厳という

う言葉を使う場合があるかも知れぬが、その使い方は決して当を得たものと思つていない。」

（対　稲葉委員　参・予算　40・3・15）

○戒厳令

高辻法制局長官　「明治憲法時代の戒厳令というのは、戒厳令がしかれると、いろいろ国法上の関連に影響を持つた法律関係が生じてくる。そのうちには、もとより、わが現行憲法のもとでは許されない事項が入つていると思う。わが現行憲法ではそのとおりのものはできないと考える。」

高辻法制局長官　「御承知の通り、憲法上緊急事態については参議院の緊急集会というものがある。そのほか、戒厳令の基礎になるようなものは確かに憲法上はない。しかし、戒厳令といつていいかどうかは別として、現行法上は警察統制というものがあるので、現行憲法の範囲内で一体どこまでできるかという問題は別個にある問題である。憲法の範囲内でどういうことがどういう範囲にできるかという問題はある。」

（対　岡田委員　衆・予算　40・2・10）

○国家機密と国会の国政調査権

高辻法制局長官　「現行法制上、国家機密と銘打つて、国家がそれ自体を保護しているものがあるかとの御質問だが、そういうものはない。しかし同時に、公務員について職務上の秘密の漏洩を禁止している立法のあることは御承知の通りである。それから、職務上の秘密と捜査機関、調査機関の職務遂行との関係の調整については、典型的なものとして民訴法、刑訴法、議院における証人の宣誓、証言に関する法律とか、そういうものにいろいろある。」

高辻法制局長官　「職務上の秘密というものは国会で制定された法律の中にも幾つもあるわけだが、その場合には、通常、その職員が、その職務上の秘密等について証言するという場合には当該監督庁の許可がいる。監督庁も——典型的には刑訴法なり議院における証人の宣誓、証言等の法律であるが、その場合には国家の利益に重大な影響のある場合には拒み得るというのがあるが、それで質問の要点はさらに秘密の認定だと思う。大体、秘密というからには二つの要件がいる。一つは秘密であるということ、これは存立要件と言つてもいいが、それから、それが漏れることによつて広い意味の公共の福祉に影響を及ぼすという価値要件というか、そういう二つに分れる。前のほうは、秘密であるかどうかは全くの事実認定、あとのほうも認定ではあるが、それは法が監督庁の許可とか、あるいは院の許諾とかいつているような場合から見て、それぞれの者がその責任において認定するということである。」

高辻法制局長官　「議院なり委員会なりから成規の要求があつた場合、監督庁なり何なりが、それを認定する。その認定した場合、秘密であるということであれば、これは、いま言つた刑訴なり民訴なり、あるいは証人の宣誓、証言法なりの法理がそのまま働くことになることは、法律上は、法理論としては当然のことじやないかと思う。」

（対　稲葉委員　参・予算　40・3・15）

5. 防衛庁の省昇格問題

○国防省昇格

小泉防衛庁長官　「国防省昇格の問題は国防の重要性、自衛隊の任務また人員、経理、機構その他の面からして国防省に昇格し、専任の大臣が、これに当たるのが、きわめて適当であり、必要であるということ

とを考えて、長官就任以来、国防省昇格を念願し、党に対しても、総理に対しても、すみやかに国会に提案され、成立を期するよう要望して来た。今国会に入つても数次にわたり要望して来たが、昨日の段階において政府、自民党において、諸般の情勢から今国会に国防省昇格案を提案することを見合わせるという意向が示され、これも止むを得ないことと了承したのである。さりながら、党においては国防省昇格は自民党の党議としては既定の方針である。近き将来国会に提案してその実現を期するという既定方針は何ら変わるところはない。」

「今回提案を見合わした経緯においては臨時行政調査会の答申とは直接の関連はないと聞いている。」

（対　田口委員　衆・予算・第二分科　40・2・23）

○防衛庁の省昇格問題と臨調の答申

小泉防衛庁長官　「臨時行政調査会はいろいろ議論はあつたが、結論は全会一致ということにしたいきさつもあつて、いま伊藤委員が示されたような結論になつたと聞いているが、現状どおり内閣に付置するということは、やはりいまの防衛庁という、現状でよろしいという意味に解釈をする。防衛庁の考え方としては、やはり国防省に昇格しなければならない、またすべきだと考えている。臨調の中でも大多数の委員の方々はそういうことであつたと聞いているし、全会一致のたてまえから、ああいう答申になつたが、われわれとしては国防省昇格を実現したいという考え方に変わりはない。私どもは国防省昇格を推進することと、臨調の意見を尊重することとは決して矛盾するものではないと考える。」

（対　伊藤委員　参・予算・分科会　40・3・26）

増原行政管理庁長官　「防衛庁を国防省にする問題については、行政管理庁としては具体的に検討したことはない。これは政治的な問題であるので、臨調では、これを審議することは不適当であるとして、深く

検討することを避け、「内閣府」へそのまま防衛庁を存置するという答申になつていると理解している。したがつて、政府がこれとは別に防衛庁を省に昇格させようとしても、私は臨調答申とは一応関係のない問題として考えてよいと思う。」

（対　受田委員　衆・内閣　40・2・16）

増原行政管理庁長官　「ただいま政府部内において、省昇格について法案を提出しようとする段階には至つていない。政府としては、臨調の答申は尊重するという建前をとつている。」

（対　山内委員　衆・内閣　40・2・18）

○防衛庁省昇格と自衛隊の指揮権

高辻法制局長官　「防衛庁の省昇格問題にからみ、その指揮権の所在の問題、これは当然に出てくる。指揮権の根源的所在と申せば、これは内閣の首長である内閣総理大臣であるが、防衛庁が省に昇格するという場合についても、（いま申し上げた点からの）問題が依然として残ることになることは当然の結果である。」

（対　石橋委員　衆・予算　40・5・31）

6. 国防会議

○国防会議

佐藤首相　「国防会議のあり方がいまのようでいいか悪いか、これは絶えず私ども研究して参りたい。そして制度を十分うまく運用して行くように各方面に協力を得たい。こう私は思つている。」

○国防会議の所掌

北村国防会議事務局長　「三矢で問題になつた問題は一応想定として承知しておつたが、不幸にして有事の処置をとらねばならぬというような段階の問題は、もちろん、国防会議で、政治的レベルで判定する問題だと考えている。」

北村国防会議事務局長　「その必要を感じているが、現段階では、まだ基礎的な研究の段階を出ていない。」「有事の場合の研究は必要であろうと存じている。」

北村国防会議事務局長　「有事に際して一番大事なのはやはり防衛実力の増勢及びこれを支援する体制だと思うが、現段階は二次防中途で防衛実力の増勢に重点があり、四二年からそれに引き続く長期の計画も出てくることと思う。そういう基本的諸問題について基礎となるようなものをまず検討するのが結局、現在中心になつている。第二の問題としては、侵略の様相規模等により支援体制の必要限度も区々に分れるという問題もあり、なかなか着手し難いという問題もある。そういう観点で現在のところはむしろ増勢途上における基本的な問題が主として取り上げられており、この有事の場合の処置という問題については、ごく基礎的な研究にとどまつている。」

（対　永末委員　衆・予算・小委員会　40・4・22）

○国防会議事務局

北村国防会議事務局長　「事務局は総理が御諮問になるような問題を想定して、主として現在は国際情勢、軍事情勢の判断、また防衛問題についての増勢途上にある、また将来増勢しなければならぬ、そういう基礎的問題を研究し、諮問に備えている。」

「具体的には、たとえば、防衛の基盤である国民の防衛意識をどのように高めたらいいか、また今日増勢している装備について、装備が多くイミテーションに終つている面が多いので、これはむしろ日本がみずから研究開発していく方法はどうだろうかという研究開発の方法を研究するとか、そういう基本的な問題を常に研究している。」

（対　植竹委員　参・予算　40・3・5）

7. 自衛隊法

○自衛隊法第七六条と安保条約第五条

麻生防衛庁参事官　「自衛隊法第七六条ではカツコの中に「（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む）」とあるから、安保条約五条と比較すると、自衛隊の防衛出動を命じ得る場合のほうが広いということは言えると思う。ただ、自衛隊法では第八八条で武力行使のことを規定し、そしてその第三項で自衛隊がわが国を防衛するため、必要な武力の行使をする場合には「国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守」すると書いてある。その一つには国際連合憲章第五一条も入るわけである。したがつて、自衛隊としては、第七六条の解釈それだけとしては、防衛出動命令により、武力を行使し得る状態におかれるが、現実に武力行使するのは国際連合憲章第五一条に従つて行動するわけであるから、現実の武力攻撃があつた場合に行なう。こう解している。」

小泉防衛庁長官　「安保条約では、先ほどから説明しているとおり、おそれのある場合には日米共同体制はとれないと解釈している。」

（対　岩間委員　参・予算・分科会　40・3・26）

○自衛隊の出動命令・警備計画

麻生防衛庁参事官　「防衛出動命令は、外部からの武力攻撃に際して、内閣総理大臣が原則として国会の承認を得て発する命令である（自衛隊法第七六条）。治安出動命令には二つの態様がある。一つは命令による治安出動であつて、内閣総理大臣が緊急事態に際して警察力をもつてしては治安を維持することができないと認められる場合に発するものであり（第七八条）、他の一つは要請による治安出動であつて、都道府県知事が治安維持のため重大と認める場合、公安委員会と協議の上総理大臣に部隊の出動を要請するものであり、その際やむを得ないと認める場合、総理大臣は出動を命ずることができる（第八五条）。」

海原防衛庁防衛局長　「治安出動に対する準備としては、物的な装備品としてどんなものが必要であるか、一応の検討はしている。また、これは主として警察活動的な面であるので、部隊がどんな編成をとるのが適当であるか、担当部局で研究している。」

海原防衛庁防衛局長　「治安出動的な事態に処するために、毎年その年度における状況を前提として、警備に関する計画をつくつている。これは、陸・海・空自衛隊の各部隊について、もしある事態が起こつた場合にどうするかを想定して決めるものである。海・空についてはもつぱら自隊防護が主である。陸の場合は、自隊の管轄区域内に警備対象、たとえば電源地帯とか重工業地帯があるときは、要請があればその警備もする計画はある。米軍の基地は、とりきめはないが、米軍で防備できるものと想定している。警備計画は大臣決裁である。なお、警備計画作成のために平時において警備に関する情報を収集することはない。また、平時においては警察との間で協定を結んではいない。」

（対　稲葉委員　参・決算　40・3・18）

○非常事態における法制上の整備

海原防衛庁防衛局長　「非常に際してのいろいろな部隊行動上必要と思われる法制がいまだ整備されていないのは事実である。私どもはそういうものが逐次整備されることを期待しているわけだが、何ぶんにも、いろいろな過去の情勢はそういうものを取り上げて研究して所要の法律を国会に出すという空気でなかつたことは事実である。したがつて防衛庁としてもこれがそれぞれの問題についての防衛庁の案だというものは持つていない。ただ幕僚監部あるいは防衛庁内局の担当部局においてはそれぞれの部局の案というか、そういうものは持つているが、今後十分検討して防衛庁以外の関係のところとも十分相談しなければ出来上らぬ性質のものである。その点については準備に遺憾の点あることはまことに申し訳ない。今回の研究等により、当然防衛庁はそういうものを用意すべきではないかとの御意見もあるので、今後は十分研究と準備を重ねて行きたい。」

（対　高田委員　衆・予算・小委員会　40・4・7）

○間接侵略

麻生防衛庁参事官　「自衛隊法でいう間接侵略については、従来政府としては旧安保条約に「一または二以上の外国の教唆または干渉による大規模な内乱または騒擾」という表現があつたわけであるが、このことばに該当するようなものを自衛隊法にいう間接侵略ということで理解しているわけである。」

（対　中井委員　衆・予算・小委員会　40・5・7）

○自衛隊法の罰則と旧軍刑法との比較

麻生防衛庁参事官　「自衛隊員の罰則は、自衛隊法の第九章に規定されているが、最高七年以下の懲役であつて、旧軍刑法におけるような死刑あるいは十年の刑は認められておらず、全般的に軽くなつている。」

（対　稲葉委員　参・決算　40・3・18）

8. 国連警察軍

○国連警察軍

佐藤首相　「現況下においては、国連警察軍の性格、目的、行動の態様など明確でない。明確になつたときに、憲法との関係を考えて参加すべきかどうか考える。」

（対　西村（関）委員　衆・本会議　40・2・16）

○国際連帯義務と自衛隊法

佐藤首相　「ただいまのところ、自衛隊法を改正するという考えは持つていない。」

佐藤首相　「国連軍あるいは国連警察軍といわれるものが、ただいまのところ、その目的、その性格がなかなかはつきりしない。しかし、国連という名前がつくことによつて、あるいは警察軍というか、国連軍というか国際的な平和維持の働きをするだろう。こういう期待を皆持つている。ただ、わが国は憲法というものがあるので、この憲法と矛盾しない意味で積極的にこれに参加していないが、わが国の憲法との関係でいろいろ問題はありはしないか、こういうことで検討を続けている。」

（対　玉置委員　衆・予算　39・12・4）

○国連警察軍と憲法

高辻法制局長官　「憲法九条には、国際紛争を解決する手段としては、武力の行使、威嚇はしてはいけないときわめて厳格な規定がある。そこで、いままでの国連協力の関係を見ても、これは将来の姿も入るが、国際社会の理想的な形が現出した際は、国際社会を一つの社会と見て、その社会における秩序の維持をその団体が国家――一々具体的な国家を超越した形でもつてその秩序を維持していくというような観点からするものについては、憲法九条の国際紛争を解決する手段として、一国対一国というような関係はでてこないだろう。そういう意味ではいわゆる国連常設軍というのはそれに近いものだと思うが、そういうのはまず問題ない。ところが、一九五〇年の朝鮮国連軍とか、一九五六年の中近東国連軍とか、あるいは一九六〇年のコンゴ、一九六四年のサイプラスとかいうようになると、いま申した姿と異る。あれは総会が勧告して各国が実は集団的というか、その勧告に応じて出かける。そういうものはいまの憲法の規定からいくと、日本の兵力が武力を行使するというのは憲法九条上多大の疑問があるといわざるを得ない。」

「国民個人が義勇兵として出ていくというのは、政策的にこれを禁止するかどうかの問題は別にあるが、憲法九条直接の問題ではない。ただし、それが行くについて国の意思がそこに働くということになれば、話は別である。」

（対　竹本委員　衆・予算　40・3・2）

9. 国連軍縮委員会

○国連軍縮委員会参加

佐藤首相　「国連軍縮委員会に積極的に参加したらということだが、これは最近アメリカに行き、国連ウ・タント事務総長と会つていろいろ話しあつてみると、最近、軍縮会議等を強化するという立場で、いろいろ工夫されているやに聞いている。こういう際はたいへんいい機会と思うので、わが国がメンバーになることを心から願つている。」

（対　福田議員　衆・本会議　40・1・27）

小泉防衛庁長官　「まだ防衛庁としてこういう問題について具体的な検討はしたことはないので、総理の意向にそつて望ましいことであると考えている程度のお答えしか出来ない。」

（対　横路委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

滝川外務省国際連合局長事務代理　「御承知のとおり、十八ケ国委員会は以前は十ケ国委員会であつた。これはいわゆる西側と東側五ケ国づつ参加しており、それには中立国が参加していない。そこで中立国を加えたらいいだろうということになつた。第十五回総会、一九六〇年に中立国を加えようという提案が起こつた。この際に、アメリカが中立国として十ケ国ほどの名前をあげたわけである。その中に日本も提案の中に入つていた。しかしながら、中立国ということになると、日本はその他の国もあるが、ぐあいが悪いのではないかというソ連側の反対にあつて結局入らなかつた。そしてインド、アラブ連合その他八ケ国が加わり現在の十八ケ国軍縮委員会が成立した。その理由はただいまも続いているだろうと思う次第である。」

藤崎外務省条約局長　「外務省としては積極的に参加したいという気持を持つている。ただ、積極的に参加するといつても、だいぶ日本としては軍事知識その他の面でギャップがあるので、いままでそういうおくれを取り戻すために、目下若い人員を養成して着々研究を進めている。かような段階である。」

佐藤首相　「この種の会合は平和確保への道だと私は考える。機会があれば、その研究でなしに、積極的にそういう場を求める。これは望ましいことである。」

（対　和泉委員　参・予算　39・12・8）

10. 沖縄問題等

○沖縄の核武装

佐藤首相　「日本の国内については、私ども統治しているその範囲では核の持ち込み、これはしないということ、これは厳然たる態度である。しかし、私は沖縄について施政権を持つているアメリカ、これはアメリカが処理する。さような立場で、私はこれに干渉しない。」

（対　横路委員　衆・予算　40・2・1）

○沖縄・小笠原の施政権返還問題

佐藤首相　「沖縄・小笠原の施政権返還の問題は、極東における安全保障の必要によるものであるから、この事情が変らない限り困難である。沖縄の核武装についても、施政権をアメリカが持つているからには、われわれがとやかくいう立場にない。」

（対　和田委員　衆・本会議　40・1・27）

（対　田原委員　衆・本会議　40・1・28）

佐藤首相　「沖縄及び小笠原諸島の施政権の早期返還に対する国民の強い願望は、政府としてもあらゆる機会に米側に申し入れてきており、先般の訪米に際してもジョンソン大統領に特に申し入れた。これに対し米側も理解を示したことは、共同声明によつて御承知のとおりである。政府は、国会の決議の趣旨に従い、施政権返還の早期実現のため一層努力するつもりである。」

（「沖縄及び小笠原諸島における施政権返還に関する決議案」の可決に際して　衆・本会議　40・4・6）

○沖縄は攻撃を受けた場合自衛隊は出動するか

佐藤首相　「沖縄の問題はこれは住民は日本国籍を持つ、この意味から日本政府はどういう考えだというお尋ねと思うが、御承知の如く、施政権をもつアメリカが第一次的に防衛の最善を尽す。わが国がやるとしても施政権を持つていないからそういう考え方で処せねばならぬ。しかし、日本はそういう場合にどうするのだ、これはなかなか難しいことで、むしろそういうことを含めて十分検討しておく必要がある。いきなり出されてもすぐ即答しかねる。」

佐藤首相　「沖縄が攻撃された時どうするかは安全について全責任を持つた処置をとるだろう。しかしながら日本政府は百万の島民、これは日本国民だ。この立場から、場合によつてはいろいろな考え方をするだろうと申した。別に自衛隊を直ちに派遣すると、か、こういう結論を出したわけでない。そのときになつて日本国民らしき行動をする。このことだけこの席で保留したい。」

（対　勝間田委員　衆・予算　40・5・31）

○沖縄への研修

小泉防衛庁長官　「沖縄に参つたのは幹部候補生学校の学生で、今年だけでなく毎年各種の見学に参つている。」

島田防衛庁教育局長　「三九年度陸上自衛隊幹部候補生学校学生三七八人、航空自衛隊幹部候補生学校学生二一六人、統合幕僚学校学生六一人、その目的は、現地の史跡の見学並びに戦史の研修、さらに米軍のいろいろな施設装備等の見学を兼ねこれら学生生徒、幹部諸君が視野を広める意味において現地に研修に参るので、現地で、米軍の指導を受けるとか、共同で演習をするとか、そういう目的で行なつているものでない。」

「三九年度から参つている。今後もそういう計画を持つている。」

（対　西村委員　衆・外務　40・5・12）

○北方領土問題

佐藤首相　「国後、択捉両島を固有の領土として返還を主張するわが国と、領土問題は解決済みとするソ連の主張とが根本的に対立して、日ソ平和条約は締結の運びとなつていない。ソ連の主張は、法的にみても歴史に徴しても容認できないことを再三指摘し、北方領土の返還を主張してきた。先般、ソ連首相との間に交換した書簡においても、この点が解決され、平和条約が早く結ばれんことを希望した。今後とも、忍耐強くソ連政府を説得するよう努力したい。」

（「北方領土返還に関する決議案」の可決に際して　衆・本会議　40・4・6）

二、防衛力整備計画

1. 第二次防衛力整備計画

○第二次防衛力整備計画

小泉防衛庁長官　「第二次防衛力整備計画はほぼ予定どおり順調に進捗しており、陸上自衛隊については、五方面隊一三ケ師団の編成はすでに昭和三七年度に完了しており、海上自衛隊では艦艇約一三万五、〇〇〇トン、航空自衛隊については全天候戦闘機部隊一一隊、その他の飛行隊一二隊計二三隊というふうに順調に進捗している。」

（対　田口委員　衆・予算・第二分科　40・2・23）

○第二次防衛力整備計画の目標

海原防衛庁防衛局長　「一定の状況を想定してその際どの程度の力があるかどうかとの趣旨の質問と思う。想定は非常にむづかしいが、現在進行中の第二次防衛力整備計画では一応整備計画の終わる四一年度でもつておおむね一ケ月程度は自分で何とかしたいというのが防衛力整備の目標である。」

（対　小林委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

○二次防と予算との関係

海原防衛庁防衛局長　「昭和三七年度では二次計画では一応一九五七億と見積っている。これが実際は二、〇四〇億、昭和三八年度では二、一六五億、これが二、三五四億になつている。三九年度では二、三八七億と見積つていたのが、二、六一三億、四〇年度では二、四六九億と見積つていたのが、二、八五〇億となつている。二次計画では人件費の大巾なベースアップは見込んでいない。この関係の費用がふえていることが一つ。それから二次計画と比べて減つているのは、たとえば陸上自衛隊においては充足率が非常に低くなつている。また海上自衛隊では数隻の建艦が予定よりおくれている。したがつて、プラスの要素マイナスの要素を差引くと以上の数字となる。」

（対　田口委員　衆・予算・第二分科　40・2・23）

○二次防に隊舎の改築、隊員の優遇、基地、演習場取得の計画が含まれているか

大村防衛庁経理局長　「第二次防衛力整備計画は一定の防衛方針のもとに一定の整備目標を設定して、それに要する経費の見積りをしているわけだが、計画内容は骨幹的なものであり、一々こまかいものまで計画をやつているわけではない。」

2. 第三次防衛力整備計画

○第三次防衛力整備計画

小泉防衛庁長官　「第三次防衛力整備計画についての基本的構想は、六月ごろをメドにまとめるよう指示した。戦闘機の機種の決定等細目にわたる問題は、もつとあとになる。機種は、防衛庁としてまだ正式に検討している段階ではない。」

小泉防衛庁長官　「第三次防衛力整備計画では、大幅な防衛力の増強は考えていない。むしろ、内容の質的な改善、近代化に力点を置いている。」

（対　大出委員　衆・外務　40・3・27）

（対　横路委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

○第三次防とナイキ、ハーキュリーズの採用

海原防衛庁防衛局長　「実は簡単な問題ではない。これは航空幕僚監部の担当部門においては、ナイキ、ハーキュリーズはある程度持ちたいという考えはある。しかし、そのことに関連して一体防空ミサイルとしてナイキ、ハーキュリーズの普通弾頭のものがいいか、あるいはホーク系統でいくのがいいかという問題もある。さらにこれを編成する人員の見積りもまだ充分でない。これをどこに配置するか、配置の場合の対空効果等についても現在検討している。現在においては何んとも申し上げられないというのが実情である。」

（対　伊藤委員　参・予算・分科会　40・3・26）

○第三次防におけるＦＸ問題

海原防衛庁防衛局長　「三次防については六月ごろから大体の構想をまとめたいと言うことで、いま検討中なので、私の口からこうだということは申し上げられないが、大体考え方としては、Ｆ104につづくＦＸというものは、三次防の期間において国産されるということにはまずならないのではないか。」

（対　伊藤委員　参・予算・分科会　40・3・26）

第四　防衛庁（自衛隊）関係

一、三矢研究

1.　三矢研究の概要

○三矢研究（昭和三八年度統合防衛図上研究実施計画）

小泉防衛庁長官　「自衛隊は法律の定めるところにより、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対してわが国を防衛する任務をもつているので、この任務達成のため、防衛計画を策定し、あらゆる場合に備えているが、このためには常に有効な部隊の運用ということに、各般の研究や教育訓練を行なつている。

昭和三八年度統合防衛図上研究は、統合幕僚会議事務局員を統裁官とした幕僚研究であつて、これを俗に三矢研究と略称していた。この研究は図上演習の形式をとつた幕僚研究で、年度統合防衛計画そのものとは別のものであり、また、防衛計画に直接取り入れるための検討でもない。」

海原防衛庁防衛局長　「図上研究の形をとつた幕僚研究であるが、統裁部と研究部ができる。統幕事務局長（田中陸将）が統裁官で、この演習の手順、日程、あるいは問題、こういうものを計画する。研究部の研究員はこれを受け八つのグループに分れているが、問題についてそれぞれ答案を出す。これについて主要なものについて、最終段階において、合同の研究をしている。この八つのグループの人員は二名乃至八名である。与えられた問題について、それぞれが答案を書いて問題点を併記してそれが終り、演習、幕僚研究が終わる、こういう形をとつている。統裁官の田中陸将を補佐する統裁部は一七名程度、研究部は

ときどきの問題により人員の出入があるが、実際に参加した者の総計は内田一佐以下三六名である。これは統合幕僚会議事務局の職員、陸海空幕僚監部、この関係のところの幕僚、こういうもので構成した。研究は二月から六月までわたつているが、この長期にわたつたのは、当初においては、それぞれの持ち場において問題について研究していたからである。最終段階だけを市ケ谷の図演講堂において、集つていろいろ兵棋を使つて演習をした。こういう経過になつている。

なぜ、このような演習が行なわれたかその背景を申し上げると、御存じの如く、第二次防衛力整備計画は昭和三七年度から発足した。この三矢研究の計画されたのは三七年度の、すなわち三八年の二月である。これは御存じのような経緯で自衛隊が整備された次第であるので、第二次防の末期において、とにもかくにもある程度の防衛力を自前で整備したいというのが二次防の趣旨である。これに基づいて一体陸海空の自衛隊が法律に定められた任務を遂行する場合、どういうふうな具体的な状況のもとに行なうべきかということを考えておく必要がある。そういう場合について、いろいろと不具合な事項もあるいは出てくるかも知れない。そういうことを研究するに当つて、図上研究という形における幕僚研究が最も適当である。かかる判断から、企画、実施されたのである。」

小泉防衛庁長官　「この研究においては先ほど申した背景であるので、わが国に対する直接侵略あるいは間接侵略ということが、どういう形で行なわれるであろうかということを想定して、この状況を七つの段階に区分して、それぞれの段階に応じて、たとえば何月何日においては防衛庁はどういうことを考えねばならない。その状況が更に進んだ場合には、今度は国家レベルにおいてどういうことが考えられるであろうか。さらに状況が進んでくると、具体的な防衛出動の準備の対策としてどういうことをせねばならぬか。これがまた進んで具体的に必要な法令等がどういう形において整備されるのであろう。さらに進んで

内閣総理大臣から出動の命令が下る。これに応じて、それぞれ長官のところからどういう指示が出て、それに基づいて各幕僚長はどういう命令を出さねばならぬであろうか。

こういうことについて、ずつと状況が移りかわつて行くわけである。それに応じて二四の問題が出ているわけである。以上、概括的に申したようなことである。」（対　亀田委員　参・予算　40・3・4）

海原防衛庁防衛局長　「この研究の結果は、第一部、第二部に分れており、第一部というのが一冊で、これは研究の概要を取りまとめたもので、第二部は四つの分冊になつておる。これは（前述の）第七の段階に応じて二四の問題が出ている。この問題と答案をとりまとめたもので、合計一、四一九頁である。」

「この演習が六月二二日に終了している。問題を与えて答案を出させ研究をするとそのつど関係のものを全部引き上げている。その演習実施の際は、約六〇部を基準にしていろいろ印刷している。演習終了後、必要部数だけ残してあとは全部焼却した。

その残つたものを取りまとめたものが若干部保管されている（第一部が一六部、第二部が九部）。」

「研究の行なわれた場所は、各自の自室と、最終段階において市ケ谷の図演講堂である。」

「自室とは、防衛庁内の各自の部屋及びそれぞれの所属各部の部屋の両方である。」

「時間は勤務時間内、ただし場合によつては自宅に持ち帰つて勉強して答案を書いた。」

「市ケ谷の図演講堂における合同演習の際には、それぞれの身分というか、立場というか、職責を明らかにする標識をつけて実施した。」

「三矢という名前をつけた理由であるが、演習の関係者が自分の演習につけた名前である。統裁官の田中陸将に私が聞いたところでは、昭和三八年度の研究、「三八」というのは「みつや」になる。同時に三つの

矢、すなわち毛利元就の三つ矢というものもあるし、さらに陸海空の三つの矢といういろいろのことがあるが、略称三矢ということを用いた、こういうことである。これが真相であろうと思う。なお、この際申し加えるが、衆議院でも当院でもいわゆる三矢作戦という言葉が使われたが、これが昨年の秋に出た有力な雑誌に米軍の三つ矢の作戦、スリーアロー作戦と同じような形で取り扱われているが、全くの誤りで、米軍にはスリーアロー作戦というものはない。」

（対　亀田委員　参・予算　40・3・5）

佐藤首相　「自衛隊自身が研究すること、また演習すること、これは私は当然だろうと思う。その内容等について、その演習の結果を採用したとか、こういうことだといろいろ問題が起るのではないか、ただいま演習していること自身、本来の責務、職務を遂行している、かように私は思う。」

（対　大倉委員　参・予・委　40・3・12）

小泉防衛庁長官　「防衛庁において幕僚監部が一つの想定を立てて図上における作戦研究をした、その研究のレポートであつて、これが防衛庁の正式の決定となつたものでなく、防衛庁長官が決定したものでもなく、全く単なる図上作戦の研究であつたと私どもは考えている。いろいろと内容について用語の不適当、不穏当、行き過ぎの点もあることは認める。また、憲法違反ではないかとの質問だが、私どもはそういう意図によつて行なわれたものでは断じてないと信じている。」

（対　加藤委員　衆・予算・第二分科　40・2・23）

小泉防衛庁長官　「統合幕僚会議においては、陸海空三自衛隊の部隊の統合的運用に関する諸問題を検討して、あわせて関係幕僚の識能の向上に資するため毎年図上演習を行なつているのであり、三矢研究は、この種の研究の一つとして行なわれたものであり、部隊の運用について図上演習の方式を用いて行なつたが、これに対して、

審判、講評等を行なつて、取りまとめと言うか、一つの結論を出したものではない。」

（対　江崎委員　衆・予・小委員会　40・3・12）

小泉防衛庁長官　「当時のこの図上研究を統裁した事務局長が秘密文書として認定し取り扱いをしたものと聞いている。」

（対　高田委員　衆・予算・小委員会　40・4・1）

小泉防衛庁長官　「自衛隊が年度、年度にいろいろな研究を、図上演習等を行なつているが、やはりこの三矢研究文書なるものは、自衛隊の幕僚の研究の業務として行なつたものであり、公務として行なつたものである。」

（対　稲葉委員　参・予・委　40・3・15）

小泉防衛庁長官　「統合幕僚会議議長の責任において研究されたことはそのとおりである。」

（対　石橋委員　衆・予算・小委員会　40・3・12）

小泉防衛庁長官　「当時の志賀長官は、その想定の内容等については詳細に報告は受けておらないで、先ほど申したように演習をやるという長官の大体の了解を求めた。そうして終つたら終つたことを簡単に口頭で林統幕議長が長官に報告したということで、内容等にわたつては詳しく承知していなかつたのではないかと考えている。」

（対　稲葉委員　参・予算　40・3・15）

小幡防衛庁官房長　「内局から参加したのは課長と三名ないし四名防衛第一課からオブザーバーとして出席している。」

（対　江崎委員　衆・予算・小委員会　40・3・12）

（対　石橋委員　衆・予算・小委員会　40・3・19）

島田防衛庁教育局長　「教育局としてもこの三矢研究については直接タッチはしていないが、やはり幕僚の研究演習という立場において関係は持つ。」（対　石橋委員　衆・予算・小委員会　40・3・19）

小泉防衛庁長官　「米軍のＭＡＡＧ（在日米軍事顧問団）ではなく、米軍の将校が通訳を連れて一回傍聴というような形で来たことがあるという事実がある。」

○三矢研究の目的

海原防衛庁防衛局長　「第二次防計画の意味は昭和四一年度を目標として、その時点においては一応自前の防衛力というものの地盤を固めたい。その力によってもかくも外部から侵略があつた場合には、安保体制によるアメリカの援助、さらに国連の援助というものを期待する間、日本の自力でともかくも一応一ケ月前後のささえというものを持つて見たい。そういう目的のためにできている。そこで、それならばその事態において三自衛隊がどのような行動を行なうか、その行動を行なう場合、現在の法制上、どのような問題があろうか、このようなことは自衛隊として考えておかねばならぬ。それまでの時点でいろいろ幕僚研究は行なわれているが、三自衛隊が万一の場合にどのような形で行動をするか、どのような点に問題があろうかということについての総合的検討はなかつたので、そういう研究としてこの三矢研究がなされた。」（対　永末委員　衆・予算・小委員会　40・4・15）

○三矢研究と今後の対策

小泉防衛庁長官　「想定の出し方、その他用語等に不適当なものがあるが、その研究をやつたこと自体は、いわゆる自衛隊の任務の上に熱心な研究をつづけたということで、これを処罰するとかいうようなことは、今日の段階において考えられることではなく、やはり、この自衛隊法を何ら逸脱したものではない。ただ将来において、一部用語の不適当の点があつて、これは大いに戒心を要し、また注意してこういうことのないようにしてゆかねばならないという点は考えている。」（対　江崎委員　衆・予算・小委員会　40・3・12）

小泉防衛庁長官　「将来にわたつて、こういう想定のもとに図上研究をやらせるかという質問に対しては、十分に将来はこういう誤解がないように、想定その他についても慎重に注意しなければならない。」（対　大倉委員　参・予算　40・2・12）

小泉防衛庁長官　「幕僚の図上演習における想定のごときも、いままでは、統幕に一任される形でやつておつたが、重要な大きな研究にはやはり長官が詳細に承知し、こういう想定の出し方等についても十分慎重な配慮を払つてゆかねばならぬと考えている。」（対　鬼木委員　参・予算　40・3・15）

海原防衛庁防衛局長　「ここに書いてある内容というのは、部隊が行動するに必要な法制が整備されなければならない、あつてほしい、こういうことの希望の表明である。

大臣からいろいろの機会に述べられている如く、部隊が行動上、任務を果すために必要な体制を整備することは私どもの責任である。今後そういう点について、関係の部局、具体的には国防会議の事務局とも関連が出て来よう。どういう法制的な措置が必要であるかについてのまず防衛庁としての検討の完成が必要

となつて来る。そういうことを今後進めて行きたい。」

（対　高田委員　衆・予算・小委員会　40・4・7）

○三矢研究に要した経費

海原防衛庁防衛局長　「研究に要した経費は約三万円の紙代であるが、これは事務用消耗品約二万五千円程度であり、会議費、印刷製本費は使用していない。印刷は各自衛隊の印刷部隊による自隊印刷である。」

（対　亀田委員　参・予算　40・3・4）

大村防衛庁経理局長　「この研究は統幕事務局で行なわれたもので、統幕の経費は、項は防衛本庁の中で、支出の目は庁費である。」

（対　川俣委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

2.　三矢研究と諸問題

○三矢研究と憲法

小泉防衛庁長官　「三矢研究が現行憲法に違反ないし抵触しているとは考えていない。ただ、用語、研究題目などの内容に不穏当、行き過ぎがあるのは認める。しかし、これが総動員体制をつくるものであるとか、政治に関与するものであるとか、国会の審議に干渉しようとする意図に出たものではないと判断している。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・18）

海原防衛庁防衛局長　「この図上研究において、現行憲法上、許されないような事態というものは想定上ない。」

（対　加藤委員　衆・予算・第二分科　40・2・23）

○三矢研究と仮想敵国

小泉防衛庁長官　「三矢図上研究における仮想敵国というのは、これまで総理大臣、防衛庁長官等が国会において仮想敵国はもたないと答弁してきたのとは意味が違つて、いわゆる図上作戦における想定上の対象国を意味するのであつて、問題の性質上やむを得ないと思う。ただし、仮想敵国という言葉を使うのは不穏当であるから、今後そういうことのないよう指導したい。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・18）

○三矢研究とシビリアン・コントロール

小泉防衛庁長官　「国防の問題は政治の上においても重要な問題であり、いわゆるシビリアン・コントロールの立場において今後一そう検討されねばならぬという御所見については全く同感である。今回、問題の三矢図上研究は幕僚の個々の研究レポートの集積であり、シビリアン・コントロールが働くずつと前の問題、あるいは下の下の問題である。このレポートが調整され、あるいは結論が出て、その中からどういうものを取捨選択するかという場合に、シビリアン・コントロールが当然働いて行かなければならぬので、この三矢研究文書とシビリアン・コントロールの関係は、さようであると考えておる。しかしながら、それは別としてあくまで、このシビリアン・コントロールの原則は固く守らなければならぬ。

また、今日の自衛隊では完全に保たれていると確信している。」

（対　迫水委員　参・予算　40・3・6）

小泉防衛庁長官　「今日、文官優位の原則は厳守しておるものと信じているし、将来にわたつてもこれはあくまで固守しなければならないものと考えている。三矢研究なるものは、統幕事務局における幕僚研究として行なわれ、各グループが、いろいろな場面を想定して自衛隊の運用並びに事態に対処するやり方を研究したレポートの集積であるが、別に長官の決裁を得ておらないし、計画として取り上げられておるものでもないし、もちろん実施するという意向のものでもない。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・18）

○三矢研究と統合防衛計画との関係

小泉防衛庁長官　「もちろん、将来にわたつて、あるいはその中の一部分でも防衛計画の中に参考として取り入れられるというようなことになるかもしれないし、また、あらゆるすべての演練、研究というものが、また、そういうふうにならなければならないものだと考えているが、三矢研究なるものが、いままでは防衛計画の中に直接取り入れられたものではないが、将来また一部分は取り上げられるというようなことになることも予想されるので、全然無関係であるとも申しあげられないし、これが直接取り上げられているということでもない。」

海原防衛庁防衛局長　「三矢研究は、三八年二月から六月まで相当長期にわたり統合幕僚会議事務局の幕僚あるいは各関係の幕僚が研究したものであり、第二次防が始まつた初年度及び二年度になるわけで、いろ

いろと非常事態を想定しての検討した結果は逐次取り入れられてくるであろう。しかし、その演習そのもの、研究そのものが直ちに当該年度の防衛計画に反映するというものではない。」

（対　江崎委員　衆・予算・小委員会　40・3・12）

○三矢研究と秘密保全

小泉防衛庁長官　「この種の庁内において機密文書とされているものが、部外に漏洩をしたということについては、私ども当局者として全く申しわけのないことで、将来こういう問題について絶滅を期すべく、さつそく指示して次官を委員長とする秘密保全の対策委員会を設置せしめて、鋭意検討を進めておる。また、いわゆるこの三矢文書の漏洩については、目下厳重な調査をつづけているが、今日の段階においてはまだ的確な報告をするところに至つていない。これが明確になると、自衛隊法の規定により、厳重に処分しなければならぬと考えている。」

（対　江崎委員　衆・予算・小委員会　40・3・12）

○三矢研究と国防会議

小泉防衛庁長官　「三矢研究はもちろん図上研究であるので、各幕でいままでどおり研究したということも、私は、これもまたそれはそれなりで、彼等の任務としてよかつたと存ずるが、こと次元の高い国の総力をあげて対処するというような問題、また、それが具体的な問題でなくとも、こと法案に関する問題とか、国会に関連のある問題というようないわゆる政治的に関係をする重要な国の施策については、将来は国防会議等で十分に論議せられるということが極めて適当ではないかと考えている。」

小泉防衛庁長官　「仰せの通りである。（昭和三六年以降、正式の国防会議は一回も開かれていないとの質問）　今後は出来るだけ国防会議がたびたび開催せられて、国防全般に関する重要な問題が論議されることが望ましいと考えている。」

（対　鬼木委員　参・予算　40・3・15）

○三矢研究と核兵器

小泉防衛庁長官　「核兵器の問題については、政府の既定方針にいささかの変更もないので、私どもはそれを堅持している。また自衛官も、その点において何らこの方針に背反する考え方を持つた者があろうとは考えていない。この三矢図上研究においていろいろな想定や解答がなされているが、これも結論において（即時報復態勢の見地からは核兵器の持込みは当然と）断定されるようなものでなく、高度の政治的判断に待つというようなことを最後に書いてある部面もあるので、核兵器の政府の既定方針をおかしたとは私どもは考えていない。」

海原防衛庁防衛局長　「日本はアメリカの核報復力に期待するが、何も日本に持ち込まれる日本の兵器とは限らないというよりはむしろ、それ以外のものである。日本国の防衛のためにアメリカの核兵器が日本に持ち込まれるということはないであろうとの私どもの判断である。」

海原防衛庁防衛局長　「たとえば、戦略的核兵器の持ち込みということになると、これは論外である。そういう能力はない。そうすると戦術的核兵器となると、地対空の兵器、地対地のいわゆる戦術的兵器に限定されると思うが、そのいずれもが、日本国内に持ち込むことが絶対に有利かということになると、私

どもはそう考えていない。（わが領域内において戦術的兵器を使うということは、同時にわが方に対する被害があるわけである。）」

海原防衛庁防衛局長　「普通考えた場合、私がかりにアメリカ側で作戦を考えた場合、第七艦隊が持つている核報復力あるいはその他の核報復力を使用するというような状況が切迫した場合には、ことさらに日本のようなところに近寄らない。その艦隊の行動を秘匿して相手を攻撃することができるから、日本には近寄らないという方策をとることのほうが、むしろ蓋然性にして多いのではないか。」

（対　石橋委員　衆・予算・小委員会　40・3・23）

○三矢研究と基地の包括的承認

小泉防衛庁長官　「基地の包括的承認の問題だが、理論的にはそういうことはあり得ないので、また実際的にも、そういうことは私はあつてはならぬことだと考えている。」

麻生防衛庁参事官　「米軍に提供している施設、区域を戦闘作戦行動の基地として使用させるということは、わが国が承認を与えれば、これは当然可能なことである。

ただ、これをどういう場合にやるかということについては、具体的な情勢を判断し、わが国の安全の上から不可分かどうか、ぜひ必要かどうかという判断に基づいて行なう。そういうことは出来る。おそらく大臣が先ほど理論的には不可能だと言われた包括承認という言葉は、要するに日本のどこを施設区域に使つて戦闘作戦行動をしてもよろしいというようなことは、これは理論的にあり得ない。こういう趣旨ではなかつたかと思うので、補足させて頂く。」

（対　高田委員　衆・予算・小委員会　40・4・7）

○三矢研究とその国会提出資料

小泉防衛庁長官　「三月一〇日付で国会に提出した資料は、問題の三矢研究がいかなるものであるかという事実を明らかにし、理解を求めるため説明資料として防衛庁で作成したものである。国会において御要求の資料はいわゆる三矢研究そのものを出せという要求であつたが、いわゆる三矢研究なるものは幕僚の想定のもとに行なつた研究の答案を集めたもので、防衛庁としての見解を決めたものでもなければ、また、それが防衛計画その他のいわゆる資料となるべきものでもない。防衛庁として決定したものでもないので、これは国会に資料として提出すべきものではないという考え方に立つて三矢研究の説明をしたのである。」

（対　米田委員　参・予算　40・3・11）

3. 年度統合防衛計画

○年度統合防衛計画

海原防衛庁防衛局長　「毎年、年度の統合防衛計画というものは、その年度の始まるときの各自衛隊の能力を見積つて、その能力に基づいて、その年度内にもし万一、直接侵略、間接侵略が起こつた場合、どういうことが出来るであろうかということを詳細に検討するわけである。たとえば、四〇年度の計画ということになると、三九年の八月頃から各幕僚間で最初の素案が検討される。これが逐次段階を経て一応まとまつたところで私の方に相談する。それで、いろいろ内局の関係部局とも意見を調整した上で案がまとまり、この決裁を得るのが通常前年度の一一月から一二月の間である。それから統合計画が決まつて、この計画を受けて各幕が同様な年度の防衛計画、整備計画をつくるわけである。この作業は年度の統合防衛

計画を立案する作業と並行してまいるので、大体毎年一一月から一二月に翌年度の統合防衛計画と各自衛隊の防衛計画が作成されるのが従来の例である。」

「この年度の統合防衛計画は、いわば昔の作戦計画であり、一般に公表するようなものでない。」

（対　稲葉委員　参・予算　40・3・15）

○業務計画

海原防衛庁防衛局長　「毎年六月から八月の間にかけて、翌年度の各自衛隊の業務計画を決定する。これに従い予算要求案を作成して、大蔵省に折衝する。予算原案が決まつた段階で、この業務計画を修正しそれによつて各部隊はそれぞれ業務を実施する。教育訓練も、この業務計画の中で行なわれる。」

（対　岡田委員　衆・予算　40・2・10）

○図上研究

島田防衛庁教育局長　「本年度は、この図上研究は二回実施している。一回は五月、七月それぞれ二日間行なつた。二回目は七月と一一月、それぞれ二日間である。内容は世界情勢に関する長期的な見積りを内容としている。

最初の第一回は、統幕並びに各幕の幕僚六名が加わつている。第二回目は一八名。来年度の予定についてはまだ明白でないが、大体三回程度行なう予定。」（対　江崎委員　衆・予算・小委員会　40・3・12）

「図上研究の場所はいずれも統幕の事務局の会議室である。この研究のテーマは長期間にわたる世界の戦略情勢を展望するということになつている。」

（対　石橋委員　衆・予算・小委員会　40・3・19）

○図上演習、図上作戦

海原防衛庁防衛局長　「これは、部隊の教育、訓練、演習等を実施する前にあらかじめ、たとえばどういう形で部隊を動かすことが適当かという意味で、実兵という言葉を使うが、実兵を指導する場合の予備的演習として図上でもつて演習する。これが図上演習の一つである。しかし、高級の幕僚等については、その幕僚の勉強のために、いわゆる演練のために、また作戦計画等行動を考える場合の勉強のため想定を考え、いろいろとものを考えさせる。このことは世界各国とも行なつており、これも図上演習、略称して図演という。」

（対　加藤委員　衆・予算第二分科　40・2・23）

二、自衛隊の行動

○領空侵犯

海原防衛庁防衛局長　「領空侵犯の事実が現存するかということについては、該当する事実はない。これは領空侵犯に対処するということで、緊急発進（スクランブル）をする体制が整つている結果である。このことは、昭和二八年一月に日米の往復書簡で当時の米軍に領空侵犯に対処することを依頼して、そのときには北海道上空に数度ソ連航空機が侵入している。しかし、日本政府とアメリカ政府との合意の上に領空侵犯に対処する体制を整えて以来、一回もない。

参考までに、毎年領空侵犯のおそれありということで緊急発進する回数は大体年に五、六百件である。」

（対　村山委員　衆・内閣　39・12・18）

○航空自衛隊の警戒態勢

海原防衛庁防衛局長　「これは五段階ある。平常の状態がナンバー・フアイブである。それから逐次、四、三、二、一と上つて行く。具体的に申すと、スクランブルへ待機の飛行場において、たとえば五分待機の飛行機が二機あるとする。その背後には一時間待機の飛行機がまた二機ある。この場合に五分待機の飛行機の数がふえるとか、あるいは一時間待機のものが三〇分待機に繰り上がるとか、そういう程度のことが段階ごとに刻まれてある。これは米軍も同じである。従つてアラートということになるといかにも直ちに発進というような感じを持つが、これはあくまで直ちに発進することがあることを予想しての準備態勢を強化せよという意味のものである。」

海原防衛庁防衛局長　「この五段階の区分、これは米軍については軍の行動であり、また、航空自衛隊についても公の席上で申し上げ得ない。ただ一般的に言つて、待機している飛行機の数が増えるとか、燃料の積み込みの準備をするとか、隊員の外出等について制限するとか、準備の段階に応じて逐次整えられて行く、こういうものである。」

海原防衛庁防衛局長　「陸上自衛隊、海上自衛隊については同様な態勢というものはない。」

（対　岡田委員　衆・予算　39・10・6）

○北部九州地区の防空体制

海原防衛庁防衛局長　「北部九州地区における防空体制としては、築城にはF86Fの二スコードロン近いものが現在配置されている。南部の新田原のF104部隊も同じく北部九州地区の防空の任務を担当してい

る。昼間における緊急発進はF86Fの部隊、夜間全天候下の緊急発進は新田原のF104の部隊が担当している。これが現在の一応の姿である。また、第二次のナイキ大隊を春日、芦屋、築城、高良台、この方面に昭和四〇年度末までに配置する予定である。」

海原防衛局長　「新田原のF104部隊の緊急発進の開始時日は本年一〇月一日である。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　38・12・18）

○新潟地震に対する自衛隊の災害派遣

三輪防衛庁官房長　「陸上自衛隊においては、東部方面隊から第一二師団の主力、第一師団の一部、第一施設団等の長官直轄部隊、人員にして六、九〇〇名、車輛一、二〇〇車輛派遣して、信濃川堤防の締め切り、給水、輸送、鉄道、道路の被害復旧、消火作業、防疫作業等に従事。海上自衛隊は艦艇二〇隻、航空自衛隊輸送機二一機、ヘリコプター延二八機を動員した。」（対　源田委員　参・内閣　39・7・13）

○南極観測に対する自衛隊の協力

島田防衛庁教育局長　「「輸送その他の協力」ということが非常に拡張して、いろいろの面で自衛隊が乗り出していくのではないか、こういう懸念があるかと思うが、やはり、主体は航空機船舶によつて観測に必要な人員、物資を輸送するのが主たる面で、「その他の協力」というのは、しいて申せば、通信業務及び雪上車の改良試験というのが、さしあたつて問題になるわけだが、そういう面について自衛隊が協力する、こういう程度のことを現在考えているわけで、これが将来、輸送以外の業務に大きく広がつていくということは毛頭考えていない。」

（対　伊藤委員　参・内閣　39・12・16）

○オリンピック支援

高橋防衛政務次官　「昭和三七年七月にオリンピック東京大会組織委員会の方からオリンピック大会運営の協力要請を正式に受けた。この要請に対して、ヨット競技には海上自衛隊、その他の部門については陸上自衛隊が主として支援に当り、海上自衛隊、航空自衛隊がこれに協力するという方針のもと、人員において約七、五〇〇名、艦艇約七〇隻、航空機一二機、車輛七〇〇両をもつて支援することに決定した。ヨット競技をのぞく全般については、東北方面の指揮下に東京オリンピック支援集団を設け、ヨット競技については、横須賀の地方総監が所要の部隊を指揮して支援にあたる。」

（対　源田委員　参・内閣　39・10・1）

○治安行動草案

小泉防衛庁長官　「治安行動草案のことについては前国会から質問があつたが、いまだ防衛庁として最終的な結論が出ていないので、今日の段階において示すことはできない。」

（対　岩間委員　参・予算　40・3・10）

○C・B・R関係

島田防衛庁教育局長　「C・B・R関係について、一応自衛隊としても基礎的な知識というものは持た

ねばならないし、また、そういうものを使用された場合における自衛隊としての防護措置というものは講じなければならぬので、化学資材についても、発煙剤、火炎放射器、あるいはガスの防護、こういう点については防護のため教育、解毒のための教育、これは僅かな時間だが、やつている。細菌に対する教育訓練これは全然行なつていないが、文献等により若干の知識は有している。しかしながら、使用することを前提としてガス類、毒ガスに類するものを研究したり、あるいは使用するための教育訓練をやるということはやつていない。」

（対　岩間委員　参・予算・分科会　40・3・26）

○三沢射爆場における航空自衛隊機の誤射事件

島田防衛庁教育局長　「今後の事故防止対策としては、標的の誤認をしないよう射場内外の偵察を行ない、まぎらわしい物件について事前にパイロットに十分説明する。また、射撃に際しては、標的及び境界線の確認を慎重に行なわせる。さらに、射場の状況や当日の気象の状況を十分考慮して、無理のない訓練を実施する。たとえば、非常に悪天候の場合には、射撃訓練を中止する。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・4）

島田防衛庁教育局長　「現在、空対地の射撃に使用している射爆場は、北海道の島松、それから米軍が管理している三沢並びに芦屋の三つがある。F104用の射爆場としては、島松が現在使用されていないので、非常に限定されている。三沢射爆場における空対地訓練は今回が初めてであつた。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・4）

小野防衛施設庁長官　「航空自衛隊の対地射爆訓練の利用度が逐次ふえてきた。それに対して、固有の

訓練場をもつていないというのが現実である。ただ、米軍に提供している射爆場を共同使用することについて、いろいろ検討している。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・4）

○防衛庁の命令形式（防衛庁訓令第三八号、防衛庁における文書の形式に関する訓令）

麻生防衛庁参事官　「命令という形式で出ているものについては、一つは行動命令、行動命令とは、自衛隊法第六章で自衛隊の行動を規定しているが、この行動と行動に伴う業務に関して長官が出す命令をいう。もう一つは、一般命令、一般命令とは、行動命令を除き、部隊、機関の編成、配置、移動、派遣あるいは、そういう部隊、機関に対する任務付与、あるいは訓練、演習の実施、検閲の実施というものについて一般命令という形で命令を出している。もう一つは個別命令、個別命令とは、個々の職員に関する人事発令以外の命令をいう。更に日常の業務に関しては、日々命令という形式で命令を出している。」

麻生防衛庁参事官　「行動命令はすべて長官の決裁を得た文書である。したがつて、命令としては長官の命令として出る。一般命令も長官の命令として出る。長官の命により幕僚長某というような文書で命令が出ているのは幕僚長限りでてているのではないかとの話だが、これは必らず長官の決裁を得、その長官の決裁を得る過程において、内局の関係、特に行動命令については防衛局の合い議を得て出ているもので、あくまで、長官の意思として出ている命令である。個別命令とか、日々命令、これは各部隊あるいは幕僚長程度が出している命令である。」

麻生防衛庁参事官　「長官指示というのは、これは自衛隊に対する各般の方針、基本的な実施計画の作

成、その他自衛隊の隊務を統轄するために必要と認める事項について、長官が各幕僚長なり付属機関なり或いは施設庁長官、或いは統幕会議に出す命令である。

それから、指令とは、長官が部隊に対して命令を出すと、基本的な重要なことは長官の命令の中に示されるが、その細部のことについて、長官が幕僚長に委任して指令させておる。陸上幕僚長指令とか、海上幕僚長指令等である。」

麻生防衛庁参事官　「現在、行動命令については、甲命令、乙命令というのがある。甲命令とは、内局が直接起案して補佐する命令で大臣の名前で出される命令である。乙命令というのは、この大臣の趣旨を受け、各幕僚長が起案して、各幕僚長関係の内局の主務の局との協議を得た上で、長官の決裁を得て出すものである。」

麻生防衛庁参事官　「昨年八月現在の数字で、行動命令については

陸上　甲命令　五件　乙命令　二四件
海上　〃　四件　〃　八件
航空　〃　四件　〃　一六件

一般命令では

陸上　甲命令　なし　乙命令　七二一件
海上　〃　なし　〃　三八一件
航空　〃　二件　〃　二二一件　である。」

麻生防衛庁参事官　「訓令、達であるが、一般的、規範的な事項については、長官が訓令という形式で決裁になり、長官の名前でこれを告示している。

この中で各幕のこまかいことにわたるものは、各幕僚長にそれぞれの訓令において委任している。この委任に基づき各幕僚長が達という形式で出せるようになつているのである。これは行動命令とは別な事項にかかるものである。」

（対　永末委員　衆・予算・小委員会　40・4・22）

○防衛庁の文部省に対する学校教育に関する要望

小泉防衛庁長官　「昭和三七年、当時の防衛庁政務次官会議で、国防意識の高揚、防衛に関する国民の関心が高まるような教育の要望をした。この要望は防衛庁の正式の見解である。」

（対　小林委員　参・予算　40・3・25）

○同和教育

堀田防衛庁教育局長　「同和教育については、信太山事件以後、陸上幕僚監部で特に「隊員の服務の指導について」という文書を起案してこの徹底をはかつている。部隊長合同等の際にも、必らずこれが問題となつており、大隊長、中隊長教育のときにも同様である。」

（対　三木委員　衆・予算・第二分科　40・2・27）

三、自衛隊の欠員問題（完全状況）

○自衛隊欠員の状況

小泉防衛庁長官　「定員の充足が行なわれないのが、自衛隊として一番の悩みのたねである。わけても陸上自衛隊は現在、二九、三七九人の欠員をもつている。これは数年間続いてきて、一向に解決をされない問題である。充足率の向上をはかるためには、自衛官の昇進率の拡大、厚生施設、宿舎など環境の整備を含む処遇の改善と募集体制の強化が必要であると思う。幸い、自衛隊の災害救援活動、オリンピックにおける支援活動が認められて、全国的に募集成績は向上している。」

堀田防衛庁人事局長　「欠員は士が大半である。定員六万に対して約二万人の欠員が士にある。しかもその欠員の半分は満期除隊者であり、残りの半分は採用されて途中でやめてゆくものである。やめてゆく理由としては、他産業からの呼びかけと、条件が思つたほどでないことによる失望とが考えられる。」

（対　浅井委員　参・決算　39・12・23）

堀田防衛庁人事局長　「昭和三九年度九月末の欠員状況は、陸上現員一四〇、九二五名、欠員三〇、五七五名、海上現員三一、六九七名、欠員一、五九四名、航空現員三七、四八〇名、欠員一、五七七名、統幕現員七五名、欠員〇、合計現員二一〇、一七七名、欠員三三、七四六名である。」

（対　伊藤委員　参・内閣　39・12・16）

堀田防衛庁人事局長　「昭和三九年一二月末現在の欠員状況は、陸上定員が一七一、五〇〇、現員が一四二、一〇三、欠員が二九、三九七、海上定員が三四、九六三、現員が三一、五一〇、欠員が三、四五三、航空定員が三九、五五三、現員が三七、五四〇、欠員が二、〇一三である。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・18）

○陸上自衛隊一三コ師団の定員並びに現員等

堀田防衛庁人事局長　「一三コ師団のうち、九コ師団が七、〇〇〇人、四コ師団が九、〇〇〇人で全部の定員は九九、七四三人である。現在員は六五、八七五人で、欠員は三三、八六八人である（昨年一一月現在）。充足率は六六％である。

その内、幹部の定員は　七、七三二人　現員　六、四三三人　充足率　八三・二％

曹の　〃　二八、八八九人　〃　二二、九一九人　〃　七九・三％

士の　〃　六三、一二二人　〃　三六、五二三人　〃　五七・九％

（士のうち、士長の定員　二三、六二一人　〃　一七、九三〇人　〃　七五・九％

一士、二士　〃　三九、五〇一人　〃　一八、五九三人　〃　四七・一％）」

（対　田口委員　衆・予算・第二分科　40・2・23）

（対　横路委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

○陸上自衛隊の定員、予算定員

渡部大蔵省主計官　「四〇年度末の陸上自衛官の定員は一七一、五〇〇人となつている。これに対して四〇年度予算は八五％で組んである。予算計上の人員は一四五、七七五人で、実際には二五、七二五人減る。定員は一七一、五〇〇であるが、過去の状況、現在の見通しから四〇年度は八五％程度が募集可能であろう。こういう考え方からやつた。」

（対　横路委員　衆・予算・分科会　40・2・26）

○陸上自衛隊の欠員

海原防衛庁防衛局長　「現在、三万人近い欠員があり、全体の約三割に当るが、欠員はほとんど士長、一士、二士に見出される。現在、普通科の中隊は定員二一三名をもつて構成され、その中で幹部は九名、曹は四六名、士長、一士、二士は一五八名となつている。士長以下で五〇名程度欠けているので、中隊は一〇〇名程度の士で編成されている。しかし、隊としての機能に致命的な欠陥はないので、全般的にみた場合、現在、一三個師団の態勢はととのつているといつてさしつかえない。」

（対　天田委員　参・決算　39・12・23）

○陸上自衛隊の欠員の原因

小泉防衛庁長官　「陸上自衛隊三万の欠員のいることは、まことに遺憾のきわみである。いろいろ原因はあると思うが、やはり青年が、自衛隊というものに魅力が少ない。任期が終つて除隊し一般民間に出ても、また再就職しなければならぬ。再就職についての特別の特典もない。また待遇等においても、最近の高度経済成長に伴い、他産業に比べて自衛隊の待遇、環境というものが、はなはだしく見劣りする。そういうところにもつて来て、若年労働力の減少からして、ますます自衛隊の欠員が続いている。一向目立つた減り方を見せない。この欠員を減少してゆくため、私どもは隊員の処遇の改善を一番大事に考えて、これを具体化していき、青少年に自衛隊に対し魅力をもつような施策をしていくと同時に、募集広報活動の強化をはかつてゆきたい。」

（対　鬼木委員　参・予算　40・3・15）

（対　伊藤委員　参・内閣　39・12・16）

○欠員と再編成

小泉防衛庁長官　「欠員が多いから実人員に適合した再編成をすべきではないかという考えのようだが、私どもは、欠員が多いために防衛計画を変更することは将来のためにならぬ。あくまで欠員補充の達成に努力したい。いままでの編成を変更するという考え方は持つていない。」

（対　鬼木委員　参・予算　40・3・15）

○陸上自衛隊の充足率

堀田防衛庁人事局長

「昭和三三年　九六・三％
昭和三四年　九四・四％
昭和三五年　八九・六％
昭和三六年　八四・三％
昭和三七年　八四・〇％
昭和三八年　八三・二％」

堀田防衛庁人事局長　「三九年一〇月末で、陸上自衛隊が欠員二九、八八二名、充足率は八二・六％、海上自衛隊は欠員一、七八二名で九四・六％、航空自衛隊が欠員一、六九一名で九五・七％となつている。欠員総計は三三、三五五名、充足率は八六・三％となつている。」

（対　川俣委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

堀田防衛庁人事局長　「私どもとしては、欠員は充足できないとは考えていない。陸上自衛隊の志願者と入隊した者との比率を調べると、昭和三五年に約七倍、三六年が六・二倍、三七年が四・三倍、三八年が約四倍の応募者があつた。最近の募集、応募の状況を調べてみると、この一〇月以降、非常に成績がよくなつている。」

（対　北村委員　参・決算　39・12・23）

○募集対策

堀田防衛庁人事局長　「現在の募集体制の強化、すなわち地方連絡部、出張所の組織、人員を強化し、予算増をはかる。また、市町村に委託している募集事務についての費用の増額をはかる。さらに隊員の生活環境を改善するために、老朽隊舎の建てかえ、娯楽・レクリエーション設備をふやすこと、食事をよくすることなどの努力をしている。」

（対　天田委員　参・決算　39・12・23）

堀田防衛庁人事局長　「地方公共団体に交付している募集委託費は、今年度は四千百万円である。これを都道府県並びに二千五百市町村に配付するので、少ないところでは数千円というところもあつて気の毒である。四〇年度の予算要求では九千百万円を請求している。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・25）

小幡防衛庁官房長　「(募)集が限界に来たのではないかとのお話しだが、(募)集の組織について、まだ限界にきておらないと判断している。と申すのは、イギリスは大体二五万に一ケ所(募)集事務所を持つている。

（対　天田委員　参・予算　39・12・23）

ところが、日本は私の調査では一二五万に一ケ所である。その兵力量の差を換算しても五〇万、或いは六〇万に一ケ所ぐらいは日本でも必要ではないか。ロンドンでも約一五ケ所(募)集事務所を持つている。日本では一千万の都会でわずか二ケ所である。そういう状態なので、もう少し都会方面で(募)集網を確実に綿密にやつて行くことも一つの方法ではないかと考えている。」（対　伊藤委員　参・内閣　39・12・16）

○募集方法

堀田防衛庁人事局長　「東京地方連絡部の活動状況についていうと、現在、部長以下二三二名であり、うち約半数が外に出て働いている。外に出る者のうちわけは、街頭に立つ者二七名、職安で業務を行なう者二一名、応募者の試験をし調べる者一七名、市町村との連絡を担当する者八名等である。大体、地方連絡部に対する募集の責任目標というものはあるが、個々人にノルマを与えて叱咤するということはない。なお、街頭募集で集まる割合はほぼ一〇%であるが、これは問題が多いので漸減させたい。」

（対　伊藤委員・中村（願）委員　参・内閣　40・2・25）

○募集経費

堀田防衛庁人事局長　「除隊者の就職援護に一千二百万円。パンフレット、スポット放送など募集宣伝費、市町村に対する事務支援の委託費、その他器材費等、募集経費の総額は、三九年度において二億二千万円である。なお、四〇年度は三億三百万円が計上されている。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・25）

○四〇年度の募集の見とおし

堀田防衛庁人事局長　「二士の募集数を大体三万一千百ないし五百ぐらいに置く予定である。新規の高卒者がふえる等の理由から、募集の方法を工夫すれば、目標数は何とか確保できるのではないか。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・25）

○入隊者とその退職

堀田防衛庁人事局長　「自衛隊に入隊した二等陸、海、空士がどういうふうに変つて来たか、三三年が三万三千、三四年二万二千、三五年二万五千、三六年三万一千、三七年三万四千、このように青年は結構集まつているが、それに引きかえ退職者―満期で除隊して行く者、途中で脱落してやめていく者、これが追つかない位多い。そのため、プラスマイナスは結局悪い数となり、充足率は悪い。これが現状である。」

（対　伊藤委員　参・予算・分科会　40・3・26）

○自衛官の退職

堀田防衛庁人事局長　「自衛官がやめたいと申し出た場合、防衛庁長官またはその委任を受けた者が承認すると、原則として退職できる。しかし、緊急事態の場合等においては、自衛官がほしいままに職務を離脱することは許されない。自衛隊法は罰則を設けてこれを禁じている。平時においても職務に忠実であるよう教育しているので、自衛官が大量にやめるようなことはない。」

（対　浅井委員　参・決算　39・12・23）

○自衛隊員の充足

堀田防衛庁人事局長　「充足の現状は非常に悪いし、完全にカバーすることは大変な難事業だと思つている。実際に自衛隊員が自衛隊を去つていく姿を考えると、一士、二士について考えると、いわゆる満期除隊をして任期が来て帰つて行く者が大体一万、途中で退職する者が一万、こういう数字になつている。この途中で退職する者は入隊後三ケ月位、生活がきつく耐えられないでやめる者もあるが、それよりもほかの職場に比して自衛官の生活がよくないということでやめていく者がかなりいるのである。また、任期を終えて帰るときに、現在一割位しか昔になれない、また空、海と異なり、特別の技能を身につけて再び自衛隊以外の職場に帰つていく所もない、そんなことで陸上の士の中途退職を決定しているのではないか。現在、募集し得る限界は大体二万数千であるが、この募集の能力もさらに工夫して、地連の組織を強化する。あるいは予算措置を十分にしてＰＲ広報の組織手段を工夫すれば、少くとも現状程度の募集能力は確保できる。」

（対　横路委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

四、Ｆ104

○Ｆ104の生産の状況

大村防衛庁経理局長　「三六年三月三一日に契約したが、その後、長雨等により生産が遅延し、予定した四〇年一月末の納期には間に合わず、二ケ月延長した。現在、生産は順調に進んでおり、三月末には予

定どおり完成する見込み。」

（対　相沢委員　参・決算　40・2・8）

○F104生産の日本工業に与えた影響

伊藤防衛庁装備局長　「航空機工業自体に対する影響では、わが国独自の技術で開発したYS11とか、三菱のMU－2とかに、いろいろの面で参考になつている。

たとえば、ケミカルミーリング、スプレーマットあるいはプラスチック部品等である。一般工業に対する影響では、油圧機器におけるオートメーション化の制御装置、電子機器材料の面で非常に大きい。」

（対　源田委員　参・内閣　39・7・13）

○F104の追加生産

小泉防衛庁長官　「昨年まで五〇機追加生産することによつて、二次防計画の七飛行隊を維持できるということであつたが、その後のF104の成績を見ると、幸いにして減耗率が当初考えたより相当成績がよく、十分でないにしても必ずしも五〇機でなくとも最低三〇機程度の追加生産をすることによつて、七飛行隊の維持が可能である。今後においても、訓練その他に十分工夫をして最善の努力を払つていけば、三〇機程度で可能であるとの見解で、大蔵省との折衝の結果、財政上の見地から五〇機というわけにはいかない、三〇機程度ならばということで、三〇機生産に落ちついた次第である。契約の相手方は、主契約の相手方が三菱重工業㈱、従契約者は川崎航空機㈱である。

単価は、第一次の一八〇機の平均単価は約四億〇、九〇〇万円となつており、今回の追加生産の分の平均単価は約五億〇、八〇〇万円になつている。」

（対　木村委員　参・予算　40・3・26）

小泉防衛庁長官　「昨年の時点においては五〇機追加生産しなければ、七飛行隊維持できないという考え方に立つて、五〇機生産を要求したが、その後、F104の飛行の成績を見ると、幸いにして非常に事故が各国の例に比すと少ない。日本におけるいままでの成績は、外国に比べて三分の一、四分の一というような程度の減耗にとどまつており、今後、この成績を維持し、さらに事故率を少なくする努力を持つなら、三〇機あればどうにか七飛行隊の維持が可能ではないかという結論に達した。」

（対　鬼木委員　参・予算　40・3・15）

海原防衛庁防衛局長　「二次防計画を立案する場合に、この前の国会において当然この五年間の間にある程度の減耗が出てくるのではないか、これの補充をどうして考えないのか、こういうことについて、当時の赤城長官と質問された方との間にやりとりがあつた。その際、防衛庁としては、この有人の要撃戦闘機とミサイルの組み合せをどうするかということについての今後の検討の結果を待つて、四〇年度に近い時期に、これを決定するということを、実は当時の防衛庁の方針として申し上げている次第である。そのときにおいては、減耗の見積りについても具体的な数字がないので、ともかく二次計画は一応二〇〇機生産ということで出発する、ということであつた。

しかし、その後、ミサイルとの関係において、要撃戦闘機というものの価値を検討したところ、やはり今後数年間、要撃戦闘機はミサイルより別個のすぐれた価値を持つという判断になつたので、減耗補充分の生産をお願いすることになつた。」

国井防衛庁装備局長　「一次生産の分の単価と二次生産の分の単価と比較して、確かに一次は四億〇、

九〇〇万円、二次は五億〇、八〇〇万円ということだが、第一次と第二次の間において、ある部分については、値上りする部分と、ある部分については値下りする部分と二つある。値下りの要素としては、第一次で手当していた技術提携費、専用治工具製作費、あるいは製造準備というような費用である。これに対し、その後の材料、部品の値上り及び加工費、加工賃等値上りの部分があり、これらを相殺すると、いま申したような値上りになるわけである。さらに、今度の第二次生産計画においては、第一次生産で国産化率の低かつた電子機器について国産化率を引き上げている。」

「国産化率については、第一次生産の場合は総平均で約四三%であるが、第二次においては約六〇%である。」

「経費の分担については、第一次では七、五〇〇万ドル、アメリカで分担することになつていたが、今回の第二次では米国負担の金額はなく、全部国内予算で充当するということになつている。」

（対　木村委員　参・予算・分科会　40・3・26）

○F104の追加生産は二次防のワク内かワク外か

小泉防衛庁長官　「F104ジェット戦闘機の追加生産問題は、二次防の航空自衛隊七飛行隊を維持するという立場から、この追加生産をする次第で、ワク内かワク外かというお尋ねに対しては、予算の面や二次防全体の計画等からすれば、当然二次防の計画内に入つておる。」

大村防衛庁経理局長　「二次防計画は、防衛方針のもとに一定の整備計画を定め、その計画の実施に必要な経費として、五ケ年間の総額一兆一千五百億ないし一兆一千八百億を見込んでおる。ただし、各年度ごとの予算を具体的に査定する場合には、それぞれ各年度ごとの財政経済費を勘案して民生安定その他の

諸施策を考慮して決定されることになつている。したがつて、二次防の整備目標を維持達成するために、F104の追加生産が必要であるという意味では、ワク内であるということが言えると思う。ただ当初、私どもが、二次防の計画を達成するのに立てた時に、防衛庁内部で事務的に参考資料として一応見積つたものがあるが、それには当初、予定していなかつたという意味においてはワク外だという言い方も出来るかと思う。」

田中大蔵大臣　「ワク内かワク外かという問題については、いま大村君が申した通り、二次防のワク内、こういう考え方が正しいと思う。」

（対　鬼木委員　参・予算　40・3・15）

○データ・リンク（F104塔載電子機器）生産問題

国井防衛庁装備局長　「データ・リンクの発注に関する経緯であるが、当初私どもは、米国でデータ・リンクの生産実績を持つているRCA、コリンズ、ヒューズの三社を選び、この三社から提案を求めた結果、ヒューズ及びコリンズが辞退して、RCA社が最終的に提案したわけである。これが昨年の八月である。このRCA社の提案について内容を検討したところ、航空自衛隊の要求する性能を満たしているとの結論に達して、このRCA提案のARR662を採用することにした。その後、RCA社が日本国内において技術提携をして日本国内で製作を担当する会社として日立製作と東芝とを指名してきた。この提案を入れ、主契約会社として日立製作を指名するという予定で、三九年五月に諸般の準備が整えば契約するという意味の生産内示をした。その後、日立製作、東芝、RCAの三社の間において生産に関する諸般の準備について打ち合せが行なわれている。」

（対　田畑委員　参・内閣　39・12・16）

○F104Jの稼働率・事故率

伊藤防衛庁装備局長　「F104の稼働率については、昭和三八年度は相当低い数字である。具体的な数字については各国とも公表していないのでかんべん願いたい。今年の四月、五月に入り、非常によくなつており、大体三八年度の86D、86Fこのくらいに近づいている。」

伊藤防衛庁装備局長　「F104の三八年度の事故率は一〇万時間当り、これは大事故件数から積算したものだが、二三・八である。そのほかのジェット機についても事故率は逓減している。86Dについてみると三五年度二八・〇、三六年度二六・九、三七年度一九・一、三八年度一四・九と逓減している。86Fについては、三五年度一七・七、三六年度一三・〇、三七年度七・四、三八年度三・二と逓減している。」

○F104の配属と事故並びにパイロット

堀田防衛庁教育局長　「F104については昨年四月、一回事故をおこしたが、そのほかは大事故をおこしていない。104のパイロットが納入編成されている部隊に対して少ないことは事実だが、パイロットが足らず、飛行機が多くて事故が多いということはない。パイロットの養成の問題については、昨年来いろいろの事情があり、当初の計画に比し若干おくれが見られたが、その後は、より現実的な計画を立て、大体計画通りに養成が進んでいる。四〇年度においては、大体F104の機数とパイロットとは見合うようになると考えている。」

（対　鬼木委員　参・内閣　39・10・1）

○F104のパイロット

島田防衛庁防衛局長　「F104のパイロットの訓練状況は、本年度当初の見込では、年度末に一〇九名となる見込である。一一月現在、すでに一〇四名のパイロットを養成しているわけで計画に対し順調に進んでいる。F104のパイロットの給源はF86Dのパイロットからであるが、五〇〇時間以上の滞空経験をもつているものが約五〇〇名いて、F104のパイロットの補給源としては、十分その中から厳選するに足るものがある。若干、パイロットの養成状況が立ちおくれているが、四一年度末、つまり二次防の末期においては飛行機に見合うパイロットの数が養成が出来るという見通しをもつている。」

（対　鬼木委員　参・内閣　39・12・16）

五、バッヂ、ナイキ、ホーク

○バッヂ組織

小泉防衛庁長官　「バッヂ組織の完成は、第二次防衛計画の完成年度までに完成する予定で進めていたが、欧州におけるバッヂの経験その他にかんがみ、さらにテストを入念に行なわなければならないというような必要を生じ、一年ほど延長して、万全を期したいということで一年間延長した。」

小泉防衛庁長官　「予算の面においては当初の計画どおり進んでいる。当初の計画二〇七億でおさまることになつている。二〇七億で全部完成するということで一切の手続を終了した。」

大村防衛庁経理局長　「予算計上しているのは、笠岡ほか三ケ所、DC四ケ所分を計上している。DC

四ケ所について大型の計算機四ケ所と考える。」

国井防衛庁装備局長　「バッヂについて総額の予算は二〇七億であるが、そのうち本体関係が一三〇億である。」

国井防衛庁装備局長　「日米の生産比率は、それぞれ五〇％程度となつている。当初、われわれとしては五〇％以上を予定していたが、その後、話し合いの結果五〇、五〇程度ということになつた。」

（対　久保委員　衆・予算　39・12・5）

○バッジの生産体制

国井防衛庁装備局長　「日本アビオトロニクス会社が政府との主契約者である。それから生産の担当としては三社それぞれ生産区分を持つているが、政府との間に契約が出来、あと、各社とも生産体制をのべると、アビオトロについてはすでに機種決定がされたあと、生産て来ているが、その概略生産体制をのべると、アビオトロについてはすでに機種決定がされたあと、生産内示があつたので、東京本社にトークスの建設本部を設け、生産準備を進め、契約締結後に生産を開始している。なお、日本電気については東京府中工場にトークスの技術部を設置して、日本電気におけるバッジ生産関係業務を統合調整して生産を開始している。また、アメリカのヒューズ社でも追尾計算機の組み立て等を終り、現在テスト中である。」

（対　伊藤委員　参・予算・分科会　40・3・26）

○バッジ組織に関する交換公文

国井防衛庁装備局長　「昨年日米間で締結されたバッジ組織に関する交換公文は当時外務省から発表さ

れたが、それについては、日本政府が設置するバッジ組織の装備等の経費の二五％—総額で九〇〇万ドル程度だが、九〇〇万ドルまでを米国政府が分担するということを骨子としたものである。それから、それに基づく技術取決めがあるが、交換公文の了解に基づき、バッジ組織の装備、資材の生産区分の決定方法それから米側経費分の支払い時期その他技術的事項を定めている。

昨年の一二月四日、この公文が取り換され、五日に政府と日本アビオトロニクスＫＫとの間にバッジ生産に関する契約を締結した。それからバッジのアビオトロとの関係において下請関係に立つものとして、日本電気、アメリカのヒューズ社がそれぞれ一定の生産分野を分担して、現に生産を進めている。」

（対　伊藤委員　参・予算・分科会　40・3・26）

○ナイキ部隊の設置

小泉防衛庁長官　「最近の航空機の進歩発達にかんがみ、在来の防空体制では空の守りは十分でないので、ナイキ部隊を設置することとした。場所は北九州に決定した。」

（対　田原委員　衆・本会議　40・1・28）

○ナイキ第二次大隊

海原防衛庁防衛局長　「航空自衛隊では、第二高射群という名前で編成する予定である。群本部は福岡県の春日町に配置の予定。各中隊全般の指揮所は背振山に現在こしらえている。ここに指揮本部を置く予定。射撃中隊は四ケ中隊であるが、二ケ中隊は芦屋、一ケ中隊は築城、一ケ中隊は高良台に配置の予定。これら全般の整備補給隊は芦屋に配置する。これが先般決定された部隊配置の予定である。」